

尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る  
環境影響評価準備書  
要約書

令和4年7月

尼崎市

本書に掲載した2万5千分の1の地図は、国土地理院発行の電子地形図25000（国土地理院）を複製して情報を追記したものである。

## 目次

第1章 事業者の氏名及び住所	1-1
第2章 対象事業の名称、目的、位置及び規模その他対象事業の内容	2-1
第1節 事業の名称	2-1
第2節 事業の種類	2-1
第3節 事業の目的	2-1
第4節 事業の位置	2-1
第5節 事業の規模	2-4
第6節 事業計画の内容	2-4
6.1 事業実施の背景及び事業計画の策定経緯	2-4
6.2 施設整備基本方針	2-5
6.3 土地利用計画、施設計画、交通計画、関連事業の状況等	2-6
6.4 事業開始予定時期	2-27
6.5 その他基本的な諸元	2-28
第3章 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	3-1
第4章 事前環境配慮の内容	4-1
第5章 実施計画書に対する意見の概要及び事業者の見解	5-1
第1節 実施計画意見の概要及び事業者の見解	5-1
第2節 実施計画審査意見に対する事業者の見解及び 当該見解に基づいて事業者が講じた措置	5-1
第3節 実施計画書の記載事項についての修正	5-4
第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	6-1
第1節 環境影響要因の抽出	6-1
第2節 環境影響評価項目	6-2
第3節 調査、予測及び評価の手法	6-6
3.1 現況調査	6-6
3.2 予測	6-10
3.3 評価	6-14
第7章 環境影響評価の結果の概要	7-1
第8章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	8-1
第9章 事後調査の実施に関する事項	9-1
第1節 対象事業に係る事後調査の項目及び手法	9-1
第2節 事後調査を行う期間及び頻度	9-5
第3節 その他市長が必要があると認める事項	9-5
第10章 環境影響評価を行った者の氏名及び住所	10-1
第11章 その他市長が必要があると認める事項	11-1
第12章 その他	12-1



## 第1章 事業者の氏名及び住所

(事業者)

事業者の氏名：尼崎市長 稲村和美

事業者の住所：兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号

(管理担当部局)

担当部局の名称：尼崎市 経済環境局 環境部 施設建設担当

担当部局の住所：兵庫県尼崎市大高洲町8番地 電話番号：06-6409-0301

## 第2章 対象事業の名称、目的、位置及び規模その他対象事業の内容

### 第1節 事業の名称

尼崎市新ごみ処理施設整備事業

### 第2節 事業の種類

廃棄物処理施設の建設※

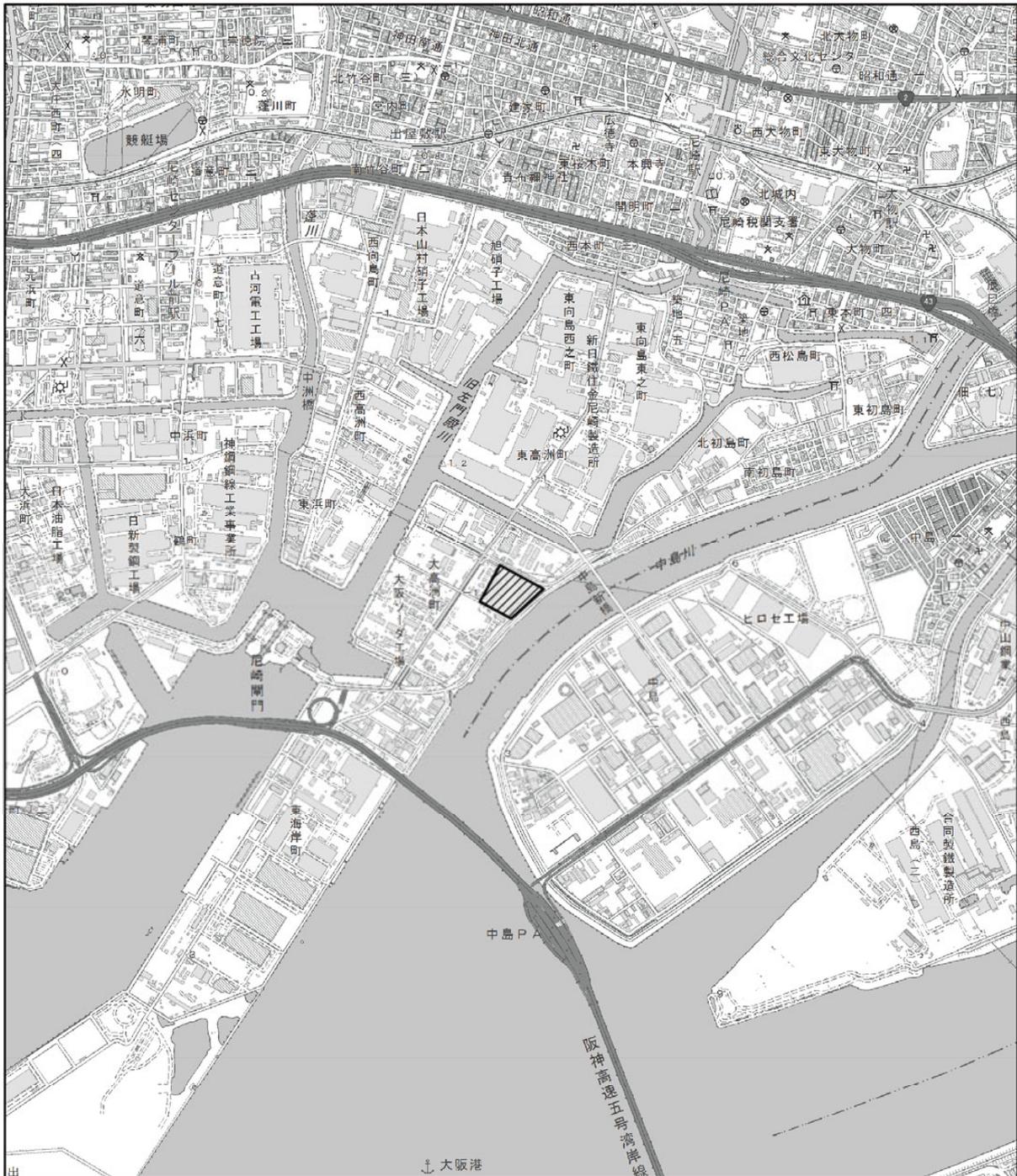
※尼崎市環境影響評価等に関する条例第2条第2号に規定される事業であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定されるごみ処理施設としては「焼却施設」、「リサイクル施設（破碎系）」、「リサイクル施設（資源系）」が該当する。

### 第3節 事業の目的

本事業は、既存のごみ処理施設である第1工場、第2工場、資源リサイクルセンター及びし尿処理施設（希釈・下水道投入施設）等の老朽化に伴う建替え工事であり、市内の一般家庭及び事業所から排出される一般廃棄物（し尿含む）を適正に処理しつつ、ごみの中に含まれる資源及び焼却施設におけるエネルギーの回収等を目的とするものである。

### 第4節 事業の位置

兵庫県尼崎市大高洲町8番地 第1工場跡地



凡例

 事業計画地

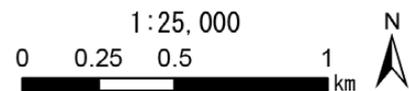


図 2-1 対象事業計画地及びその周辺地域

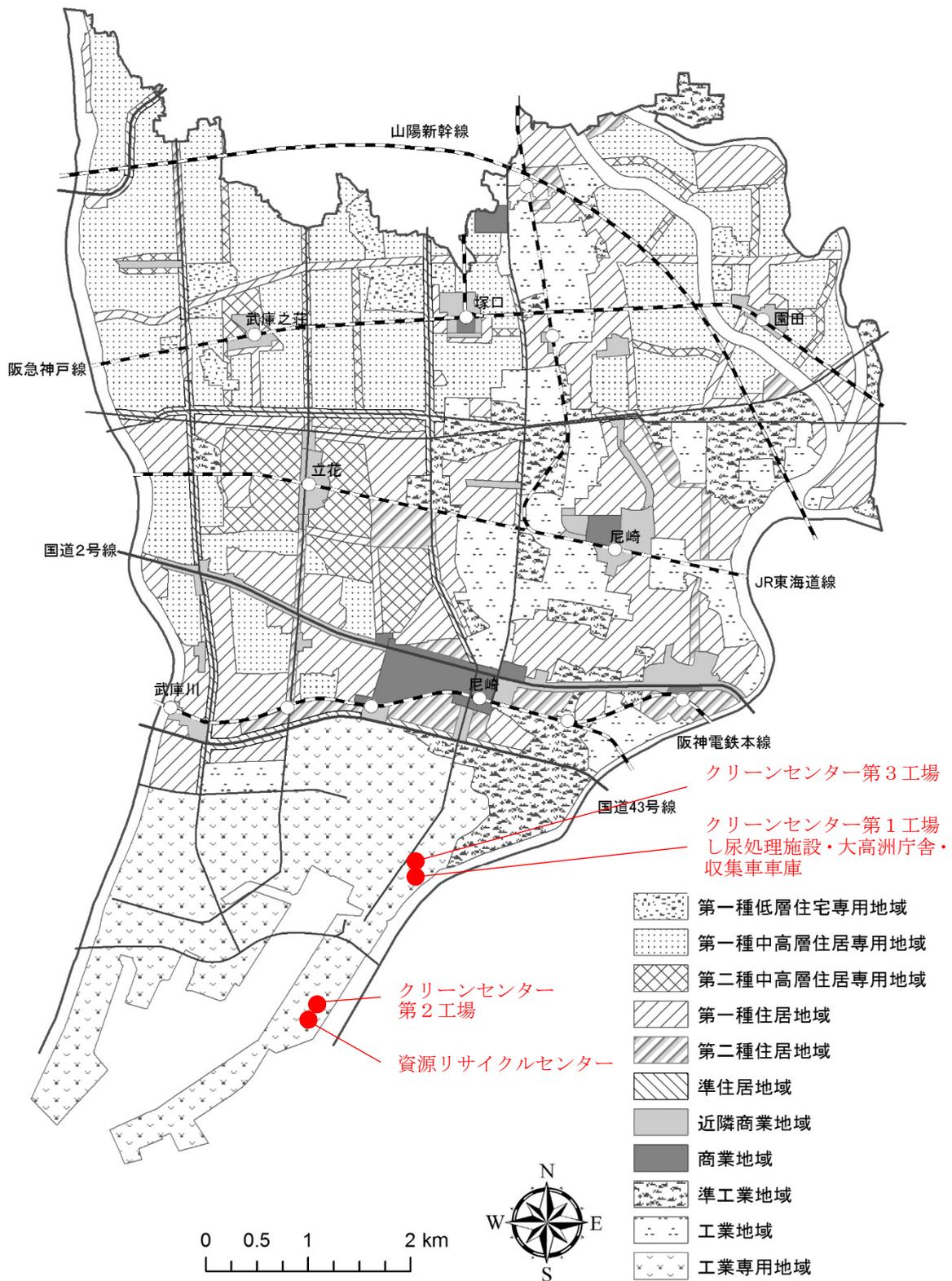


図 2-2 現有施設の位置

## 第5節 事業の規模

「尼崎市新ごみ処理施設整備基本構想」（平成 31 年 3 月、尼崎市）、「尼崎市新ごみ処理施設整備基本計画」（令和 2 年 3 月、尼崎市）及び「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」（令和 3 年 3 月、尼崎市）を踏まえた施設規模は以下のとおりである。

- 事業の規模
- ・焼却施設 447t/日※
  - ・リサイクル施設（破碎系・資源系） 55t/日※
  - ・し尿処理施設 19kL/日

※尼崎市環境影響評価等に関する条例第 2 条第 2 号の以下の規模要件に該当（し尿処理施設については、同敷地内で実施される関連事業としての位置づけである。）

規模要件：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設（以下「ごみ処理施設」という。）のうち、処理能力が 1 時間当たり 4 トン以上であるものの新設（既存の施設を除却して行う新たな施設の建設又は設置を含む。）

## 第6節 事業計画の内容

### 6.1 事業実施の背景及び事業計画の策定経緯

尼崎市のごみ焼却施設である第 1 工場は令和 7 年度まで、第 2 工場は令和 12 年度までの供用を予定している。（第 3 工場は既に稼働を停止している。）第 2 工場は平成 17 年供用開始の施設であり、一般的には稼働開始から 20 年を迎える令和 7 年頃に基幹的設備改良工事を行うことでさらに 10～15 年供用を継続することも可能であるが、令和 7 年度には第 1 工場が全て停止し、第 2 工場 1 号炉及び 2 号炉の 2 炉のみの処理体制となることから、日々発生するごみ処理を継続しつつ基幹的設備改良工事を実施することは困難となる。

そのため、第 2 工場の基幹的設備改良工事は行わず令和 12 年度までの供用とし、令和 13 年度以降は第 2 工場に替わる新ごみ焼却施設の建設を第 1 工場跡地に計画するものである。

現有施設の稼働終了年度と新施設の稼働開始年度は表 2-1 に示すとおりである。

表 2-1 現有施設の稼働終了年度及び新施設の稼働開始年度

現有施設			→		新施設	
種類		稼働終了年度			種類	稼働開始年度
焼却施設	第 1 工場	令和 7 年(2025 年)度	→		焼却施設	令和 13 年(2031 年)度
	第 2 工場	令和 12 年(2030 年)度				
資源リサイクルセンター		令和 12 年(2030 年)度			リサイクル施設	令和 13 年(2031 年)度
し尿処理施設		令和 12 年(2030 年)度			し尿処理施設	令和 13 年(2031 年)度

## 6.2 施設整備基本方針

施設整備基本方針は、表 2-2 に示すとおりである。

表 2-2 施設整備基本方針

理念 1：環境保全に配慮し地球温暖化対策に貢献する施設
<p>近年の廃棄物処理施設は、施設を構成する機器・環境保全技術の発展により、排ガス、排水、悪臭、騒音、振動等による環境影響を小さく抑えることが可能となっている。また、省エネルギー及び高効率発電等、二酸化炭素排出抑制に貢献する技術の開発も進んできている。新施設は、ダイオキシン類等をはじめとする有害物質の環境負荷を低減することが可能な施設とするとともに、本市は環境モデル都市として、廃棄物エネルギー利活用技術及び省エネルギー技術を積極的に採用し、地球温暖化対策に貢献することが可能な施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・環境保全に係る自主基準は、法規制基準よりも厳しいものとする。</li><li>・地球温暖化対策に貢献するため、施設の省エネルギー化、自然エネルギーの導入、高効率発電技術等の導入等を行い、二酸化炭素排出量を削減する。</li><li>・ごみ減量、地球温暖化対策等の情報提供及び環境教育に関する設備を導入する。</li></ul>
理念 2：安全・安心・安定的な処理が確保できる施設
<p>新施設は、本市から排出されるごみ処理の全てを担う施設である。よって施設の不具合等によりごみ処理に支障が生じれば、本市における生活環境及び公衆衛生に重大な影響を及ぼす。新施設は施設でのトラブルをできるだけ少なくし、ごみを滞ることなく安定して処理できる施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ごみ量・質による変動にも対応でき、長期間にわたり安定した稼働を持続的に行うことができる技術を導入する。</li><li>・事故が発生しないよう安全性を重視した設計を行うなど万全の対策を講じる。</li><li>・施設の建設及び運転に当たっては、市民の安心を確保するため、情報公開を行う。</li></ul>
理念 3：災害廃棄物処理への対応ができる施設
<p>東日本大震災の経験を踏まえ、今後東海・東南海・南海地震の発生に備え、環境省では災害廃棄物対策指針が策定された。廃棄物処理施設整備に対する交付金制度では、災害廃棄物処理計画の策定や、災害廃棄物受け入れに必要な設備を備えていることが、交付要件として採用されている。新施設は災害時にも可能な限り安定運転が可能とし、災害廃棄物処理及び災害時のエネルギー供給等の拠点と成り得る、必要な設備を備える施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・災害時に、平常時のごみに加えて災害廃棄物の受入に必要な設備を導入する。</li><li>・平常時に排出されるごみとは性状が異なる災害廃棄物への対応が可能な処理技術を備える。</li><li>・地震や水害により稼働不能とならないよう、耐震化及び機器配置上の対策等を講じた、災害に強い施設とする。</li></ul>
理念 4：経済性に優れた施設
<p>新施設は、市民及び国民の税金により建設・運営されるものである。そのため、建設費だけでなく、施設を適正に維持管理しつつ維持管理費及び補修費を抑えることによりライフサイクルコストを適正化するとともに、費用対効果についても十分考慮し、経済性に優れた施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・施設の計画、設計及び建設から運営、維持管理及び改修までを含めたライフサイクルコストの適正化を図る。</li><li>・将来の改修等を考慮した動線計画及び作業スペースを確保し、その際のコストを最小限にできる施設とする。</li><li>・市の財政負担を軽減するために、環境省の交付金制度を活用できる施設とする。</li></ul>

出典：「尼崎市新ごみ処理施設整備基本計画」（令和 2 年 3 月、尼崎市）

### 6.3 土地利用計画、施設計画、交通計画、関連事業の状況等

#### 1) 土地利用計画

メーカーヒアリングから想定した施設配置計画は図 2-3 に示すとおりである。

地上部の緑化は、施設周縁部を中心に実施する計画であり、「尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例」（平成 21 年尼崎市条例第 42 号）に基づき、敷地面積の 10%（約 2,600m<sup>2</sup>（建物緑地含む））を満たす緑地を確保するとともに、敷地面積の 15%（約 3,900m<sup>2</sup>（緑地含む））を満たす環境施設（緑地、太陽光パネル等）を確保する。また、兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）に基づき、利用可能な屋上面積の 20%以上の範囲において、屋上緑化及び太陽光パネルの設置等を計画する。

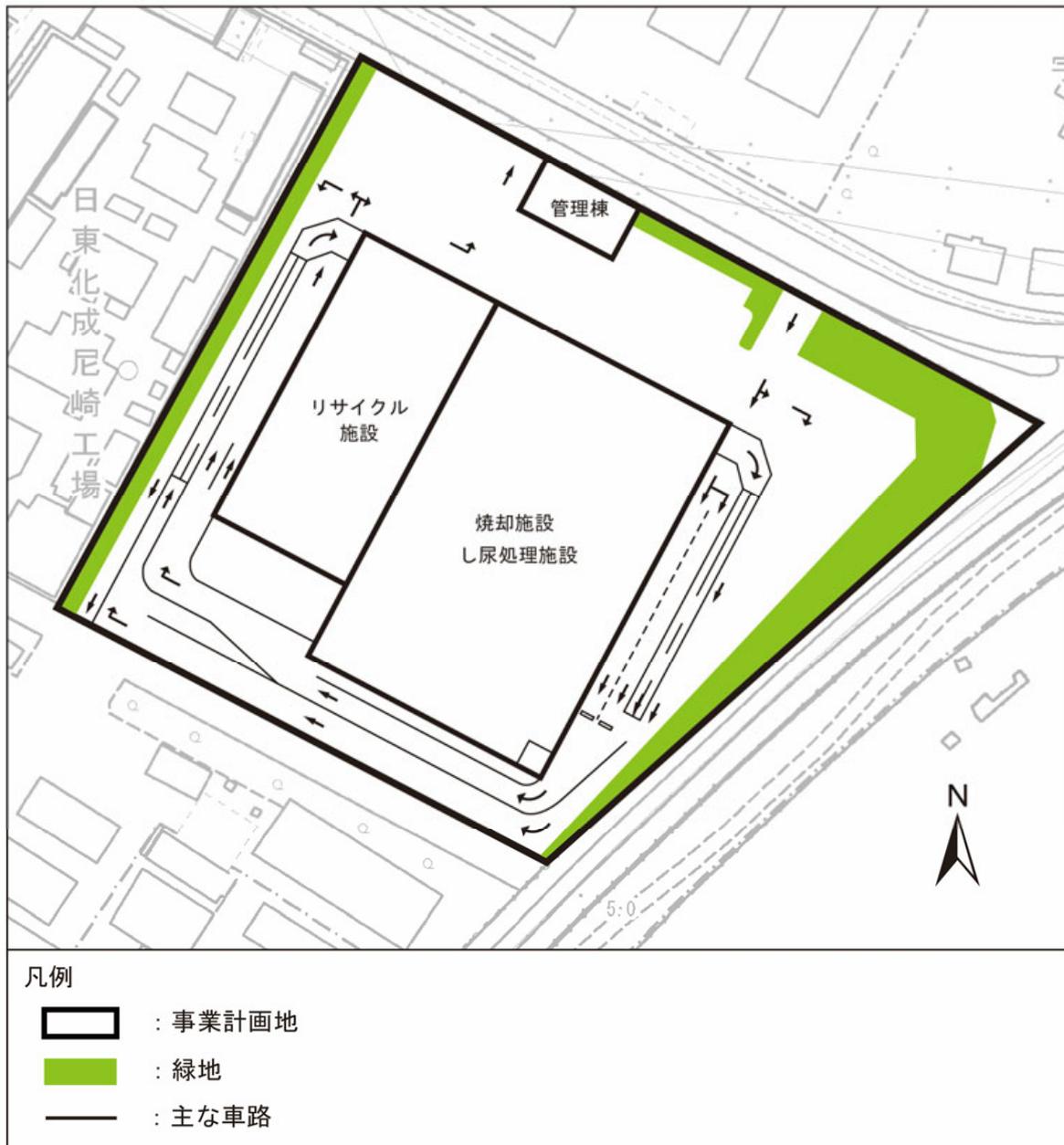


図 2-3 全体施設配置イメージ

## 2) 施設計画

### (1) 施設の概要

本事業で整備を行う施設の概要は、表 2-3 に示すとおりである。

施設規模は、「尼崎市新ごみ処理施設整備基本構想」（平成 31 年 3 月、尼崎市）、「尼崎市新ごみ処理施設整備基本計画」（令和 2 年 3 月、尼崎市）及び「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」（令和 3 年 3 月、尼崎市）を踏まえて設定されたものであり、現有施設と新施設の処理能力の比較は、表 2-4 に示すとおりである。

表 2-3 整備する施設の概要（種類及び規模）

施設名	規模
焼却施設（ストーカ式焼却方式）	447t/日（149t/日×3 炉）
リサイクル施設（破碎系）	29t/5h（うち破碎設備 17t/5h）
リサイクル施設（資源系）	26t/5h
し尿処理施設	19kL/日

表 2-4 現有施設と新施設の処理能力の比較

現有施設					新施設		
種類		処理能力		稼働状況	種類		処理能力
焼却施設	第 1 工場	第 1 機械炉	150t/日×1 炉	停止済 <sup>※1</sup>	焼却施設	149t/日×3 炉	
		第 2 機械炉	175t/日×1 炉	停止済 <sup>※1</sup>			
	第 2 工場		150t/日×1 炉	稼働中			
	第 2 工場		240t/日×2 炉	稼働中			
資源リサイクルセンター	破碎施設	70t/5h	稼働中	リサイクル施設	破碎系	29t/5h	
	選別施設	70t/5h		リサイクル施設	資源系	26t/5h	
し尿処理施設		640kL/日 <sup>※2</sup>		稼働中	し尿処理施設		19kL/日

※1：第 1 工場の第 1 機械炉及び第 2 機械炉の 1 号炉は停止しており、第 2 機械炉の 2 号炉のみ稼働している。

※2：希釈水を含む

(2) 施設規模の設定

焼却施設の規模

計画年次（令和13年度）における焼却施設の処理対象及び処理量は表2-5に示すとおりである。

表 2-5 焼却施設での処理対象となる項目及び量

		新施設	現有施設 <sup>注)</sup>
		量(t/年)	量(t/年)
1	家庭系燃やすごみ (紙類(受入時分別) ※直接持込分)	65,115 -5	75,514 -5
2	事業系ごみ(可燃)	45,581	50,694
3	大型ごみ(可燃)・臨時ごみ(可燃)	1,994	1,688
4	破碎施設からの転送ごみ (可燃性の大型ごみ・臨時ごみ及び破碎残渣)	5,164	4,565
5	選別施設からの転送ごみ(選別残渣)	1,592	1,572
7	側溝汚泥	48	48
8	不法投棄	12	12
9	し渣・脱水汚泥	192 (し渣 47t, 脱水汚泥 145t)	0 (し渣 0t 脱水汚泥 0t)
合計		119,693	134,088

注) 令和元年度の実績値を示す。

焼却施設の施設規模算定式は、以下を用いる。

■施設規模算定式（平成15年12月15日付環廃棄対策発第031215002号）

$$\frac{(\text{計画日平均排出量} \times \text{計画収集人口} + \text{直接搬入量})}{\text{実稼働率} \div \text{調整稼働率}}$$

$$= \frac{\text{処理対象量(1日当たり)}}{\text{実稼働率} \div \text{調整稼働率}}$$

※計画日平均排出量 = 1人1日当たり処理量目標（計画1人1日平均排出量）

計画収集人口 = 人口推計

実稼働率 = (365日 - 年間停止日数) ÷ 365日 ※年間停止日数は85日とする

調整稼働率 = 0.96 ※故障・一時休止・能力低下による係数

焼却施設の施設規模は表2-6に示すとおりである。

表 2-6 焼却施設の施設規模

		規模	備考
1	焼却施設	447t/日	※主灰・飛灰は、大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス)埋立を前提とする。 ※災害廃棄物はその時の処理余力により対応する。

## リサイクル施設の規模

計画年次（令和13年度）におけるリサイクル施設の処理対象物及び処理量は表 2-7 に示すとおりである。

表 2-7 リサイクル施設での処理対象となる項目及び量

		新施設	現有施設 <sup>注)</sup>
		量(t/年)	量(t/年)
<b>破砕系</b>			
1	家庭系大型ごみ(不燃)・臨時ごみ(不燃)	4,489	3,800
2	家庭系金属製小型ごみ・危険なもの	1,572	1,548
3	事業系ごみ(不燃)	45	46
4	不法投棄ごみ	27	27
破砕系合計		6,133 うち破砕対象 3,530	5,421 うち破砕対象 3,120
<b>資源系</b>			
1	家庭系ごみ(びん・缶)	3,735	5,194
2	家庭系ごみ(ペットボトル)	1,528	
3	事業系ごみ(びん・缶)	218	306
4	事業系ごみ(ペットボトル)	89	
資源系合計		5,570	5,500

注) 令和元年度の実績値を示す。

リサイクル施設の施設規模算定式は、以下を用いる。

### ■施設規模算定式（平成4年2月7日付衛環第46号）

$$\frac{(\text{計画日平均排出量} \times \text{計画収集人口} + \text{直接搬入量}) \times \text{計画月最大変動係数}}{\text{稼働率}} = \frac{\text{処理対象量(1日当たり)} \times \text{計画月最大変動係数}}{\text{稼働率}}$$

※計画日平均排出量 = 1人1日当たり処理量目標（計画1人1日平均排出量）

計画収集人口 = 人口推計

計画月最大変動係数 = ごみ種別に、過去5年間以上の収集量の実績を基礎として求める

稼働率 = (365日 - 年間停止日数) ÷ 365日 ※年間停止日数は115日とする

リサイクル施設の施設規模は表 2-8 に示すとおりである。

表 2-8 リサイクル施設の施設規模

		規模	備考
1	リサイクル施設(破砕系)	29t/5h うち破砕設備 17t/5h	※搬入物の計画月最大変動係数=1.16 ※破砕対象物の計画月最大変動係数=1.16 ※規模の小数点以下は切上げとする。
2	リサイクル施設(資源系)	26t/5h	※搬入物の計画月最大変動係数=1.16 ※規模の小数点以下は切上げとする。
合計		55t/5h	

## し尿処理施設の規模

計画年次（令和 13 年度）におけるし尿処理施設の処理対象物及び処理量は表 2-9 に示すとおりである。

表 2-9 し尿処理施設での処理対象となる項目及び量

		新施設	現有施設 <sup>注)</sup>
		量(kL/年)	量(kL/年)
1	し尿	780	899
2	浄化槽汚泥（ディスポーザー汚泥含む）	4,183	4,194
	合計	4,963	5,093

注) 令和元年度の実績値を示す。

し尿処理施設の施設規模算定式は、以下を用いる。

### ■施設規模算定式

$$\text{処理対象量(1日当たり)} \times \text{計画月最大変動係数}$$

※処理対象量(1日当たり) = 年間排出量 ÷ 365日

計画月最大変動係数 = 過去5年間以上の収集量の実績を基礎として求める

し尿処理施設の施設規模は表 2-10 に示すとおりである。

表 2-10 し尿処理施設の施設規模

		規模	備考
1	し尿処理施設	19kL/日	※計画月最大変動係数（し尿と浄化槽汚泥合計）=1.33 ※規模の小数点以下は切上げとする。 ※なお、下水処理施設への圧送は年間250日（昼間8時間）のみとする。



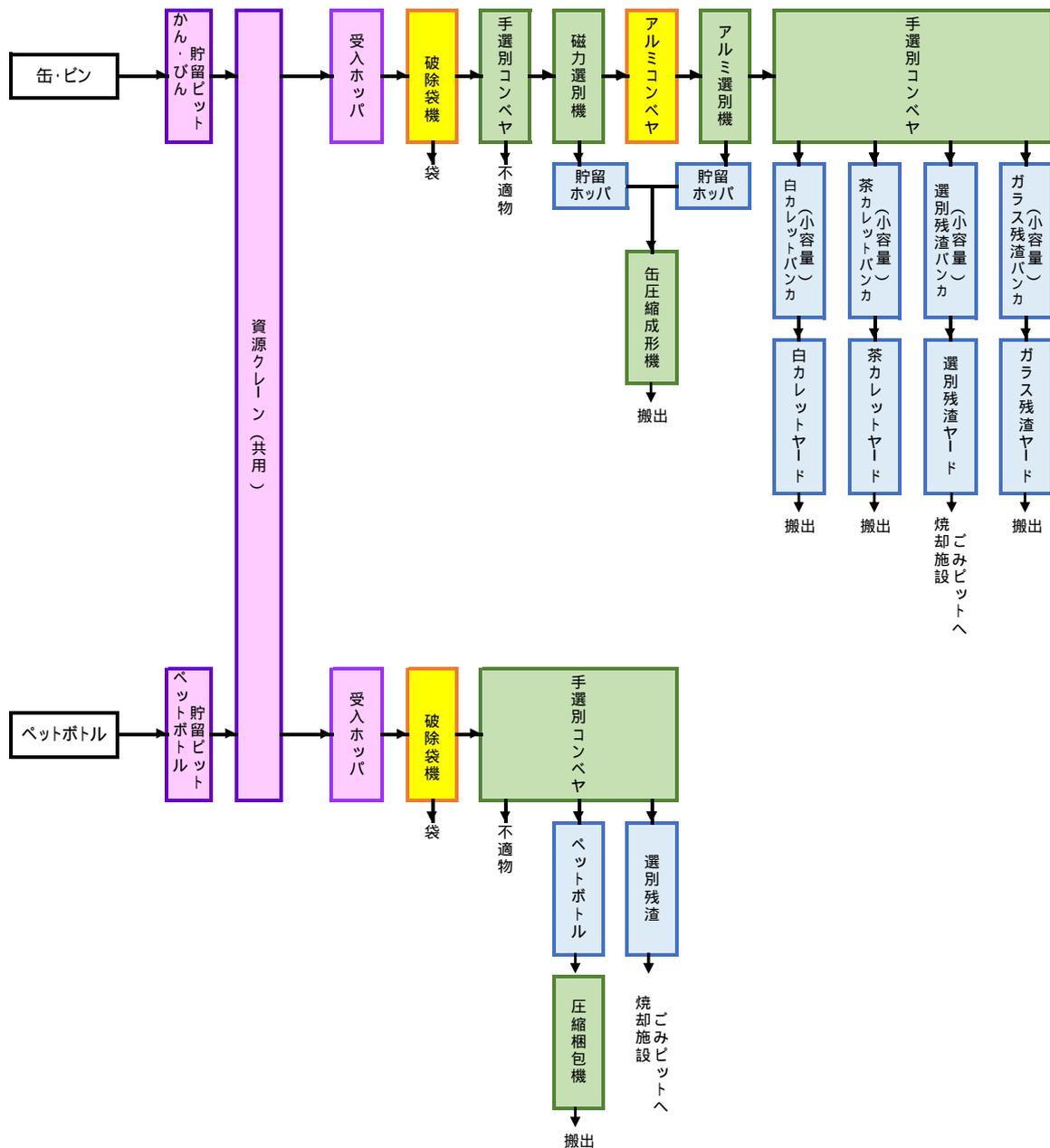


図 2-6 リサイクル施設（資源系）の基本的な処理フロー

注）図中の※は必要に応じて設置する設備を示す。

## し尿処理施設

関連事業であるし尿処理施設の基本的な処理フローは以下のとおりである。

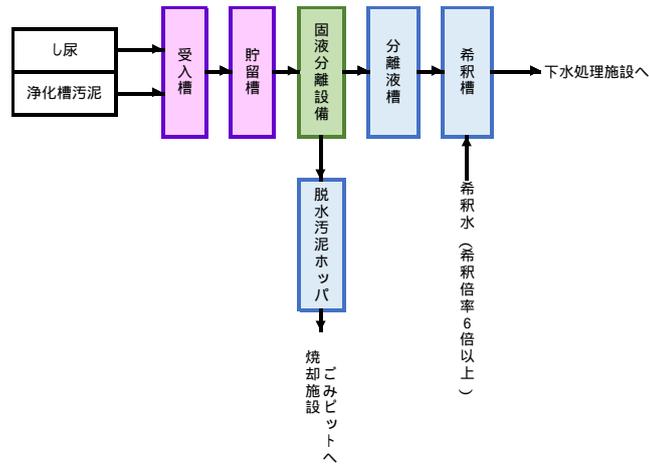


図 2-7 し尿処理施設の基本的な処理フロー

### (4) 建屋計画

メーカーヒアリングから想定した建屋断面図、平面図及び建屋立面図は図 2-8 及び図 2-9(1)～(4)に示すとおりである。なお、現在想定している建屋はプラントメーカーへのヒアリングを踏まえて設定したものであり、今後変更が生じる場合がある。

事業計画地内に、焼却施設・し尿処理施設約 100m×約 65m、リサイクル施設約 80m×約 37m、建屋高最高約 41m を計画し、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）とする。焼却施設内のごみピットは、一部を地下構造物として地上から深さ約 8m 程度を掘削するほか、灰ピット等を地階に設置する計画である。また、誘引送風機、ろ過式集じん器、ボイラ等を設置する計画である。

煙突は、現有施設の煙突（約 80m）より低い約 59m とし、焼却施設の南東側に設置することを計画している。

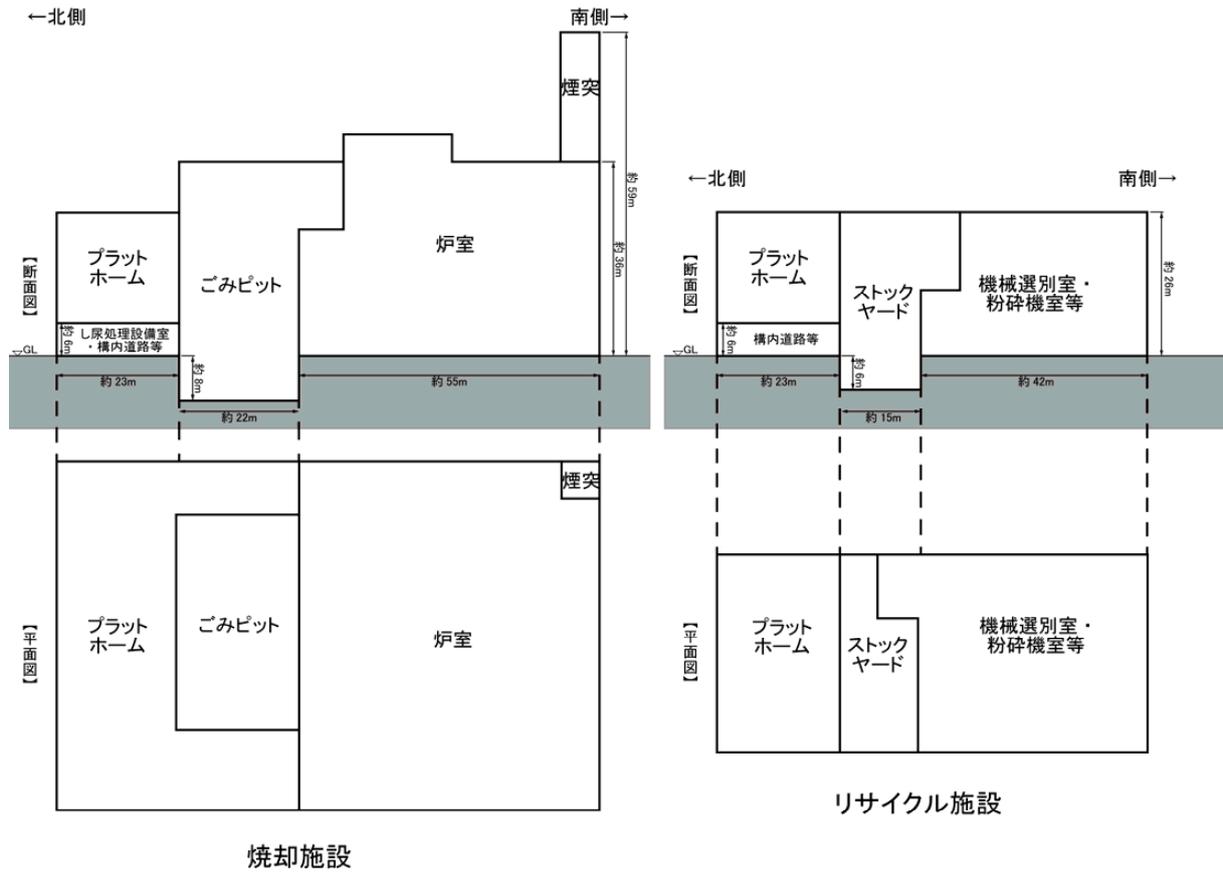


図 2-8 建屋断面図及び平面図（計画）

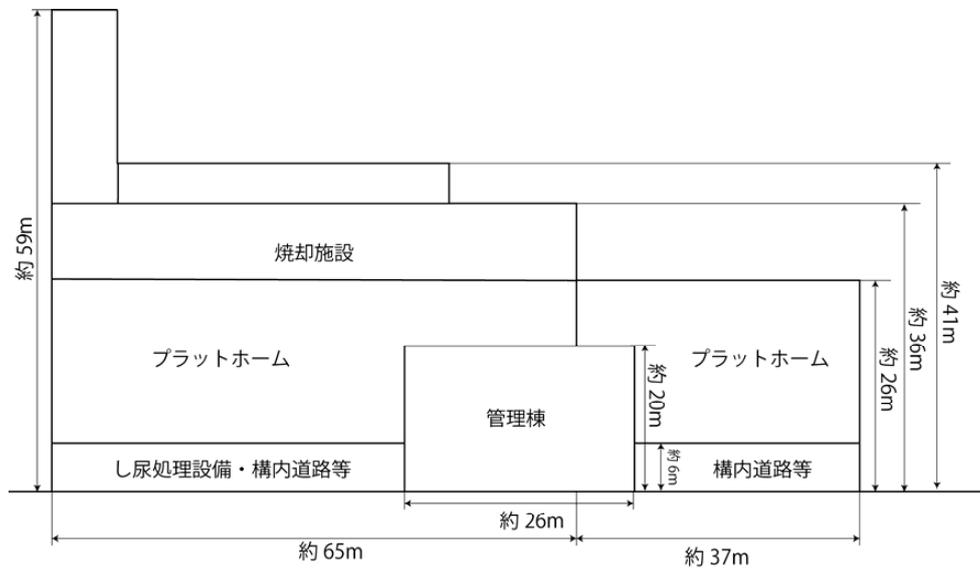


図 2-9(1) 建屋立面図（北側）（計画）

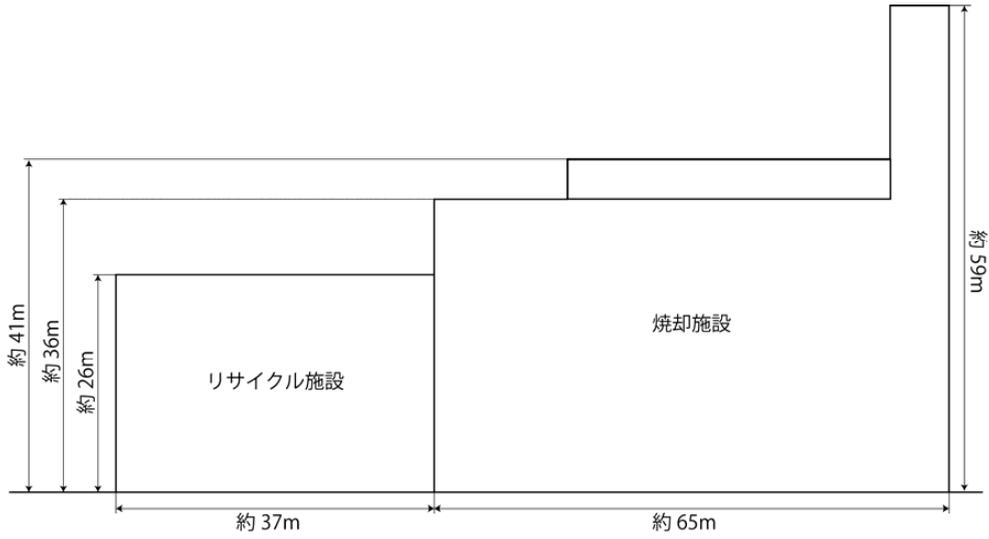


図 2-9(2) 建屋立面図(南側)(計画)

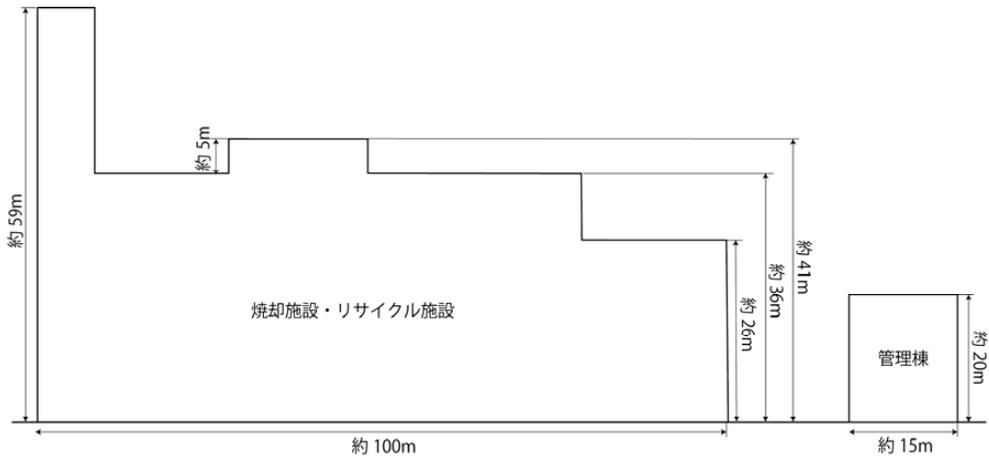


図 2-9(3) 建屋立面図(東側)(計画)

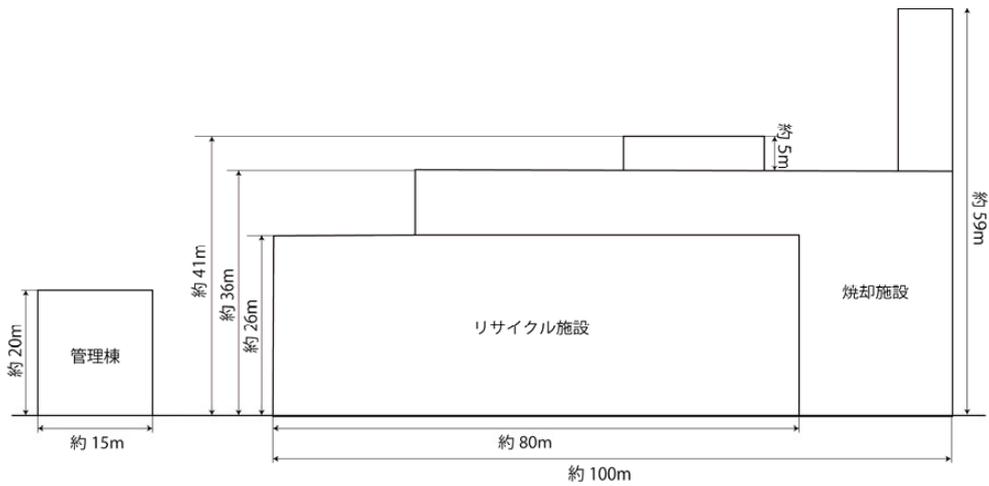


図 2-9(4) 建屋立面図(西側)(計画)

## (5) 各処理の概要

### 焼却施設

#### i) 受入・供給設備

搬入されたごみは、計量機で計量した後、プラットホームよりごみピット内に投入する。ごみはピット内でごみクレーンにより均質になるように混合・攪拌し、ごみクレーンによってごみ投入ホッパに投入する。

#### ii) 燃焼設備

ごみ投入ホッパに投入されたごみは、燃焼設備によって焼却処理する。燃焼設備は、給じん装置・燃焼装置・助燃装置等で構成される。

焼却装置では、ごみ層への空気供給を均一に行い、ごみを連続的に攪拌し、燃焼後の灰及び不燃物の排出を行う。

#### iii) 燃焼ガス冷却設備

燃焼ガス冷却設備は、ごみの燃焼によって生じた高温の燃焼ガスを安全かつ効率よく処理できるように適正な温度まで降下させるために設置する。冷却方式はごみの焼却熱を有効に回収・利用するため「廃熱ボイラ」とする。本設備は、ボイラ、エコノマイザで構成され、必要に応じて減温塔を設置する。

#### iv) 排出ガス処理設備

排出ガス中の有害物質を後掲表 2-11 で定める公害防止基準以下となるよう排出ガス処理設備において処理する。

燃焼ガスは、燃焼ガス冷却設備において適正な温度まで冷却された後、有害ガス除去設備（塩化水素、硫黄酸化物）、バグフィルタ（ばいじん、水銀、ダイオキシン類）、脱硝設備（窒素酸化物）等により処理を行う。

#### v) 余熱利用設備

焼却処理に伴う廃熱は、ボイラによって蒸気とし（エネルギー回収）、蒸気タービン発電機によって発電する。その後、蒸気は蒸気復水設備によって、循環利用する。

#### vi) 灰出設備

灰出設備によって、焼却灰及び各部で捕集された飛灰をとり集め、搬送・飛灰処理をし、場外へ搬出する。

排出ガス処理設備等で集められた飛灰は、飛灰処理装置で薬剤処理後、処理物ピットに貯留し、場外搬出する。

なお、場外搬出された焼却灰及び飛灰処理物は、大阪湾広域臨海環境整備センター（最終処分場）に搬入し、処分を行う。

#### vii) 排水処理設備

焼却施設等から発生するプラント排水及び生活排水は排水処理設備で処理後、水質汚濁防止法等の基準以下になるように適正に処理を行ったのち、公共水域（河川）へ放流する。

### リサイクル施設（破砕系）

#### i) 受入・供給設備

搬入された不燃ごみは、ごみピットに投入され、ごみピット内のごみはごみクレーンにより受入ホップに投入する。受入ホップに投入されたごみは、コンベヤ方式によって搬送される。

#### ii) 破砕設備

搬送されたごみは、破砕設備によって破砕処理される。破砕設備は、高速回転破砕機のほか、必要に応じて低速回転破砕機を設置する。

#### iii) 選別設備

磁力選別機、アルミ選別機等の選別設備により、鉄、アルミ類、破砕残渣に分別する。

#### iv) 貯留・搬出設備

選別されたごみのうち、破砕残渣は焼却施設へ搬送され、焼却処理される。鉄、アルミ類は各貯留バンクにて貯留後、場外へ搬出する。

### リサイクル施設（資源系）

#### i) 受入・供給設備

搬入されたびん・缶、ペットボトルの資源系ごみは、各ごみピットに投入され、ごみピット内のごみはごみクレーンにより受入ホップに投入する。受入ホップに投入されたごみは、コンベヤ方式によって搬送される。

#### ii) 選別設備

搬送された缶は磁力選別機、アルミ選別機の選別設備により、スチール缶、アルミ缶に分別する。びんは手選別コンベヤにより混入した不適物除去及びガラスカレット等選別を行う。ペットボトルは手選別コンベヤにより混入した不適物を除去する。

#### iii) 圧縮成型・梱包設備

選別されたスチール缶、アルミ缶は缶類圧縮成型機、ペットボトルはペットボトル圧縮梱包機にて圧縮成型・梱包される。

#### iv) 貯留・搬出設備

選別及び圧縮成型・梱包されたびん・缶・ペットボトルは各ストックヤードに貯留後、場外へ搬出する。

## し尿処理施設

### i) 受入・貯留槽

し尿・浄化槽汚泥は、受入槽に搬入後、貯留槽へ送る。

### ii) 処理・希釈・放流

前処理・固液分離設備により、し渣・汚泥を分離する。分離液は希釈した後、下水処理施設へ圧送する。

### iii) 脱水・搬出設備

し渣及び汚泥は脱水処理し、焼却施設で焼却処理する。

## (6) 公害防止基準

### 排出ガス基準

新たな焼却施設が環境保全のために目標とする値（以下「公害防止基準」という。）は、施設整備基本計画において関係法令等の規制値（以下「法規制基準」という。）及び現有施設の公害防止基準を踏まえ設定した。

このうち、大気質に係る新たな焼却施設の法規制基準及び現有施設の公害防止基準は表 2-11 に示すとおりである。新施設の排出ガス中の有害物質に係る公害防止基準は、同表の太枠内に示す値である。

大気質に係る公害防止基準は、現有施設においても大気汚染防止法の排出基準を大幅に下回る公害防止基準としており、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法の排出基準を遵守している。新施設では、現有施設よりも厳しい基準である。

表 2-11 大気質に係る法規制基準値及び現有施設の公害防止基準（焼却施設）

項目	新施設の 公害防止基準	新施設の 法規制基準	第 1 工場公害防止基準 (第 2 機械炉 2 号炉)	第 2 工場公害防止基準
ばいじん	0.01g/m <sup>3</sup> N 以下	0.04g/m <sup>3</sup> N 以下	0.03g/m <sup>3</sup> N 以下	0.02g/m <sup>3</sup> N 以下
硫黄酸化物 (SO <sub>x</sub> )	10ppm 以下	K 値=1.17	15ppm 以下	10ppm 以下
窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	30ppm 以下	250ppm 以下	75ppm 以下	30ppm 以下
塩化水素 (HCl)	25ppm 以下	430ppm 以下	38ppm 以下	25ppm 以下
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下	0.5ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下
水 銀	30 μg/m <sup>3</sup> N 以下	30 μg/m <sup>3</sup> N 以下	50 μg/m <sup>3</sup> N 以下	50 μg/m <sup>3</sup> N 以下

注 1) 表中の基準値（濃度）は、酸素濃度 12%換算値である。

注 2) 硫黄酸化物に係る K 値規制は、各施設から排出される硫黄酸化物が拡散し、着地する地点のうち、最大濃度となる地点での濃度を、一定の値以下に抑えるという考え方にに基づき、排出口の高さに応じて、硫黄酸化物の許容限度を定める規制方式である。よって、煙突が低いほど、硫黄酸化物の排出量を少なくしなければならないこととなる。K 値規制は、工場地帯のようなところで、様々な施設がある中で、地域全体として管理することを主な目的としたものである。主に硫黄分の多い重油を多く使っていたバックグラウンドの高い地域の規制を厳しくすることを狙っていたため、地域ごとに規制値が決められている。大気汚染防止法制定当時、煙突があまり高くなく、排出ガス処理技術も現在ほど発展していなかった時代には、局地的な高濃度の二酸化硫黄汚染を防止するために効果的な規制であったが、高煙突化が進み、排出ガス処理設備も発展し、さらに光化学オキシダント及び酸性雨のような広域大気汚染が問題になってきている現在では、必ずしも有効な規制方式とはいえ、他の規制方式との組み合わせが必要とされており、近年は自主基準では濃度基準を採用するごみ焼却施設が多くなっている。

注 3) 水銀は、平成 30 年 4 月から旧施設（現有施設も該当）に 50 μg/m<sup>3</sup>N 以下が適用された。新施設では 30 μg/m<sup>3</sup>N 以下が適用される。

## 排水基準

施設からの排水（プラント排水・生活排水）は、いずれも適正に処理した後、公共水域（河川）への放流を行う計画であるため、排水に係る公害防止基準は表 2-12(1)～(2)に示す値（水質汚濁防止法及び兵庫県条例の基準又は現有施設の公害防止基準）のうち、それぞれ最も低い値（**太字**）とする。

なお、し尿処理施設からの排水は下水処理施設に圧送する。

表 2-12(1) 水質に係る法規制基準及び現有施設の公害防止基準

項目	一律基準 (水質汚濁防止法)	上乗せ基準 (兵庫県条例) 排水量 100～400m <sup>3</sup> 想定	現有施設の 公害防止基準 (第2工場と同値)	
有害物質	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.03 以下	0.03 以下	<b>通常 0.01 以下</b> <b>最大 0.02 以下</b>
	シアン化合物 (mg/L)	1 以下	<b>0.3 以下</b>	—
	有機燐化合物 (mg/L)	1 以下	<b>0.3 以下</b>	—
	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下	0.1 以下	<b>通常 0.04 以下</b> <b>最大 0.05 以下</b>
	六価クロム化合物 (mg/L)	0.5 以下	0.1 以下	<b>通常 0.01 以下</b> <b>最大 0.03 以下</b>
	砒素及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下	0.05 以下	<b>通常 0.01 以下</b> <b>最大 0.03 以下</b>
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (総水銀) (mg/L)	0.005 以下	—	<b>通常 0.002 以下</b> <b>最大 0.003 以下</b>
	アルキル水銀化合物 (mg/L)	<b>検出されないこと</b>	—	—
	ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	<b>0.003 以下</b>	—	—
	トリクロロエチレン (mg/L)	<b>0.1 以下</b>	—	—
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<b>0.1 以下</b>	—	—
	ジクロロメタン (mg/L)	<b>0.2 以下</b>	—	—
	四塩化炭素 (mg/L)	<b>0.02 以下</b>	—	—
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<b>0.04 以下</b>	—	—
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<b>1 以下</b>	—	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<b>0.4 以下</b>	—	—
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<b>3 以下</b>	—	—
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<b>0.06 以下</b>	—	—
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<b>0.02 以下</b>	—	—
	チウラム (mg/L)	<b>0.06 以下</b>	—	—
	シマジン (mg/L)	<b>0.03 以下</b>	—	—
	チオベンカルブ (mg/L)	<b>0.2 以下</b>	—	—
	ベンゼン (mg/L)	<b>0.1 以下</b>	—	—
	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下	—	<b>通常 0.01 以下</b> <b>最大 0.03 以下</b>
	ほう素及びその化合物 (mg/L)	<b>10 以下</b>	—	—
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	8 以下	—	<b>通常 1.2 以下</b> <b>最大 2 以下</b>
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	<b>100 以下</b>	—	—	
1,4-ジオキサン (mg/L)	<b>0.5 以下</b>	—	—	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	10 以下	—	<b>通常 1 以下</b> <b>最大 5 以下</b>	
その他の項目等	pH (水素イオン濃度)	<b>5.8 以上 8.6 以下</b>	—	—
	BOD (生物化学酸素要求量) (mg/L)	160 以下	通常 20 以下 最大 30 以下	<b>通常 7 以下</b> <b>最大 15 以下</b>
	COD (化学的酸素要求量) (mg/L)	—	通常 20 以下 最大 30 以下	<b>通常 10 以下</b> <b>最大 19 以下</b>
	SS (浮遊物質) (mg/L)	200 以下	通常 30 以下 最大 40 以下	<b>通常 10 以下</b> <b>最大 19 以下</b>
	n-ヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (mg/L)	5 以下	<b>1 以下</b>	—
	n-ヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (mg/L)	30 以下	<b>5 以下</b>	—
	フェノール類 (mg/L)	5 以下	<b>0.1 以下</b>	—
	銅及びその化合物 (mg/L)	3 以下	<b>0.5 以下</b>	—
	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	2 以下	<b>1.5 以下</b>	—

表 2-12(2) 水質に係る法規制基準及び現有施設の公害防止基準

項目		一律基準 (水質汚濁防止法)	上乗せ基準 (兵庫県条例) 排水量 100~400m <sup>3</sup> 想定	自主基準 (第 2 工場と同値)
その他の項目等	鉄及びその化合物 (溶解性)	10 以下	2 以下	—
	マンガン及びその化合物 (溶解性) (mg/L)	10 以下	2 以下	—
	クロム及びその化合物 (mg/L)	2 以下	0.6 以下	—
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	日間平均 3,000 以下	日間平均 800 個以下	—
	窒素含有量 (mg/L)	120 以下	—	通常 15 以下 最大 20 以下
	リン含有量 (mg/L)	16 以下	—	通常 0.3 以下 最大 0.5 以下

### 悪臭防止基準

事業計画地は悪臭防止法に基づく規制地域に該当し、悪臭に係る公害防止基準は、表 2-13 に示すとおり悪臭防止法に基づく規制基準とする。

表 2-13 悪臭に係る公害防止基準 (敷地境界線)

特定悪臭物質	規制基準 (ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

### 騒音防止基準

事業計画地は、騒音規制法における規制地域に該当していないため、現有施設（第2工場）の公害防止基準と同値とし、表 2-14 に示すとおりとする。

表 2-14 騒音に係る公害防止基準（敷地境界線）

単位：dB

項目	新施設の公害防止基準	現有施設の公害防止基準 （第2工場）
昼間 (8:00~18:00)	60 以下	60 以下
夜間 (18:00~8:00)	60 以下	60 以下

### 振動防止基準

事業計画地は、振動規制法における規制地域に該当していないため、現有施設（第2工場）の公害防止基準と同値とし、表 2-15 に示すとおりとする。

表 2-15 振動に係る公害防止基準（敷地境界線）

単位：dB

項目	新施設の公害防止基準	現有施設の公害防止基準 （第2工場）
昼間 (8:00~19:00)	60 以下	60 以下
夜間 (19:00~8:00)	60 以下	60 以下

### 3) 交通計画

#### (1) 関係車両の走行ルート

現在想定している供用後における廃棄物等を搬入する施設関連車両の走行ルートは、図2-10に示すとおりである。

#### (2) 関係車両の計画台数

本事業に係る施設関連車両は、平均で通常約520台、休日約240台を計画している。

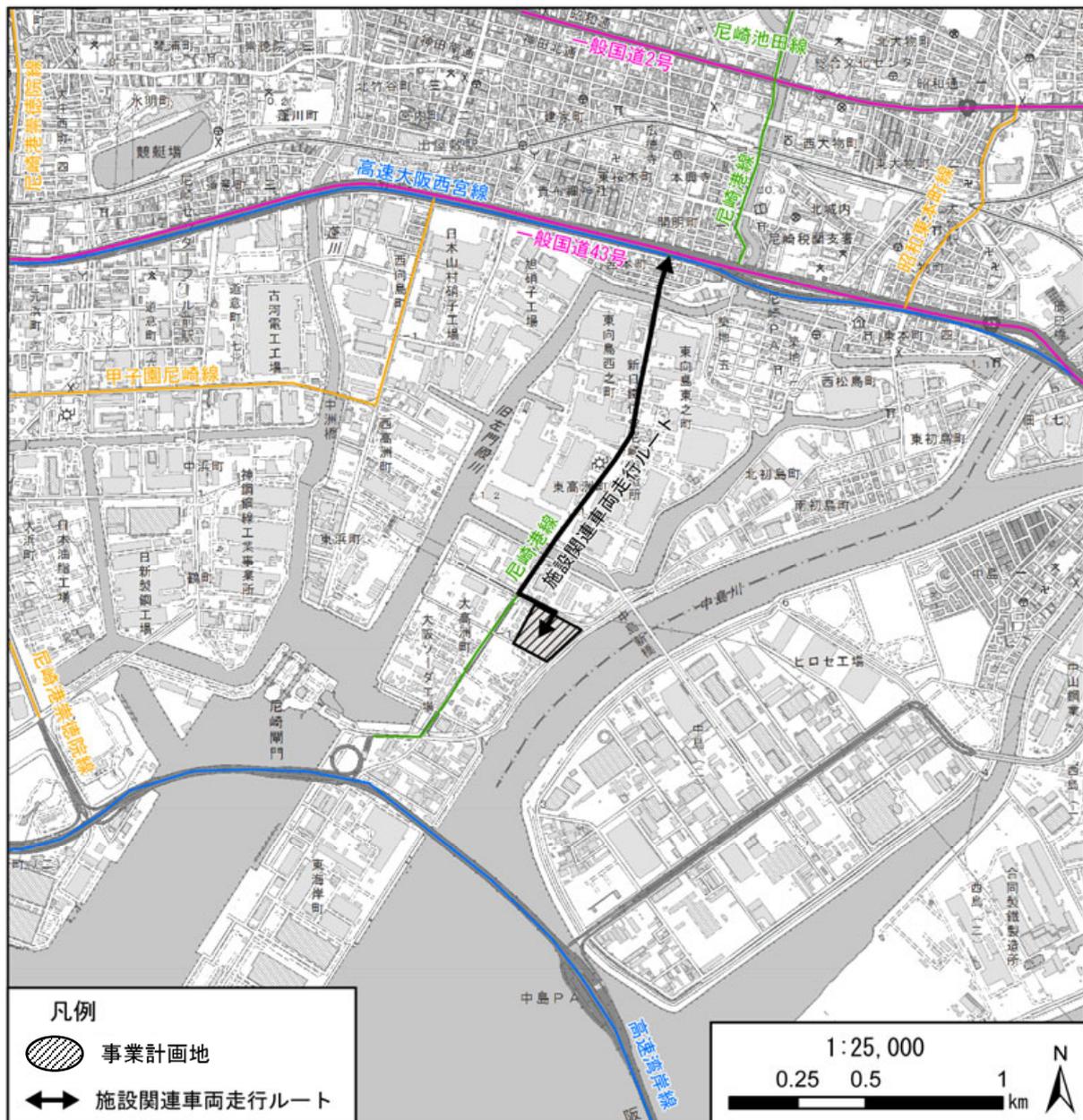


図 2-10 施設関連車両の走行ルート

#### 4) 工事計画

##### (1) 工事計画の概要

事業計画地内のクリーンセンター第1工場及び大高洲庁舎等の現有施設を解体・撤去後、建築工事として、焼却施設、リサイクル施設、し尿処理施設、管理棟の工事を実施する。各施設では、主要な工事として、仮設工事、山留・杭工事、掘削・埋戻し工事、躯体工事、プラント工事、外構工事を実施する。

想定する主要工事工程は表 2-16 に示すとおりであり、令和6年度から令和12年度の7年間を予定している。

表 2-16 想定する主要工事工程

		1年目 (令和6年度)	2年目 (令和7年度)	3年目 (令和8年度)	4年目 (令和9年度)	5年目 (令和10年度)	6年目 (令和11年度)	7年目 (令和12年度)
解体工事	解体・撤去		■	■	■	■	■	■
建築工事(焼却施設、リサイクル施設、し尿処理施設、管理棟)	仮設工事				■	■	■	■
	山留・杭				■	■	■	■
	掘削・埋戻し				■	■	■	■
	躯体工事				■	■	■	■
	プラント工事					■	■	■
	外構工事							■

##### (2) 主な工事の内容

###### 解体工事

事業計画地内のクリーンセンター第1工場及び大高洲庁舎等の現有施設の解体・撤去を行う。

###### 建築工事

###### i) 仮設工事

仮囲い（又は防塵ネット）の設置及び工事用電力、工事用水の引込み、仮設事務所等の設置を行う。

###### ii) 山留・杭工事

建屋及び各種設備機器等を設置するために山留・杭工事を実施し、基礎を築造する。

なお、準不透水層を貫通するような杭工事に際しては、土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、ケーシングの併用等を実施する。

###### iii) 掘削・埋戻し工事

ごみピット部等の掘削を実施し、掘削に伴い発生した建設発生土の一部は埋戻土として場内で再利用する。掘削の際は、土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、鋼矢板その他の遮水性を有する構造物を準不透水層まで設置又は掘削範囲内に設けた釜場からの排水によって地下水位を低下させて観測井戸による地下水位の管理を行いながら帯水層へ接しない状況で掘削を進める。

掘削により発生する湧水等については、濁水となる可能性があることから、仮設沈砂池等により水質汚濁防止法に準じた水質以下として排水する。また、処理水は定期的に計測し、水質汚濁防止法に準じた水質以下として排水する。

iv) 躯体工事

ごみピットの築造のため、鉄筋コンクリート型枠の組み上げ、コンクリート打設を行う。地下躯体の工事完了後、地上部の鉄筋コンクリート工事、鉄骨工事及び煙突の設置工事を行う。

v) プラント工事

焼却炉及び送風機、ボイラ等の機械設備を組み立て設置する。また電気設備等を取り付ける。

vi) 外構工事

新施設周囲の構内道路の整備及び緑地の整備・植栽等を行う。

なお、構内道路下はアスファルト舗装、緑地下は表層 50 cmを清浄土による覆土を実施する。

### (3) 工事用車両の走行計画

本工事の工事用車両の走行ルートは、図 2-11 に示すとおりである。

本工事の工事用車両（大型車）の走行台数が最大となる時期は、焼却施設、リサイクル施設、管理棟の建築工事（仮設工事、山留・杭工事、掘削・土工事、躯体工事）を実施している令和 10 年 4 月頃となり、片道当たり大型車（ダンプトラック等）110 台程度、小型車（通勤車両含む）70 台程度の走行を予定している。

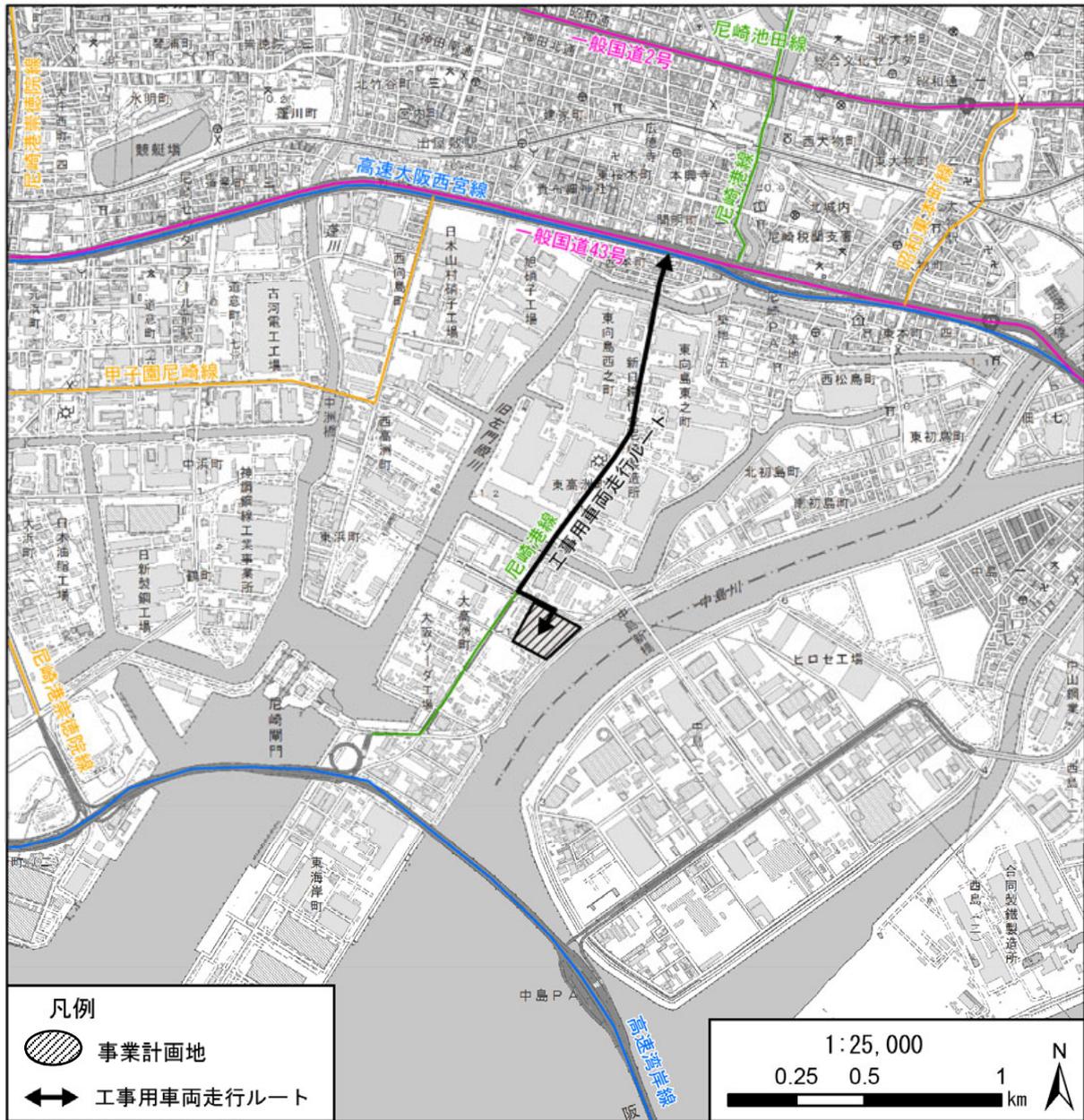


図 2-11 工事用車両の走行ルート

## 6.4 事業開始予定時期

### 1) 施設の供用開始時期

令和 13 年度（予定）

### 2) 整備期間

令和 6 年度～令和 12 年度（予定）

### 3) 現有施設の供用及び施設整備スケジュール

現時点で想定している現有施設の供用及び施設整備スケジュールは表 2-17 に示すとおりであり、概ね 7 ヶ年で工事は終了する予定である。ただし、今後予定している施設整備基本設計等の中で、全体工程の見直しを行う可能性がある。

表 2-17 現有施設の供用及び施設整備事業スケジュール

年度			R06 2024	R07 2025	R08 2026	R09 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033
解体・建設工事												
第 1 工場	第 1 機械炉	停止済										
	第 2 機械炉	1 号炉	停止済									
		2 号炉	2000 年 3 月 供用開始	2025 年度ま で供用予定	2026～2030 は 2 炉体制							
第 2 工場	1 号炉	2005 年 3 月 供用開始	2030 年度まで供用予定						2031 年度～ 新たな焼却施設と リサイクル施設の 供用開始			
	2 号炉	2005 年 3 月 供用開始										
第 3 工場		停止済										
資源リサイクルセンター		1995 年 10 月 供用開始	2030 年度まで供用予定									
し尿処理施設	受入施設	1972 年 8 月 供用開始	2030 年度まで 供用予定						2031 年度～ 新たなし尿施設の 供用開始			
	前処理施設	1983 年 3 月 供用開始										
	圧送施設	2010 年 4 月 供用開始										

## 6.5 その他基本的な諸元

### 1) 環境保全措置等

施設の計画に際しては、環境保全措置の実施及び規制値の遵守によって、周辺環境への影響を最小限にするよう努めるとともに、環境創造措置の実施によって、良好な環境の創造に努める。

施設の計画時より検討している各環境影響に対する環境保全措置等は以下に示すとおりである。

#### (1) 工事中

##### 大気質

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・掘削に伴い発生する土砂は、可能な限り事業計画地内で再利用し、周辺道路を走行する工事用車両の台数を低減する。
- ・工事用車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、車両から発生する排出ガス等を適正に保つ。
- ・工事用車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。
- ・自動車 NOx・PM 法の排出基準適合車を使用し、車両から発生する大気汚染物質の削減に努める。

##### 騒音

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・掘削に伴い発生する土砂は、可能な限り事業計画地内で再利用し、周辺道路を走行する工事用車両の台数を低減する。
- ・工事用車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、過剰な騒音の発生を防止する。
- ・工事用車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。

##### 振動

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・掘削に伴い発生する土砂は、可能な限り事業計画地内で再利用し、周辺道路を走行する工事用車両の台数を低減する。
- ・工事用車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、過剰な振動の発生を防止する。
- ・工事用車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。

## 水質

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・掘削により発生する湧水等については、濁水となる可能性があることから、仮設沈砂池等により水質汚濁防止法に準じた水質以下として排水する。
- ・処理水は定期的に計測し、処理の状況を把握する。

## 地下水質

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・掘削の際は、土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、鋼矢板その他の遮水性を有する構造物を準不透水層まで設置、又は掘削範囲内に設けた釜場からの排水によって地下水位を低下させて観測井戸による地下水位の管理を行いながら帯水層へ接しない状況で掘削を進める。
- ・準不透水層を貫通するような杭工事の際は、土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、ケーシングの併用等を実施する。
- ・地下構造物のコンパクト化等を図り、掘削量を極力最小化して、汚染の拡散リスクの低減を図る。

## 土壌汚染

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・掘削の際は、土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、鋼矢板その他の遮水性を有する構造物を準不透水層まで設置、又は掘削範囲内に設けた釜場からの排水によって地下水位を低下させて観測井戸による地下水位の管理を行いながら帯水層へ接しない状況で掘削を進める。
- ・地下構造物のコンパクト化等を図り、掘削量を極力最小化して、汚染の拡散リスクの低減を図る。
- ・掘削土は、可能な限り埋戻土等で場内利用を行い、仮置きの際は土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、飛散防止・流出防止等の対策を実施する。
- ・準不透水層を貫通するような杭工事の際は、土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、ケーシングの併用等を実施する。
- ・敷地境界には防塵ネット又は仮囲いを設置、敷地外への飛散防止を図る。
- ・構内道路下はアスファルト舗装、緑地下は表層 50 cmを清浄土による覆土を実施する。

## 廃棄物

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・建設作業員等により発生する一般廃棄物は、紙ごみの分別徹底、食品ロスの削減等の指導を実施し、発生量の低減に努める。
- ・現有施設等の解体及び建築工事に伴って発生する産業廃棄物は、産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の処理基準及び建設廃棄物処理指針」に基づき適正に処理・処分する。

- ・ 現有施設の解体に伴って発生するダイオキシン類含有物及び廃石綿等は、産業廃棄物処理業者へ委託し、特別管理産業廃棄物として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の処理基準に従って適正に処理・処分する。
- ・ 地下構造物のコンパクト化等を図り、掘削量を極力最小化し、建設発生土の発生抑制に努める。

## 資源循環

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・ 建設作業員等により発生する一般廃棄物は、分別回収するように建設作業員等への指導を実施し、再資源化を促進する。
- ・ 現有施設等の解体及び建築工事に伴って発生する産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき、積極的な分別によって、削減(リデュース)、再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)の促進及び再資源化率の低い混合廃棄物の発生抑制に努める。
- ・ 建設工事において、可能な限り再資源化された建設資材を利用する。
- ・ 木くずについては、可能な限り再資源化施設へ搬出し、再資源化の向上に努める。
- ・ 廃プラスチック類については、リサイクル関連の法令・計画等を踏まえつつ、既存データである再資源化約6割以上の処理業者へ委託を心掛け、廃プラスチック類の再資源化の向上に努める。
- ・ 建設発生土は可能な限り埋戻土として場内で再利用し、搬入土を抑制する。

## (2) 施設の存在・供用

### 大気質

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・ 高効率の排出ガス処理設備の採用及び焼却炉の適切な燃焼管理・監視を行い、排出ガス濃度の公害防止基準値を遵守する。
- ・ 排出ガス濃度等の計測により適正な施設稼働を確認するとともに、情報公開によって一般市民が本施設の運転状況を確認できるようにする。
- ・ 施設関連車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、車両から発生する排出ガスを適正に保つ。
- ・ 施設関連車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。

### 騒音

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・ 低騒音型の設備機器を採用し、必要に応じて排風機・ブロワ等への消音器取付等を検討する。また、特に大きな音の発生する設備機器は、必要に応じ、防音構造の室内に設置する。
- ・ 定期的な設備機器等の点検及び異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行う。
- ・ 施設関連車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、過剰な騒音の発生を防止する。
- ・ 施設関連車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。

### 振動

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・ 低振動型の設備機器を採用し、また、特に大きな振動源となる設備機器は、必要に応じて独立基礎又は防振装置を設置する。
- ・ 定期的な設備機器等の点検及び異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行う。
- ・ 施設関連車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、過剰な振動の発生を防止する。
- ・ 施設関連車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。

## 悪臭

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・施設稼働時には、ごみピット内の空気を燃焼用空気として引き込み、焼却炉内で臭気の高分解を行うことで、悪臭の低減を図る。
- ・施設内は負圧に保ち、ごみピットからの臭気の漏えいを防ぐ。また、リサイクル施設及びし尿処理施設においては、密閉化によって建屋内からの臭気の漏えいを防ぐ。
- ・施設休止時には、脱臭装置による脱臭を行い、悪臭の低減を図る。

## 水質

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・生活排水及びプラント排水については、排水水質濃度を水質汚濁防止法、兵庫県条例で定められた基準及び現有施設の基準値以下とする。
- ・排水量は最大でも現有施設（届出値：最大約 800m<sup>3</sup>/日）の約 1/10 以下（約 60m<sup>3</sup>/日）とし、公共用水域への放流量を低減する。
- ・排水量及び水質については、定期測定を実施し、今後法令に基づき届出を行う水質汚濁防止法等の届出値を上回らないよう管理を続ける。

## 廃棄物

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・ごみの焼却に伴う廃棄物（飛灰）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、薬剤による安定化処理を行ったうえで大阪湾広域臨海環境整備センター（最終処分場）に搬入し、適正に処分を行う。また、焼却灰の一部を灰資源化（エコセメント）し、資源化できなかった焼却灰は、大阪湾広域臨海環境整備センター（最終処分場）に搬入し、適正に処分を行う。
- ・施設の運営に伴い発生する一般廃棄物は、紙ごみの分別徹底、食品ロスの削減等の指導を実施し、発生量の低減に努める。
- ・施設の稼働に伴い発生する汚泥は焼却処理し、減容化する。

## 資源循環

### i) 環境保全措置

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・市民への周知等を行い、ごみの分別回収を推進することで、再資源化を促進する。
- ・施設の運営に伴い発生する一般廃棄物は、分別回収を推進し、再資源化を促進する。

### ii) 環境創造措置

周辺環境への良好な環境の創造に努めるために実施する環境創造措置は、以下に示すとおりである。

- ・ごみの焼却に伴う焼却灰は、一部を灰資源化（エコセメント）する。
- ・ごみの破碎・選別に伴って発生する鉄類等は再生利用する。

## 地球温暖化

### i) 環境保全措置

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・ごみ焼却によって発生する廃熱は、発電の他、場内の給湯等にも利用し、燃料使用量の削減に努める。
- ・冷暖房設備等については、動力部分のインバータ化・高効率化を図り、電力の使用量の削減に努める。

### ii) 環境創造措置

周辺環境への良好な環境の創造に努めるために実施する環境創造措置は、以下に示すとおりである。

- ・ごみ焼却によって発生する廃熱を利用した発電を実施して、施設の稼働に必要な電力を供給し、エネルギーを回収・循環利用する。余剰分は一般電気事業者へ売電する。
- ・可能な限り敷地内の緑化及び建屋の緑化等（屋上緑化、壁面緑化、太陽光パネル設置）を行う。
- ・焼却施設及びリサイクル施設の排水は可能な限り施設内で再利用し、水道使用量を低減する。

## 景観

周辺環境への影響を最小限にするために実施する環境保全措置は、以下に示すとおりである。

- ・敷地内に地域植生への影響を配慮した植栽を施すとともに、景観に配慮した色彩及びデザインを採用するなど、周辺景観との調和を図る。
- ・建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討に当たっては、「尼崎市都市美形成計画」との整合を図る。



### 第3章 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

対象事業が実施されるべき区域及びその周囲（以下「調査対象区域」という。）を対象として、その概況について既存資料などを基に把握した。

調査対象区域は図 3-1 に示す計画地を中心とした約 2 kmの範囲とし、そのうち、後述する煙突排ガスの概略予測結果を踏まえて想定した影響範囲（図 6-3：p. 6-12 参照）である尼崎市の範囲において概況を把握した。また、統計資料等により市町村単位で調べる事項については、計画地が位置する尼崎市全域を対象とした。

対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況（概要）は、表 3-1 (1)～(4)に示すとおりである。

なお、準備書の作成に当たっては、令和 3 年 12 月末までの既存資料を用いて、実施計画書の内容を更新した。

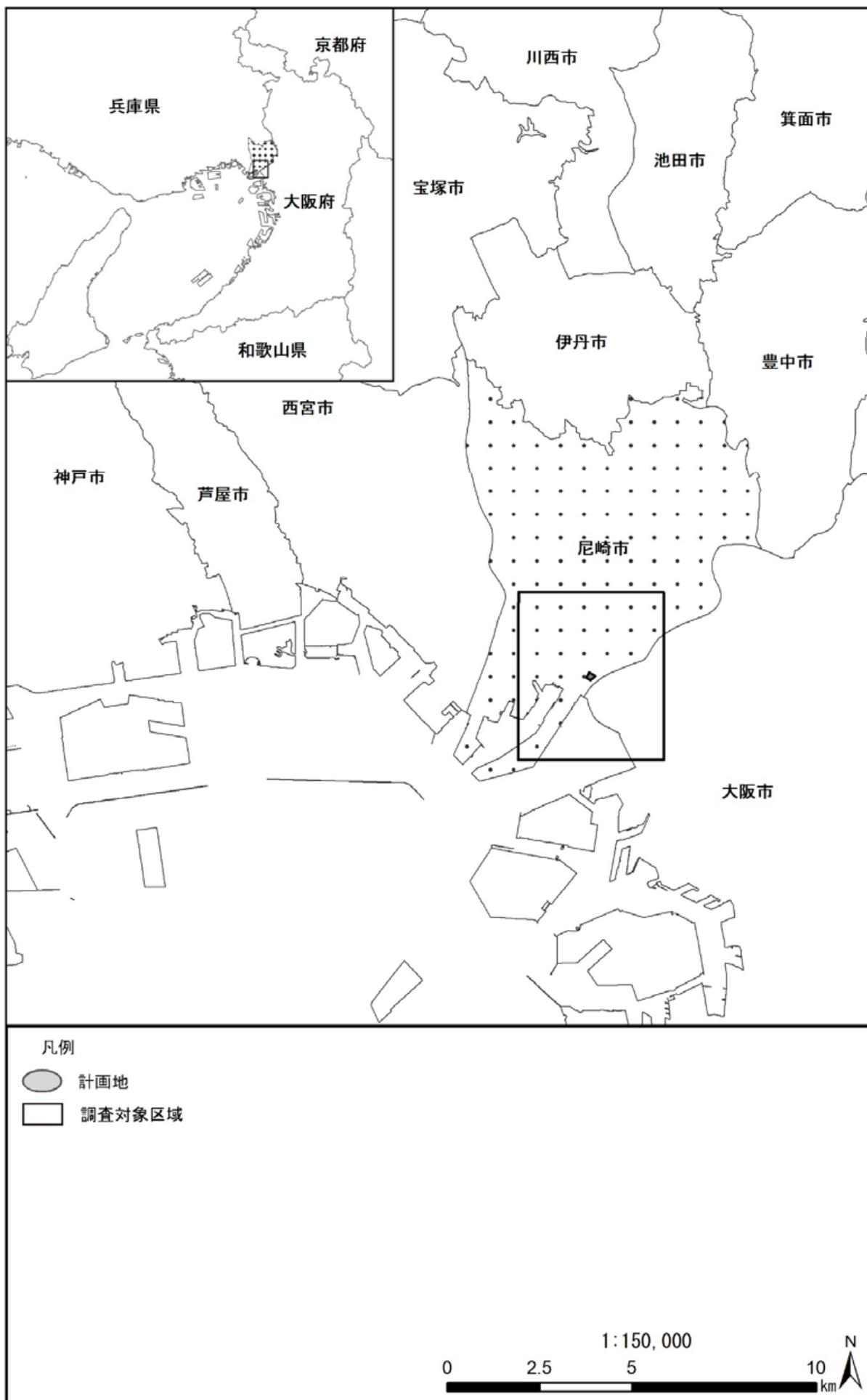


図 3-1 調査対象区域の概要

表 3-1(1) 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

項目	地域特性の概要
社会の概況	人口等 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 尼崎市における令和 3 年の人口は 451,065 人、世帯数は 220,937 世帯、人口密度は 8,893 人/km<sup>2</sup>となっている。</li> <li>● 尼崎市における人口は平成 28 年から 29 年にかけて減少し、平成 30 年から 31 年にかけて増加したが、令和 2 年にはまた減少している。</li> </ul>
	土地利用 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 尼崎市における地目別地積は、いずれの年度も宅地の占める割合が高い。また、土地利用現況図によると、調査対象区域の土地利用は工業地と公共公益用地が大半を占めている。</li> </ul>
	産業 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 尼崎市における平成 24 年以降の産業別人口は、いずれの年度も第 3 次産業が最も多く、総数は平成 26 年に最も多くなっている。産業別の従業者数では、第 1 次産業は経年的に増加、第 2 次産業は経年的に減少している。第 3 次産業は平成 26 年が最も多い。事業所数はいずれの年度も卸売・小売業が最も多く、従業者数は製造業が最も多い。</li> <li>● 尼崎市における農家数及び販売農家人口は、平成 17 年から平成 27 年にかけて減少傾向である。尼崎市における水稻の収穫量は平成 27 年以降減少傾向を示している。</li> <li>● 尼崎市における平成 30 年における事業所数は 716 事業所、従業者数は 32,647 人であり、製造品出荷額等は年間約 1 兆 3,681 億円となっている。</li> <li>● 尼崎市における事業所数は、平成 26 年に一旦減少したが、平成 28 年には増加した。また、従業者数、年間商品販売額は経年的に増加している。業種別状況（平成 28 年）をみると、年間商品販売額が最も多いのは、卸売業ではその他の卸売業、小売業では飲食料品小売業である。</li> </ul>
利水等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査対象区域には、淀川水系神崎川圏域の一級河川（左門殿川、中島川、庄下川、旧左門殿川）と、蓬川水系の二級河川である蓬川が流れている。「淀川水系神崎川圏域河川整備計画」（平成 27 年、兵庫県）及び「蓬川水系河川整備基本方針」（平成 26 年、兵庫県）によると、淀川水系神崎川圏域の河川のうち、左門殿川及び中島川は感潮区域であり、河川水の利用はない。また、庄下川及び旧左門殿川においても河川水の利用はない。一方、蓬川の法定河川区間も全て感潮区間であり、河川水の利用はない。</li> <li>● 尼崎市の地下水の利用状況は、「地下水利用衛生対策要綱」（令和元年 7 月 1 日施行）によると、尼崎市市内においては、地下水の飲用、食品関係施設での使用を禁止している。また、洗浄用水、散水用水、トイレ用水等として地下水を利用する場合は、関係する法令等の規定を遵守するとともに、必要に応じて、塩素殺菌等の衛生上の措置を行わなければならないとある。</li> <li>● 調査対象区域には、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく漁業権の設定区域は海面、内水面ともに存在しない。</li> </ul>
都市施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査対象区域に公園、緑地は 71 箇所ある。なお、調査対象地域に兵庫県立都市公園はない。</li> <li>● 尼崎市の上水道普及率は 100%となっている。尼崎市内への供給は本市の浄水場である神崎浄水場、阪神水道企業団の猪名川浄水場及び尼崎浄水場から配水すると共に、兵庫県用水供給事業の多田浄水場からの上水と猪名川浄水場からの上水を野間ポンプ室で混合し市内へ配水している。</li> <li>● 尼崎市における下水道普及率は、いずれの年度もほぼ 100%である。</li> <li>● 調査対象区域の環境保全についての配慮が特に必要な施設は、学校など 24 箇所、医療施設 7 箇所、福祉施設 5 箇所、文化施設 5 箇所分布する。</li> </ul>
交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査対象区域の交通網は、高速大阪西宮線、高速湾岸線、一般国道 2 号及び一般国道 43 号が東西に延び、事業実施想定区域周辺には一般県道の県道 57 号尼崎港線が南北に延びている。このほか、調査区域の東側には一般県道の昭和東本町線、西側には尼崎港崇徳院線及び甲子園尼崎線が南北に延びている。調査対象区域の自動車交通量をみると、平成 27 年度における平日 24 時間の自動車類交通量は、高速湾岸線の尼崎市西海岸町（区間番号「5130」）で 64,162 台と最も多い。</li> <li>● 調査対象区域の鉄道網は、東西に延びた阪神電鉄株式会社の鉄道があり、4 駅が存在する。また、いずれの年も尼崎駅の利用者数が最も多い。</li> <li>● 尼崎西宮芦屋港における入港船舶数は、平成 27 年から減少傾向にある。</li> </ul>
文化財	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査対象区域の登録文化財、指定文化財として、国登録 5 件、国指定 7 件、県指定 3 件、市指定 18 件が、埋蔵文化財として、3 件が存在する。（いずれも対象事業実施区域外）</li> </ul>

表 3-1(2) 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

項目	地域特性の概要
<p>社会の概況</p> <p>関係法律・条例などによる指定・規制など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象区域には用途地域が指定されており、事業計画地は工業専用地域に指定されている。また、調査対象区域には、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：平成 30 年法律第 22 号）に規定されている特別用途地区及び市街化調整区域があるが、いずれも計画地にはない。</li> <li>事業計画地（本施設）は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 2 年法律第 39 号）、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：平成 23 年法律第 105 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：平成 29 年法律第 45 号）等の 9 つの法令が指定されている。</li> <li>調査対象区域に騒音環境類型に指定された地域及び振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年法律第 72 号）に基づく規制地域があるが、事業計画地にはない。</li> <li>環境保全に関する計画等として、「第 5 次兵庫県環境基本計画（平成 31 年 2 月）」、「兵庫県廃棄物処理計画（平成 30 年 8 月改定）」及び「尼崎市都市美形成計画（平成 23 年 11 月）」などの主に 13 の計画がある。</li> </ul>
<p>自然の概況</p>	<p>地象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象区域の地形は、沿岸低地が大半を占め、大阪湾に面する調査対象区域の南部は埋立地となっている。また、高速大阪西宮線以北には沿岸砂州が点在する。さらに、調査対象区域の北西部には氾濫原(2)・谷底平野及び旧河道が分布する。調査対象区域の表層地質は、礫・砂・粘土（沖積層）が大半を占め、大阪湾に面する調査対象区域の南部は埋立地となっている。また、高速大阪西宮線以北には礫及び砂が点在する。なお、「活断層データベース」（産業技術総合研究所 Web サイト）によると、調査対象区域に活断層は分布していない。</li> <li>兵庫県南東部の尼崎市は、戦前より大阪市と一体となって著しい地盤沈下を経験してきた地域である。昭和 10 年頃から昭和 16 年頃までは、年間数 cm 以上の沈下が見られた。その後、終戦後の昭和 25 年頃までは他の地域と同様な戦災に伴う地盤沈下の停滞期であるが、復興とともに再び生じ始めた地盤沈下は昭和 30 年頃から一層激しくなり、年間沈下量も 20cm 程度に達した。しかし、昭和 32 年に尼崎市の一部が工業用水法の指定地域となって以来、工業用地下水の採取規制が進められ昭和 40 年頃から急激に沈下量が減少し、最近では海岸近くに年間 1cm 程度の沈下を示す地域が局部的に残る程度になっている。調査対象区域の累積沈下量は、南部地区がもっとも大きく、約 220 cm に達している。また近年、臨海部では年間 1cm 程度の沈下が見られる地点がある。</li> </ul> <p>水象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象区域には、淀川水系神崎川圏域の河川（左門殿川、中島川、庄下川、旧左門殿川）と、武庫川から六樋合併樋門で農業、工業用に取水された用水の一部が大阪湾に注ぐ二級河川の蓬川が流れている。</li> <li>大阪湾では、上げ潮時には紀淡海峡から紀伊水道の海水が流入し、湾内に流入した海水は主として湾西部の水深 30m 以深の海域を北上し、明石海峡を通過して播磨灘に流出する。一方、下げ潮時には上げ潮時とほぼ逆の向きの流れとなって、大阪湾の海水は紀伊水道に流出している。流速は、明石海峡で最も速く、上げ潮・下げ潮とも最大で 4 ノット（毎秒約 2m）以上となる。</li> <li>調査対象区域の位置する大阪湾内には恒流が存在しており、湾西部には沖ノ瀬（淡路島の北東沖の砂の丘）を中心とする強い時計回りの循環流（沖ノ瀬環流）が、湾奥部には時計回りの環流（西宮沖環流）があるといわれている。沖ノ瀬環流は潮汐残差流注）であり、上層～下層までほぼ一様に回転しており、一方、西宮沖環流は上層に限ってみられ、その形成には海水の密度分布が関係していると考えられている。</li> <li>尼崎西宮芦屋港（西宮）の平均水面は、東京湾平均海面を基準（0.000m）とした場合 0.262m であり、朔望平均満潮面と朔望平均干潮面の差は 1.590m となっている。</li> </ul> <p>気象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>尼崎市は、温暖少雨を特徴とする瀬戸内海式気候区に属し、都市気候の特徴を併せ持っている。神戸地方気象台の年平均気温の平年値は 17.0℃、年間降水量の平年値は 1277.8mm、平均風速は 3.6m/s、最多風向は東北東である。年間降水量は梅雨と秋雨の間の盛夏（8 月）に降水量が少なくなる特徴がある。令和 2 年の年平均気温は 17.6℃、平均風速は 3.6m/s、最多風向は西南西である。年間降水量が 1614.5mm と平年値より多く、特に 1 月、3 月、6 月、7 月、10 月に平年を上回る降水量が記録されている。</li> </ul>

表 3-1(3) 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

項目	地域特性の概要
環境の概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査対象区域の二酸化硫黄測定結果は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）の琴ノ浦高校において、年平均値は平成 27 年度以降横ばい傾向で推移している。また、全ての年度で環境基準を満足している。</li> <li>● 調査対象区域の二酸化窒素測定結果（年平均値）は、いずれの地点においても概ね横ばい傾向で推移している。また、全地点において、全ての年度で環境基準を満足している。</li> <li>● 調査対象区域の一酸化炭素測定結果は、自排局の両地点において、年平均値は概ね横ばい傾向で推移している。また、両地点において、全ての年度で環境基準を満足している。</li> <li>● 調査対象区域の光化学オキシダント測定結果は、一般局の琴ノ浦高校においては、昼間の 1 時間値の年平均値は概ね横ばい傾向で推移している。また、全ての年度で環境基準を満足していない。</li> <li>● 調査対象区域の浮遊粒子状物質測定結果（年平均値）は、いずれの地点においても概ね減少又は横ばい傾向で推移している。また、全地点において、全ての年度で環境基準を満足している。</li> <li>● 調査対象区域の微小粒子状物質測定結果は、自排局の両地点において、年平均値は概ね減少傾向で推移している。また、両地点において、平成 27 年度は環境基準を満足していないが、平成 28 年度以降は満足している。</li> <li>● 調査対象区域の大気環境中のダイオキシン類測定結果（年平均値）は、0.013～0.025pg-TEQ/m<sup>3</sup>の間で推移している。また、全ての年度で環境基準を満足している。</li> <li>● 調査対象区域の有害大気汚染物質測定結果のうち、環境基準が設定されている項目についてみると、全地点において、いずれの年度も環境基準を満足している。</li> </ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国道 43 号武庫川測定所における自動車騒音は、平成 27 年度から令和元年度にかけて横ばい傾向で推移している。また、全ての年度で昼間、夜間ともに自動車騒音に係る環境基準及び要請限度を満足している。</li> <li>● 国道 43 号、玉江橋線の両線において、いずれの地点でも昼間・夜間ともに環境基準及び要請限度を満足している。</li> <li>● 尼崎市では、平成 30 年度までの騒音の定点調査の結果をもとに、主要幹線 16 路線（総延長 63.7km）に面する地域にある評価対象全戸数 45,984 戸に対し、ばく露騒音の予測を実施している。評価の結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成したのは 45,185 戸（98.3%）、昼間のみ環境基準を達成したのは 519 戸（1.1%）、夜間のみ環境基準を達成したのは 0 戸（0%）であった。調査対象区域において、昼間・夜間とも環境基準を 100%達成しているのは久々知水堂線（主要地方道尼崎池田線）であった。</li> <li>● 調査対象区域では、道路交通振動を把握するために、平成 29 年度には国道 43 号尼崎市武庫川町等の 3 地点において振動の測定が実施されている。令和 2 年度は全ての地点において、要請限度を満足している。</li> </ul>
悪臭	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査対象区域では、悪臭に係る調査は実施されていない。</li> </ul>
水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査対象区域における河川では庄下川橋（庄下川）及び琴浦橋（蓬川）の 2 地点、海域では開門（大阪湾）の 1 地点において水質測定が実施されている。</li> <li>● 健康項目については、すべての項目が全地点で環境基準及び環境上の基準値以下であった。生活環境項目については、庄下川橋及び琴浦橋では環境上の基準値以下であった。海域である開門（大阪湾）においては、水素イオン濃度、全窒素、全リンの 3 項目が環境基準値、水素イオン濃度が環境上の基準値を超える測定結果が得られた。</li> <li>● 平成 27～令和元年度にかけて、庄下川橋（庄下川）で測定されているダイオキシン類については、いずれの年度も環境基準値以下である。</li> </ul>
底質	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査対象区域における河川では庄下川橋（庄下川）及び琴浦橋（蓬川）の 2 地点、海域では開門（大阪湾）の 1 地点において底質測定が実施されている。また、庄下川橋（庄下川）においてダイオキシン類調査が実施されている。</li> <li>● ダイオキシン類については、平成 30 年度に 17pg-TEQ/g が検出されたが、令和元年度には減少している。なお、全ての年度で環境基準を満足している。</li> </ul>

表 3-1(4) 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

項目	地域特性の概要
環境の概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査対象区域の土壌中のダイオキシン類については、琴ノ浦高校において、兵庫県による調査が実施されている。その結果、全ての年度で環境基準を満足している。</li> <li>● 計画地の土地利用等履歴は、昭和 37 年以降、一般廃棄物処理施設及びし尿処理施設として利用され、現在に至る。農地としての利用履歴はない。それ以前については、江戸時代末期に干拓された土地であり、雑種地として利用されていた土地である。</li> <li>● 本事業の工事は 3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更に該当し、本事業では、地歴調査の結果を踏まえ「汚染のおそれがある」と判断された物質については、試料採取・分析は行わずに、工事対象範囲全域を「形質変更時要届出区域」として指定を受けた上で工事を行う計画である。</li> </ul>
廃棄物及び資源循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 尼崎市における令和元年度のごみ総排出量は 153,347t、資源化量は 13,638t、リサイクル率は 12.59%であった。経年変化をみると、ごみ総排出量は減少傾向を示している。</li> <li>● 尼崎市における平成 30 年度に発生した産業廃棄物の総排出量は 2,734 千 t (推計値)であり、このうち 2,468 千 t (90.3%) が中間処理によって減量され、213 千 t (7.8%) が再生利用、残りの 53 千 t (1.9%) が埋め立て処分されている。また、産業廃棄物の総排出量は平成 29 年度にかけて一旦減少したが、その後平成 30 年度にかけて増加している。</li> </ul>
生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査対象区域は、埋立地上にあり、「第 4 回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図」(平成 7 年、環境庁)によると特筆すべき動植物は存在しない。</li> <li>● 「環境影響評価書(阪神間都市計画ごみ焼却場尼崎市立クリーンセンター第 2 工場)」(平成 12 年 8 月、尼崎市)における調査対象区域の近傍海域における水生生物の調査の結果、自然環境の保全上貴重な種は確認されておらず、確認されたほとんどの種は、大阪湾を含む瀬戸内海域においても広く分布しているものであった。</li> </ul>
地球温暖化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和元年の排出量は 257.1 万 t-CO<sub>2</sub>であり、基準年(平成 25 年)の 350.2 万 t-CO<sub>2</sub>から 29.5%減少している。二酸化炭素の部門別に見ると、産業部門、運輸部門、民生家庭部門、民生業務部門では基準年と比較して排出量が減少しているが、廃棄物部門では排出量が増加している。</li> </ul>
人と自然との触れ合い活動の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査対象区域には、桜並木を散策できる「大物川緑地」や、桜や梅が植えられている「蓬川緑地」がある。また、元浜緑地、祇園橋緑地などを通過し、港湾部へ至るウォーキングコース「人工の光で野菜作り、尼崎の水郷めぐり」などが整備されている。</li> </ul>
景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査対象区域に特筆すべき自然景観資源及び眺望点はない。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成 29 年度の尼崎における公害苦情件数は、典型 7 公害に係る苦情のうち、騒音に係る苦情件数が最も多く 100 件、次いで大気汚染に係る苦情件数が 67 件、悪臭に係る苦情件数が 39 件の順であった。</li> </ul>

## 第4章 事前環境配慮の内容

事業環境配慮指針(平成17年尼崎市公告第71号)に基づき、事業計画の特性及び事業計画地周辺の地域特性を考慮し、環境配慮を検討すべき項目(以下「環境配慮検討項目」という)について抽出した。

抽出した環境配慮検討項目について、配慮する時期、環境配慮の内容について、表4-1(1)～(5)にとりまとめた。また、事業計画の進捗等を踏まえ、実施計画書に記載した内容から適宜修正を行った。

表 4-1(1) 事前環境配慮の内容

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
基 本 的 配 慮	(1) 事業計画地の選定		
	①事業計画地の選定及び事業規模等の計画決定に当たっては、尼崎市環境基本計画及びまちづくりに関する各種方針等との整合性を確保すること。	b※	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を集約・建設するものである。事業計画地は現有施設敷地内であるが、施設規模等の計画決定においては、尼崎市環境基本計画及びまちづくりに関する各種方針等と整合した計画としている。
	②公共機関等が実施する広域的な事業に係る事業計画地の選定及び事業規模等の計画決定に当たっては、その事業と地域社会等との関係を考慮し、全体として環境影響が少なくかつ効率的なものになるよう配慮すること。	b	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を現有施設敷地内に集約・建設するものであり、全体として環境影響が少なくかつ効率的なものになるよう配慮する。
	(2) 周辺地域との調和		
	①土地利用及び施設配置等の計画策定に当たっては、事業計画区域及びその周辺地域の環境特性を十分に把握したうえ、周辺地域の生活環境及び自然環境にできる限り配慮するとともに、町並み、史跡等の文化的な環境とも調和した計画とすること。	b※	周辺地域の生活環境及び自然環境に可能な限り配慮するとともに、「尼崎市都市美形成計画」と整合を図り、建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討に当たっては、周辺の都市景観との調和に配慮する。
	②自動車による人又は物の流出入を伴う事業の計画策定に当たっては、低公害車の導入、公共交通機関の利用の促進、配送の効率化等により、自動車公害の防止に努め、周辺地域及び市域の環境に配慮した計画とすること。	b	自動車公害の防止のため、公共交通機関の利用の促進及びごみ収集の効率化に努める。
	(3) 事業計画区域に係る配慮		
①事業計画区域の面整備に当たっては、事業計画区域の土地利用及び施設配置等を検討し、土地の改変及び樹木の伐採等が可能な限り少なくなるよう配慮すること。	c	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を現有施設敷地内に集約・建設するものであり、敷地内のほぼすべてを施設用地として効果的に活用する計画であることから、対象外とする。	

表 4-1(2) 事前環境配慮の内容

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
基本的 配慮	(4) 事業計画区域に係る配慮		
	①建設・解体工事においては、粉じんの飛散、汚濁水の流出及び騒音・振動の発生防止に努めるとともに、建設系廃棄物・残土の発生抑制、再利用及び適正処理に努めること。	b**	粉じんの飛散については散水や工事用車両のタイヤ洗浄等により、騒音・振動の発生については低騒音・低振動型の建設機械を極力使用することにより防止する。建設・解体工事において発生する濁水は水質汚濁防止法に準じて適正に処理する。 建設系廃棄物・残土については、本環境影響評価の予測・評価結果を踏まえ、発生抑制、再利用及び適正処理に努める。
生活環境の 保全	(1) 大気質		
	①大気汚染物質の発生施設の設置に当たっては、良質燃料の使用、最新の処理技術の導入等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、汚染物質の排出抑制に努めること。	b**	本環境影響評価において大気質の影響について検討を行っており、施設計画においては、その検討結果を勘案し、高効率の排ガス処理設備を採用し、排ガス中に含まれる大気汚染物質の排出を抑制する計画である。
	②大気汚染物質の発生施設の設置に当たっては、事業計画区域周辺の生活環境を考慮し、適切な施設配置等により、環境の保全に配慮すること。また、近隣に高層住宅等が存在する場合には、上層部等での影響についても十分に配慮すること。	b**	本環境影響評価において大気質の影響について検討を行っており、施設計画においては、その検討結果を勘案し、高効率の排ガス処理設備を採用する等、環境の保全に配慮する計画である。
	(2) 騒音、振動及び低周波音		
	①騒音・振動等の発生施設の設置に当たっては、事業計画区域周辺の生活環境を考慮し、適切な施設配置及び低公害型機器の導入、防音防振対策等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、環境の保全に配慮すること。また、近隣に高層住宅等が存在する場合には、上層部等での影響についても十分に配慮すること。	b**	本環境影響評価において、騒音・振動の影響について検討を行っており、施設計画においては、その検討結果を勘案し、低騒音型、低振動型の機器を採用する等、環境の保全に配慮する計画である。
	(3) 悪臭		
①悪臭の発生施設の設置に当たっては、事業計画区域周辺の生活環境を考慮し、適切な施設配置及び原材料の適切な選定、最新の処理技術の導入等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、悪臭の排出抑制に努めること。また、近隣に高層住宅等が存在する場合には、上層部等での影響についても十分に配慮すること。	b**	施設から発生する臭いについては、「施設内を負圧に保ち、ごみピットからの臭気の漏れ出しを防ぐ」、「施設稼働時にごみピット内の空気を燃焼用空気として引き込み焼却炉内で高温分解する」などの措置を行い、悪臭の排出を抑制する計画とする。	
(4) 水質及び底質			
①水質汚濁物質の発生施設の設置に当たっては、発生する汚濁負荷量を可能な限り低減させること。また、公共用水域に排水する場合にあっては、高度処理技術の導入等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、環境への負荷の低減に努めること。	a**	施設からの排水(プラント排水・生活排水)については、高度処理技術の導入等、適切な措置を講じるとともに、現有施設よりも排水の水質を改善し、排水量を約 1/10 以下とする計画であり、汚濁負荷量を可能な限り低減させ、環境への負荷の低減に努める。	

表 4-1(3) 事前環境配慮の内容

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
生活環境の保全	(5) 地下水質及び土壌汚染		
	①有害物質を製造又は使用等するに当たっては、浸透防止措置を施す等により、地表面等への飛散・流失の防止に努めること。	b※	有害物質の使用に当たっては、周囲への飛散がないよう配慮するとともに、浸透防止措置を施す等により、地表面等への飛散・流失の防止に努める。
	(6) 地形・地質及び地盤変状		
	①地下水の採取及び地下構造物の建設に当たっては、地下水脈への影響の低減に努めること。	c	対象事業では、地下水の採取及び大規模な地下構造物の建設はないことから、対象外とする。
	②道路等の建設に当たっては、雨水地下浸透に配慮した構造の採用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、水循環及び地盤環境の保全に配慮すること。	b	計画地内に降った雨水は、既存の雨水排水経路を活用して公共水域へ放流するものとするが、「尼崎市総合治水対策基本ガイドライン」(平成 29 年 8 月)に則り、貯留浸透施設化を検討する。
自然環境の保全と創造	(7) 廃棄物		
	①発生する廃棄物の処理に当たっては、事業計画区域周辺の生活環境を考慮し、適切な分別保管場所を確保するとともに、環境に影響のないよう適正な処理計画に基づき処理すること。	b※	発生する廃棄物の処理に当たっては、事業計画区域周辺の生活環境を考慮し、適切な分別保管場所を確保するとともに、環境に影響のないよう必要に応じて建屋内に保管するなど適正に処理する。
	(1) 植物、動物及び生態系		
	①事業計画区域での土地の改変に当たっては、事業計画区域及びその周辺における動植物の生息地の保全並びに必要な代償措置の実施に可能な限り配慮すること。さらに、利用可能なスペースについては、可能な限り緑化に努めるとともに、ビオトープづくり等身近な自然環境の創造にも配慮すること。	b※	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を現有施設敷地内に集約・建設するものであり、新たな土地の改変は行わない。また、事業計画地及びその周辺は工業専用地域であり、主要な動植物の生息地はない。 計画地内のほぼすべてを施設用地として効果的に活用する計画であるが、利用可能なスペースについては、「尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例」及び兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、可能な限り地域植生への影響を配慮した緑化等に努める。
	②整備面積の大きな事業に係る事業計画区域での緑地等の配置については、周辺樹木等との連続性及び地域由来の植生に配慮するとともに、動植物の生息地の積極的な創造にも配慮し、まとまりのある緑地及び水辺の整備に努めること。	b※	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を現有施設敷地内に集約・建設するものであり、新たな土地の改変は行わない。 計画地内のほぼすべてを施設用地として効果的に活用する計画であり、利用可能なスペースにおいては、「尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例」及び兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、可能な限り地域植生への影響を配慮した緑化等に努める。

表 4-1(4) 事前環境配慮の内容

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
地球環境の保全	(1) 資源循環及び地球温暖化		
	①原材料及び建築資材の選定に当たっては、再生品の利用等により、資源の循環利用及び熱帯木材の使用削減に努めること。	b	建築資材の選定に当たっては、資源の循環利用及び熱帯木材の使用削減に配慮する。
	②エネルギー使用機器類の選定に当たっては、コージェネレーション、廃熱の利用等による熱効率を高めた機器の導入、自然エネルギーの活用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、温室効果ガスの排出抑制及び省資源・省エネルギーに努めること。	b	エネルギー使用機器類の選定に当たっては、省エネ機器をできるだけ採用するとともに、ごみ焼却の廃熱を利用し発電した電力を、施設電力として使用することで施設全体の省エネに努める。これらについては、施設設計において環境面、コスト面及び運用面を総合的に勘案して検討する。
	③建築物の配置・形状等の検討に当たっては、自然の光及び風の有効利用を図るとともに、断熱構造の採用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、省エネルギー化に配慮すること。	b	建築物の配置・形状等の検討に当たっては、ごみピットの自然採光、プラント熱配管への断熱材使用、居室部分への断熱性の高い窓ガラス採用等の省エネルギー化に配慮する。これらについては、施設設計において環境面、コスト面及び運用面を総合的に勘案して検討する。
	④給排水設備等の設計に当たっては、節水機器の導入及び循環利用に配慮するとともに、雨水の有効利用にも配慮すること。	b*	給排水設備等の設計に当たっては、節水機器の導入及び循環利用に配慮する。また、プラント排水について、可能な範囲で再利用して、上水使用量を低減する。
	⑤発生する廃棄物の処理に当たっては、その発生抑制に努めるとともに、再利用及び再資源化を技術の進展に応じ積極的に推進すること。	b*	工事中、供用後に発生する廃棄物の発生抑制、再利用及び再資源化に努める。
	⑥廃棄物処理施設の建設に当たっては、処理する廃棄物の減量・リサイクルに可能な限り努めること。また、処理工程から発生する廃熱の有効利用、処理後物の再資源化等を技術の進展に応じ積極的に推進すること。	b	市民が排出するごみの減量活動を推進するとともに、受入した廃棄物から鉄・アルミ・ペットボトル、ガラス等を選別・資源化し、ごみの廃熱からエネルギー回収を行い発電することで地球温暖化防止にも寄与できる施設を目指し、施設設計において環境面、コスト面及び運用面を総合的に勘案して検討する。
⑦リサイクル施設の建設に当たっては、技術の進展に応じたより高度な資源循環システムの整備に努めること。	b	廃棄物から鉄・アルミ・ペットボトル、ガラス等を選別・資源化するように設計する。	
都市環境等の保全と創造	(1) 人と自然とのふれあい活動の場		
	①公園・広場・ビオトープその他の整備に当たっては、自然素材及び既存植生を利用するとともに、新たな自然環境を創造するなど、身近な自然環境の保全と創造に配慮すること。	c*	対象事業では公園・広場・ビオトープその他の人と自然とのふれあい活動の場の整備はないが、外構部に可能な範囲で自然素材を利用するなど身近な自然環境の創造にも配慮する。

表 4-1(5) 事前環境配慮の内容

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
都市環境等の保全と創造	(2) 電波障害、日照及び風害		
	①建築物・工作物の建設に当たっては、事業計画区域周辺の生活環境及び気象状況を考慮し、電波障害、日照及び風害について、周辺環境への影響の低減に努めること。また、近隣に建築物又は工作物が存在する場合には、それらとの複合的な影響についても配慮すること。	b*	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を現有施設敷地内に集約、建設するものであり、計画地の近隣に保全対象となる住居は存在しないが、周辺環境への配慮及び影響の低減に努める。
	(3) ヒートアイランド現象		
	①建築物・工作物の建設に当たっては、屋上・外壁の緑化、断熱構造、太陽光発電の採用等技術の進展に応じた適切な措置を講じるとともに、利用可能なスペースについては、可能な限り緑化するなど、ヒートアイランド現象への影響の低減に努めること。	b*	建築物・工作物の建設に当たっては、プラント熱配管への断熱材使用、居室部分への断熱性の高い窓ガラス採用等の省エネルギー化に配慮する。また、対象事業では計画地内のほぼすべてを施設用地として効果的に活用する計画であるが、利用可能なスペースについては、「尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例」及び兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、可能な限り緑化等に努める。
	②エネルギー使用機器類の選定及び熱発生施設の設置に当たっては、コージェネレーションの導入、廃熱の利用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、環境への熱放散の低減に努めること。	b	エネルギー使用機器類の選定及び熱発生施設の設置については、施設設計において、環境面、コスト面及び運用面を総合的に勘案して検討する。
	③道路等の建設に当たっては、保水性に配慮した構造の採用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、ヒートアイランド現象への影響の低減に努めること。	c	対象事業は現有の焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設を現有施設敷地内に集約、建設するものであり、道路等の建設は行わないことから、対象外とする。
	(4) 景観及び文化財		
	①建築物・工作物の構造・配置の決定及びデザイン・色彩等の選定に当たっては、周辺景観との調和に配慮するとともに、緑化等により、良好な都市景観の確保に努めること。	b*	良好な都市環境を確保するため、周辺景観との調和へ配慮し、施設計画として緑化計画を検討している。環境影響評価ではフォトモニタージュを作成し、影響の程度を確認した。その結果を踏まえ、さらなる詳細計画の検討を進める。
	②事業計画区域及びその周辺における文化的・歴史的資源並びに視覚的・聴覚的景観の適切な保全に配慮するとともに、それらの創造的視点をもった計画づくりに努めること。	c	対象事業計画地及びその周辺に視認できる文化的・歴史的資源は存在しないため、対象外とする。
	備考) 環境配慮の区分とは、それぞれ次に示すとおりである。 a 早い段階において事業計画に反映するもの b 事業計画の進捗に応じて検討していくもの c 事業の特性等から配慮できないもの なお、※は施設計画の進捗等を踏まえ、実施計画書より内容を修正した項目を示す。		

## 第5章 実施計画書に対する意見の概要及び事業者の見解

### 第1節 実施計画意見の概要及び事業者の見解

市民等による環境影響評価実施計画書に対する環境の保全の見地からの意見はなかった。

### 第2節 実施計画審査意見に対する事業者の見解及び当該見解に基づいて事業者が講じた措置

尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価実施計画審査書(令和2年11月13日、尼崎市)による実施計画審査意見、実施計画審査意見に対する事業者の見解及び当該見解に基づいて事業者が講じた措置は表 5-1(1)～(3)に示すとおりである。

表 5-1(1) 実施計画審査意見に対する事業者の見解及び当該見解に基づいて事業者が講じた措置

実施計画書市長意見		実施計画審査意見に対する事業者の見解及び当該見解に基づいて事業者が講じた措置
(1) 全般的事項		
ア 事業特性を踏まえた環境影響評価の実施	現時点では、工事の工程や施設・設備の構造・配置、焼却施設の規模などの詳細な条件が決定していないことから、これらの条件を可能な限り明らかにしたうえで、環境影響評価を実施するとともに、実行可能な範囲でできる限り環境負荷を回避・低減するための措置を検討すること。なお、環境影響評価の実施までに事業特性が定まらないものがある場合には、最も環境影響が大きくなる条件等を含め様々な選択肢を想定して、環境影響評価を実施すること。	本事業では、メーカーヒアリング結果を踏まえ、工事の工程や施設・設備の構造・配置、焼却施設の規模などの条件を可能な限り詳細に設定し、また不確定なものについては安全側の予測条件の設定に努め、予測・評価を実施し、環境負荷を回避・低減するための措置を検討した。
イ 環境影響評価項目の選定	既存のごみ処理施設の建て替えであることや事業予定地が工業専用地域(周辺に住環境がない)であること、過去からの苦情の有無等にとらわれることなく、事業計画の策定に伴い、新たな環境影響が生じるおそれがあることが明らかとなった場合には、必要に応じて、手法の見直しや追加的な項目の選定を行うこと。	環境創造要因について技術指針との整合を踏まえ見直しを行った。また、事業計画の進捗を踏まえて新たな環境影響の有無について検討した結果、新たに追加した項目はない。
ウ 環境影響評価項目の区分	環境影響評価項目を保全措置項目として区分する場合には、環境影響が軽微である、又は類似事例により影響の程度が明らかであるなど、その理由・根拠を示すことが必要であることに留意し、事業の実施により生じるおそれのある環境影響とこれらを回避・低減するための措置を具体的に示すこと。	事業の実施により生じるおそれのある影響の程度を可能な限り示せるよう、保全措置項目のうち、施設稼働時の排水については、定量的な観点で影響の程度を示し、準備書で掲載した。 保全措置項目については、影響要因及び環境影響と、その影響を回避・低減するための措置について、各項目内で示した。

表 5-1(2) 実施計画審査意見に対する事業者の見解及び当該見解に基づいて事業者が講じた措置

実施計画書市長意見		実施計画審査意見に対する事業者の見解及び当該見解に基づいて事業者が講じた措置
( 1 ) 全般的事項		
エ 地域住民の参加	<p>環境保全の観点からよりよい事業とするため、地域住民の意向を積極的に把握するための措置を講じるとともに、その内容を十分考慮し、必要に応じて事業計画に反映させること。</p>	<p>環境影響評価手続きにおける住民説明会の開催については、市報ほか市広報媒体を広く活用して周知する。住民説明会、一般市民からの意見書として出された意見について、環境配慮の観点から本事業に反映できる内容については、事業計画へ反映する。また、関連事業である第3工場跡地整備事業を進める中で近隣事業所や地域住民から意見を出された場合は、本事業に反映できる内容があった場合は、事業計画へ反映する。</p>
( 2 ) 個別事項		
ア 水質・地下水質	<p>事業予定地は土壤汚染のおそれがあることから、施設の解体・建築に伴う掘削により発生する湧水等の排水の処理・管理方法とできる限り環境影響を回避・低減するための措置を具体的に示すこと。</p> <p>また、掘削時の地下水質の監視方法とできる限り環境影響を回避・低減するための措置を具体的に示すこと。</p> <p>施設の供用時に事業予定地内において発生が想定される排水の種別を明らかにするとともに、各排水の処理工程とできる限り環境影響を回避・低減するための措置を具体的に示すこと。</p>	<p>事業予定地は土壤汚染のおそれがあることから、掘削の際は、鋼矢板その他の遮水性を有する構造物の設置による遮水又は掘削範囲内に設けた釜場からの排水によって地下水位を低下させて観測井戸による地下水位の管理を行いながら、帯水層へ接しない状況で掘削を進める。また、掘削により発生する湧水等については、濁水となる可能性があることから、仮設沈砂池等により水質汚濁防止法に準じた水質以下として排水する。また、処理水は定期的に計測し、処理の状況を把握する。</p> <p>施設供用時の排水については、生活排水、プラント排水、し尿処理の希釈水があります。し尿処理の希釈水については、専用管を使用して下水処理施設に圧送する。</p> <p>各排水の処理工程及び環境影響を回避・低減するための措置については、準備書内に記載いたしました。生活排水及びプラント排水については、排水水質濃度は水質汚濁防止法や兵庫県条例で定められた基準はもちろん、現有施設の基準（第2工場の自主基準）以下とし、排水量は最大でも現有施設（届出値：最大約800m<sup>3</sup>/日）の約1/10以下（60m<sup>3</sup>/日）とする。</p>
イ 騒音・振動	<p>工事関係車両や施設関係車両の主な走行ルートにおいて、交通渋滞が発生しやすい箇所が含まれていることから、交通渋滞を悪化させないための措置を検討するとともに、車両の走行に起因する騒音・振動をできる限り回避・低減するための措置を具体的に示すこと。</p>	<p>ごみ収集車両については、可能な限り、現況のごみ収集車両走行台数より低減させる計画である。</p> <p>工事関係車両については、工事関係者の通勤車両を可能な限り乗り合いとし、台数の削減を図ります。また、一時的に工事関係車両がピークとなる時期については、南側ルートを併用し、交通渋滞の回避に努める。</p> <p>なお、工事関係車両及び施設関係車両は、定期点検の実施、制限速度の厳守等を実施し、車両の走行に起因する騒音・振動を可能な限り回避・低減する。</p>

表 5-1(3) 実施計画審査意見に対する事業者の見解及び当該見解に基づいて事業者が講じた措置

実施計画書市長意見		実施計画審査意見に対する事業者の見解及び当該見解に基づいて事業者が講じた措置
<b>(2) 個別事項</b>		
ウ 土壌汚染	<p>事業予定地は土壌汚染のおそれがあることから、想定する土壌汚染の状況に対して、できる限り環境影響を回避・低減するための措置を具体的に示すこと。</p>	<p>掘削土は、可能な限り場内利用を行い、仮置きの際は土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、飛散防止・流出防止等の対策を実施する。</p> <p>準不透水層を貫通するような杭工事の際は、土壌汚染対策法ガイドラインに従い、ケーシングの併用等を実施しながら、汚染の可能性のある土壌の拡散防止対策を実施する。</p> <p>なお、構内道路下はアスファルト舗装、緑地下は表層 50 cmを清浄土による覆土を実施する。</p>
エ 廃棄物・資源循環	<p>工事中に発生する廃棄物については、国のリサイクル関連の計画等を踏まえつつ、がれき類だけでなくプラスチック類を資源化するための措置を具体的に示すこと。</p>	<p>建設副産物のプラスチック類資源化率は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（令和 2 年 1 月、国土交通量）（新築・増改築（非木造））によると、約 6 割です。本工事においても、同程度の資源化率を想定している。</p> <p>混合された廃棄物については、可能な限り場内分別に努め、発生する廃棄物（がれき類、廃プラスチック類含む）の再資源化の向上に努める。また、廃プラスチック類については、国のリサイクル関連の法律・計画等を踏まえつつ、既存データである再資源化約 6 割以上の処理業者への委託を心掛け、廃プラスチック類の再資源化の向上に努める。</p>
オ 風害	<p>既存のごみ処理施設と同様の規模であったとしても、施設の配置等が現状と変わる場合には、風に関する環境も変化する可能性があるため、環境影響評価項目として選定しない理由を明らかにすること。</p>	<p>新施設は現有施設と同程度の規模となります。施設配置については、現有施設では複数の建物であったものが集約されることとなり、建物の谷間風が生じにくくなる考える。</p> <p>尼崎市環境影響評価等に関する条例における対象事業である「建築物の建設」では「建物高さ 60 m 以上かつ延べ面積 5 万 m<sup>2</sup> 以上」を要件としており、この要件に準じて、本事業では風害について対象項目として選定しないこととしている。</p>
カ 景観	<p>尼崎市の景観計画（尼崎市都市美形成計画）では幹線道路等沿道や河川沿いは都市美の形成上重要な地域として位置付けられているため、これらの場所からの眺望についても評価すること。</p>	<p>御指摘を踏まえ、東部浄化センター屋上広場（河川沿い）、中島新橋（幹線道路等沿道・河川沿い）、東高洲橋（幹線道路等沿道・河川沿い）、尼崎清掃局前交差点（幹線道路等沿道）を眺望点として追加した。</p>
<b>(3) その他</b>		
	<p>施設の解体・建設に伴う粉じんや騒音等への対策を徹底するとともに、苦情等が発生した場合には適切に対応すること。</p>	<p>敷地境界には仮囲いを設置し、粉じん、騒音対策を実施する。また、苦情等が発生した場合には、真摯に対応する。</p>

### 第3節 実施計画書の記載事項についての修正

実施計画書の記載事項を修正した主な箇所は、表 5-2 に示すとおりである。

表 5-2 実施計画書の記載事項に係る主な修正内容

ページ	章	項目	修正事項	修正内容及び修正理由
2-4	2章	第5節 事業の規模	事業規模の変更	事業計画を再検討し、施設規模を以下の通り変更した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却施設 495t/日⇒447t/日</li> <li>・リサイクル施設 42t/日⇒55t/日</li> <li>・し尿処理施設 17kL/日⇒19kL/日</li> </ul>
2-6～2-13	2章	第6節 事業計画の内容 6.3 土地利用計画、施設計画、交通計画、関連事業の状況等	施設計画の更新	本環境影響評価の予測・評価に当たっては可能な限り具体的な施設計画とするため、メーカーヒアリング及び事業計画の進捗を踏まえ、施設配置図、処理フロー図及び各施設の施設規模等を更新した。
2-13～2-18、2-24～2-26	2章	第6節 事業計画の内容 6.3 土地利用計画、施設計画、交通計画、関連事業の状況等	施設計画の更新、工事計画の追加	本環境影響評価の予測・評価に当たっては可能な限り具体的な施設計画とするため、メーカーヒアリング及び事業計画の進捗を踏まえ、建屋計画、各処理の概要、工事計画等を追記した。
2-28～2-33	2章	第6節 事業計画の内容 6.5 その他基本的な諸元	環境保全措置等の追加	本環境影響評価で検討し、実施することとした環境保全措置及び環境創造措置を記載した。
3-1～3-167	3章	対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	既存資料の更新	準備書の作成時期を踏まえ、令和3年12月末時点の情報で既存資料を更新した。
4-1～4-5	4章	事前環境配慮の内容	事前環境配慮の内容の更新	事前環境配慮の内容を事業計画及び環境影響評価手続の進捗を踏まえて再検討し、事前環境配慮の内容を更新した。
6-2～6-5	6章	第2節 環境影響評価項目	環境影響評価項目の選定理由の修正	実施計画審査書を踏まえ、環境影響評価項目の選定理由を修正した。
6-3～6-4	6章	第2節 環境影響評価項目	環境負荷要因及び環境創造要因の項目の修正	環境影響評価技術指針を踏まえ、廃棄物で取り扱うこととしていた環境創造要因を資源循環で取り扱うこととした。また、資源循環においては環境負荷要因についても取り扱うこととした。
6-9、6-11	6章	第3節 調査、予測及び評価の手法	調査地点及び予測地点の修正	第7章の現地調査地点に合わせて、調査地点及び予測地点等を修正した。

## 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

### 第1節 環境影響要因の抽出

対象事業の内容から環境に影響を及ぼす行為等を抽出した結果、表 6-1(1)～(2)に示す環境影響要因が想定される。

環境影響要因は、環境負荷影響を及ぼす要因となるものを「環境負荷要因」、良好な環境を創造する要因となるものを「環境創造要因」として、区分している。

なお、各環境影響要因には関連事業であるし尿処理施設の実施に伴う環境影響も含む。

表 6-1(1) 環境影響評価要因（環境負荷要因）

区分	環境影響要因の内容
工事中	・ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ・ 建設機械の稼働 ・ 施設の解体・建築
施設の存在	・ 施設の存在
施設の供用	・ 施設の稼働 ・ 施設車両の運行

表 6-1(2) 環境影響評価要因（環境創造要因）

区分	環境影響要因の内容
施設の供用	・ 施設の稼働（ごみの焼却（減容化）による最終処分量の低減、資源物及びエネルギー回収、エネルギー回収量増加に伴う二酸化炭素削減）

## 第2節 環境影響評価項目

本事業に係る環境影響要因と環境要素の関連は、表 6-2(1)～(3)に示すとおりである。

表 6-2(1) 環境影響評価要因と環境要素（関連表）

環境影響要因		工事中			存在	供用		選定する理由及び選定しない理由
		に用いる車両の運行	資材及び機械の運搬	建設機械の稼働	施設の解体・建築	施設の存在	施設の稼働	
(1)大気質	二酸化窒素							工事用車両の走行により沿道環境に影響を及ぼす可能性があるため選定する。 建設機械が稼働する事業計画地近傍に住居は存在しないことから選定しない。 施設の稼働に伴い、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び有害物質が排出されるため選定する。粉じん等については、粉じんの影響が想定されるリサイクル処理施設の設備機器を、可能な限り建屋内設置とし、主に建屋内での作業とするため、屋外への影響はほとんどない。また、施設が稼働する事業計画地近傍に住居は存在しないことから選定しない。 施設関連車両の走行により沿道環境に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
	二酸化硫黄							
	浮遊粒子状物質							
	粉じん等							
	有害物質							
(2)騒音								工事用車両の走行により沿道環境に影響を及ぼす可能性があるため選定する。 事業計画地近傍に住居は存在しないことから選定しない。 施設の稼働に伴う騒音、振動の影響が想定されることから選定する。
(3)振動								施設関連車両の走行により沿道環境に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
(4)低周波音								事業計画地近傍に住居は存在しないことから選定しない。
(5)悪臭								施設の稼働に伴い、悪臭物質の漏洩が想定されるため選定する。

【環境負荷要因<sup>3)</sup>】：標準評価項目、：重点評価項目、：保全措置項目、【環境創造要因】

- 1: (網掛け)は環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目を示す。
- 2: プラント排水の放流水先水質への影響の程度を把握するため、参考として現況把握を実施するとともに、環境影響評価準備書(以下「準備書」という)においては、準備書の時点における施設排水計画を踏まえ、施設稼働時の影響の程度を示すこととする。
- 3: 環境負荷要因は、一般的に環境影響評価を行う項目(標準評価項目)、事業特性及び地域特性等に応じて重点的に環境影響評価を行う項目(重点評価項目)、環境負荷影響が軽微である、又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目(保全措置項目)に区分している。

表 6-2(2) 環境影響評価要因と環境要素（関連表）

環境影響要因 環境要素		工事中			存在	供用		選定する理由及び選定しない理由
		に 用 い る 車 両 の 運 行	資 材 及 び 機 械 の 運 搬	建 設 機 械 の 稼 働	施 設 の 解 体 ・ 建 築	施 設 の 存 在	施 設 の 稼 働	
(6)水 質	水の汚れ(BOD)							<p>一時的に濁水が発生するおそれがあるが、発生する濁水は水質汚濁防止法に準じて適正に処理するため、保全措置項目として選定する。</p> <p>排水水質濃度は現有施設以下、排水量は最大でも現有施設（届出値：最大約 800m<sup>3</sup>/日）の約 1/10 以下（約 60m<sup>3</sup>/日）となる計画である。また、排水地点では他企業の排水とともにポンプ場より放流されるが、本施設の排水量（日平均：約 40m<sup>3</sup>/日）は令和元年度のポンプ場からの放流実績量（約 2,500m<sup>3</sup>/日（日平均値））の約 2%とわずかなことから、保全措置項目として選定する。<sup>2</sup></p>
	水の濁り(SS)							
	富栄養化(T-P、T-N)							
	溶存酸素(DO)							
	有害物質							
	水温							
	水素イオン濃度							
(7)底 質							底質に影響を及ぼす行為はないため選定しない。	
(8)地下水質							<p>工事の実施に当たっては、土壤汚染対策法に基づく適切な措置を行うため、保全措置項目として選定する。</p> <p>事業計画地は埋立地であり、地下水の利用は行われていないため選定しない。</p>	
(9)地形・地質							新たな土地の改変は生じないため選定しない。	
(10)地盤変状							地下水の採取を行う行為はなく、地盤変状に与える影響はないと考えられるため選定しない。	
(11)土壤汚染							工事の実施に当たっては、土壤汚染対策法に基づく適切な措置を行うため、保全措置項目として選定する。また、掘削土の取扱いについては資源循環で取り扱う。	
(12)廃棄物							<p>工事の実施に伴い廃棄物及び残土が発生することから選定する。</p> <p>事業の実施に伴い廃棄物が発生することから選定する。</p>	
(13)植 物							新たな土地の改変は生じないことから選定しない。	
(14)動 物							<p>既存調査（「環境影響評価書（尼崎市立クリーンセンター第2工場）」（平成12年8月、尼崎市））において、自然環境の保全上貴重な水生生物は確認されていない。また、水質に係る環境負荷影響は、排水量の低減等により、軽微であることから、選定しない。</p>	
(15)生態系								

【環境負荷要因<sup>3)</sup>】：標準評価項目、：重点評価項目、：保全措置項目、【環境創造要因】

- 1：（網掛け）は環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目を示す。
- 2：視覚的要素の変化については、「景観」において調査、予測・評価を実施する。
- 3：環境負荷要因は、一般的に環境影響評価を行う項目（標準評価項目）、事業特性及び地域特性等に応じて重点的に環境影響評価を行う項目（重点評価項目）、環境負荷影響が軽微である、又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目（保全措置項目）に区分している。

表 6-2(3) 環境影響評価要因と環境要素（関連表）

環境要素	工事中			存在	供用		選定する理由及び選定しない理由
	に用いる車両の運行	資材及び機械の運搬	建設機械の稼働	施設の解体・建築	施設の存在	施設の稼働	
(16)資源循環						4	<p>工事中に発生した廃棄物の資源化が見込まれることから選定する。また、工事の実施に伴い発生する残土を有効利用することが想定されるため選定する。</p> <p>事業の実施に伴い発生した廃棄物の資源化が見込まれることから選定する。また、ごみの焼却（減容化）による最終処分量の低減、資源物回収が見込まれることから環境創造要因としても選定する。<sup>4</sup></p>
(17)地球温暖化							<p>事業の実施に伴い二酸化炭素が排出され、また、エネルギー回収量増加に伴い二酸化炭素削減に寄与する側面もあるため環境創造要因としても選定する。</p>
(18)人と自然との触れ合いの活動の場							<p>人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼす行為はないと考えられることから選定しない。<sup>2</sup></p>

【環境負荷要因<sup>3)</sup>】：標準評価項目、：重点評価項目、：保全措置項目、【環境創造要因】

- 1：（網掛け）は環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目を示す。
- 2：視覚的要素の変化については、「景観」において調査、予測・評価を実施する。
- 3：環境負荷要因は、一般的に環境影響評価を行う項目（標準評価項目）、事業特性及び地域特性等に応じて重点的に環境影響評価を行う項目（重点評価項目）、環境負荷影響が軽微である、又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目（保全措置項目）に区分している。
- 4：実施計画書では、「(12)廃棄物」における環境創造要因として、最終処分量の低減、資源物及びエネルギー回収を取り扱うこととしていたが、技術指針を踏まえ、「(16)資源循環」で最終処分量及び資源物の回収量を、「(17)地球温暖化」でエネルギー回収量を環境創造要因として取り扱うこととする。また、「(16)資源循環」においては事業の実施に伴い発生した廃棄物の環境負荷要因についても取り扱うこととする。

表 6-2(4) 環境影響評価要因と環境要素（関連表）

環境要素 \ 環境影響要因	工事中			存在	供用		選定する理由及び選定しない理由
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	建設機械の稼働	施設の解体・建築	施設の存在	施設の稼働	施設車両の運行	
(19)電波障害							現有施設の建替え事業であること、事業計画地近傍に住居は存在しないことから選定しない。
(20)日 照							
(21)風 害							現有施設の建替え事業であること、建替え後も建替え前と同規模の建物であること、尼崎市環境影響評価条例における対象事業において風害の影響が想定される「建築物の建築」の規模要件（建築物の高さ60m、延べ面積50,000㎡）を下回る規模であることから選定しない。
(22)ヒートアイランド現象							現有施設の建替え事業であることから選定しない。
(23)景 観							施設が存在すること、近傍の景観との調和に影響を及ぼすことが想定されるため選定する。
(24)文化財							事業計画地及び近傍に文化財及び埋蔵文化財は存在しないことから選定しない。
(25)都市施設							現有施設の建替え事業であること、事業計画地近傍に都市施設、住居等は存在しないため選定しない。
(26)安全性							
(27)その他							上記以外に環境影響評価が必要な項目は特に存在しないため選定しない。

【環境負荷要因<sup>2)</sup>】：標準評価項目、：重点評価項目、：保全措置項目、【環境創造要因】

- 1:（網掛け）は環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目を示す。
- 2:環境負荷要因は、一般的に環境影響評価を行う項目（標準評価項目）、事業特性及び地域特性等に応じて重点的に環境影響評価を行う項目（重点評価項目）、環境負荷影響が軽微である、又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目（保全措置項目）に区分している。

### 第3節 調査、予測及び評価の手法

#### 3.1 現況調査

本事業に係る現況調査の手法は、環境影響評価技術指針(尼崎市)(以下「技術指針」という。)に掲げられた調査項目について、前節で抽出した環境影響評価項目を対象として、既存資料による情報の収集、整理及び解析並びに現地調査により、現況把握を行う。

調査の内容は表 6-3(1)～(2)に、現地調査地点は図 6-1 に示すとおりである。

環境影響評価項目として選定しなかった環境要素のうち、参考に現況把握のための調査を実施する項目(「水質」)の調査内容については、表 6-3(3)に示すとおりである。

なお、施設の稼働に伴う煙突排ガス濃度に係る寄与濃度の概略予測を実施計画書において実施しており、その結果に基づいて影響範囲を想定、現地調査地点及び予測地域を設定している。概略予測の結果は図 6-3 に示すとおりである。

表 6-3(1) 現況調査の内容

環境要素・調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法(資料名)
<b>大気質</b>				
既存資料調査	・大気質の現況 ・気象 ・発生源の状況	事業計画地周辺	過去5年程度	・「尼崎市環境監視センター報」(尼崎市) ・「過去の気象データ検索」(気象庁) ・土地利用現況図(国土地理院)
現地調査	・一般環境大気質 二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類 ・道路沿道大気質 窒素酸化物、浮遊粒子状物質	2地点(事業計画地周辺の住居が存在する地点) 図 6-1 参照  1地点(主要走行ルートである尼崎港線道路沿道の地点) 図 6-1 参照	1週間×4季  1週間×4季	・「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年環境省告示第68号)、「大気汚染物質測定法指針」(昭和62年環境庁)、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成23年環境省)に定める手法に準拠し、各大気質を測定する。
	・地上気象 風向・風速、気温・湿度、日射量、放射収支量	事業計画地内の 1地点 図 6-1 参照	1年間	・「地上気象観測指針」(気象庁)等に準拠し、風向・風速等を連続測定する。
<b>騒音</b>				
既存資料調査	・騒音の現況 ・発生源の状況	事業計画地周辺	過去5年程度	・「尼崎の環境」(尼崎市) ・「環境白書」(兵庫県) ・土地利用現況図(国土地理院)
現地調査	・環境騒音	3地点(事業計画地敷地境界及び事業計画地周辺の住居が存在する地点) 図 6-1 参照	休日・平日各1回 (24時間)	・「騒音に係る環境基準について」(平成10年、環境庁告示第64号)及び「JIS Z 8731 環境騒音の表示・測定手法」に準拠し、環境騒音、道路交通騒音を測定する。
	・道路交通騒音	1地点(主要走行ルートである尼崎港線道路沿道の地点) 図 6-1 参照		
	・交通量			・マニュアルカウンターを用いて、車種分類別、時間別、方向別の交通量を計測する。

表 6-3(2) 現況調査の内容

環境要素・調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法(資料名)
<b>振動</b>				
既存資料調査	・振動の現況 ・発生源の状況	事業計画地周辺	最新の情報	・「尼崎の環境」(尼崎市) ・「環境白書」(兵庫県) ・土地利用現況図(国土地理院)
現地調査	・環境振動	3地点(事業計画地敷地境界及び事業計画地周辺の住居が存在する地点) 図 6-1 参照	休日・平日各 1 回 (24 時間)	・「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に基づく道路交通振動の限度及び「JIS Z 8735 振動レベル測定方法」に準拠し、環境振動、道路交通振動を測定する。  ・マニュアルカウンターを用いて、車種分類別、時間別、方向別の交通量を計測する。
	・道路交通振動 ・地盤卓越振動数	1 地点(主要走行ルートである尼崎港線道路沿道の地点) 図 6-1 参照		
	・交通量			
<b>悪臭</b>				
既存資料調査	・悪臭の現況 ・気象 ・発生源の状況	事業計画地周辺	最新の情報	・「尼崎の環境」(尼崎市) ・「環境白書」(兵庫県) ・「過去の気象データ検索」(気象庁) ・土地利用現況図(国土地理院)
現地調査	・特定悪臭物質濃度 ・臭気指数	3 地点(事業計画地敷地境界及び事業計画地周辺の住居が存在する地点) 図 6-1 参照	夏季及び冬季 各 1 回	・悪臭防止法に基づく「特定悪臭物質の測定の方法」及び「嗅覚測定法マニュアル」(平成 8 年環境庁大気保全局大気生活環境室編集)に準拠し、採取、分析を行う。
<b>廃棄物及び資源循環</b>				
既存資料調査	・一般廃棄物 ・産業廃棄物 ・残土	事業計画地及び尼崎市	最新の情報又は過去 5 年程度	・事業の実績データに基づく
<b>地球温暖化</b>				
既存資料調査	・温室効果ガスの排出状況	事業計画地及び尼崎市	最新の情報又は過去 5 年程度	・事業の排出実績若しくは「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(令和 2 年、環境省)等に準拠し、事業の燃料消費、電力消費データから推計する。
<b>景観</b>				
既存資料調査	・代表的な眺望地点 ・重要な景観資源の分布状況	事業計画地周辺	最新の情報	・「ワンポイントお勧めマップ - ウォーキングで健康づくり - 」(尼崎市)
現地調査	・主要な視点場からの景観の現況	5 地点(ウォーキングコース等の計画地が眺望可能な箇所) 図 6-1 参照	4 季 各 1 回	・現地踏査を行い、代表的な眺望地点を抽出・選定し、眺望景観の状況を写真撮影により把握する。

表 6-3(3) 現況調査の内容 (参考項目: 水質)

環境要素・調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法(資料名)
水質				
既存資料調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質の現況</li> <li>発生源の状況</li> </ul>	事業計画地周辺	最新の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>「尼崎市環境監視センター報」(尼崎市)</li> <li>「尼崎の環境」(尼崎市)</li> <li>土地利用現況図(国土地理院)</li> </ul>
現地調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境項目 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質濃度、溶存酸素量、大腸菌群数、全窒素(T-N)、全リン(T-P)、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、水温、透視度</li> </ul>	2地点(計画地からの放流河川における放流地点前後の2地点)図6-1参照	4季 各1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年、環境省告示第68号)に準拠し、採水、分析を行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康項目 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1ジクロロエチレン、シス1,2ジクロロエチレン、1,1,1トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4ジオキサン</li> <li>ダイオキシン類</li> </ul>		夏季 各1回	

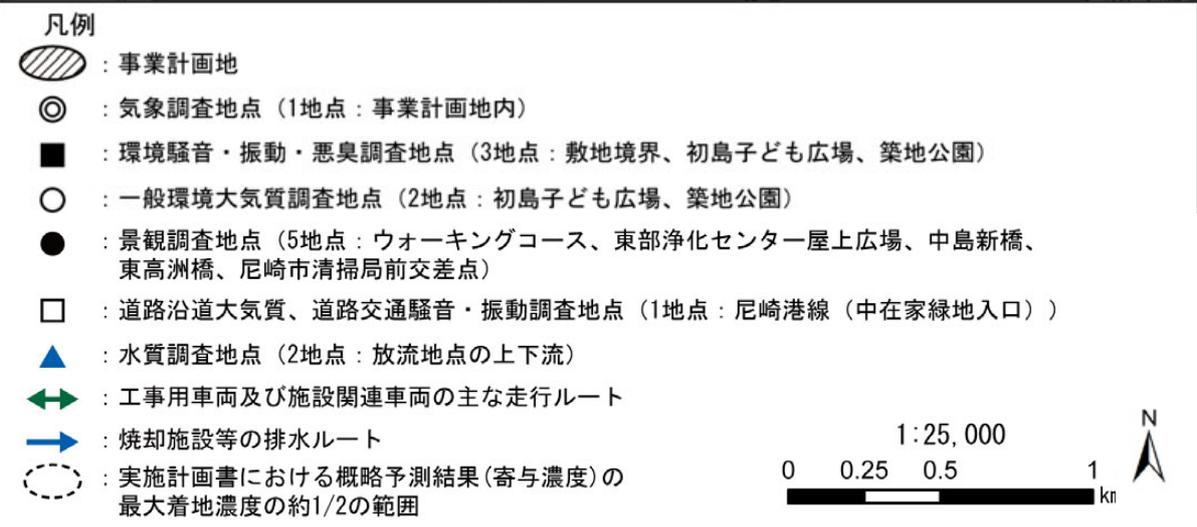
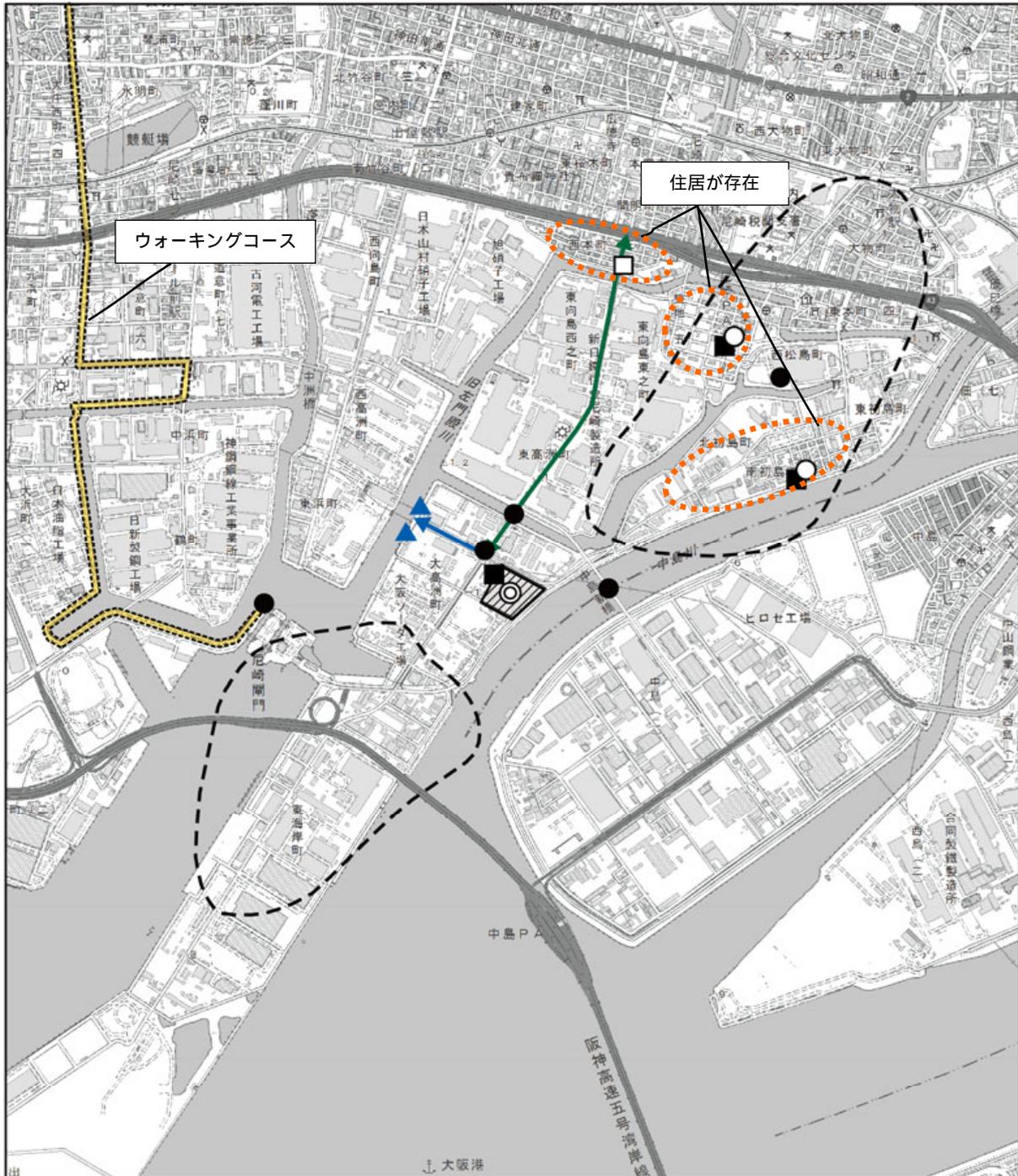


図 6-1 調査地点図

### 3.2 予測

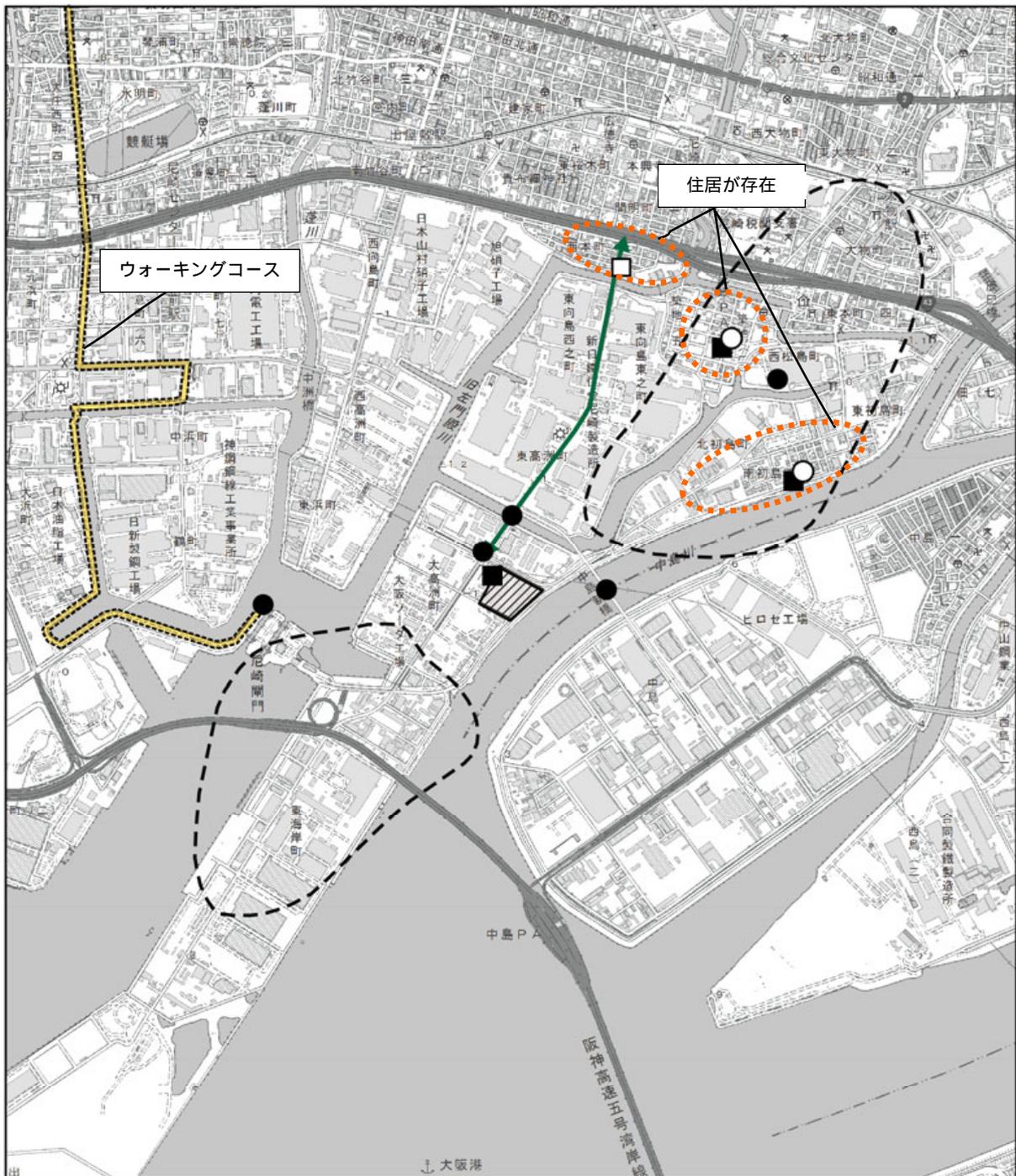
本事業に係る環境影響の予測及び評価の手法は、技術指針に掲げられた手法を踏まえ、表 6-4(1)～(2)に示すとおりである。また、予測地点図は図 6-2 に示すとおりである。

表 6-4(1) 予測の内容

環境要素・予測項目		予測事項	予測地域・地点	予測時期	予測内容・方法
<b>大気質</b>					
工事中	・大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	工事用車両の走行に伴う排ガス濃度の寄与濃度及び環境濃度	調査地点と同じ地点とする。 図 6-2 参照	工事用車両の走行台数が最大となる時期	大気拡散計算(ブルームモデル・パフモデル等)により長期平均濃度を予測する。
	・大気質 (二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、有害物質)	施設の稼働に伴う排ガス濃度の寄与濃度及び環境濃度	調査地点及び最大着地濃度出現地点を含む範囲とする。	施設の稼働が定常稼働となった時期	大気拡散計算(ブルームモデル・パフモデル等)により長期平均濃度(年平均値)及び短期濃度(1時間値)を予測する。
供用	・大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	施設関連車両の走行に伴う排ガス濃度の寄与濃度及び環境濃度	調査地点と同じ地点とする。 図 6-2 参照	施設の稼働が定常稼働となった時期	大気拡散計算(ブルームモデル・パフモデル等)により長期平均濃度を予測する。
<b>騒音</b>					
工事中	・道路交通騒音レベル	工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベル	調査地点と同じ地点とする。 図 6-2 参照	工事用車両の走行台数が最大となる時期	(社)日本音響学会の「道路交通騒音の予測モデル(ASJ RTN-Model 2018)」を用いて等価騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> )を予測する。
	・施設騒音レベル	施設の稼働に伴う騒音レベル	敷地境界及び敷地境界周辺とする。 図 6-2 参照	施設の稼働が定常稼働となった時期	設備機器の位置、配置状況等を勘案し、面音源及び点音源の距離減衰式を用いて予測する。
供用	・道路交通騒音レベル	施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベル	調査地点と同じ地点とする。 図 6-2 参照		(社)日本音響学会の「道路交通騒音の予測モデル(ASJ RTN-Model 2018)」を用いて等価騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> )を予測する。
<b>振動</b>					
工事中	・道路交通振動レベル	工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベル	調査地点と同じ地点とする。 図 6-2 参照	工事用車両の走行台数が最大となる時期	技術手法に基づき、旧建設省土木研究所の提案式を用いて振動レベルの 80%レンジ上端値(L <sub>10</sub> )を予測する。
	・施設振動レベル	施設の稼働に伴う振動レベル	敷地境界及び敷地境界周辺とする。 図 6-2 参照	施設の稼働が定常稼働となった時期	設備機器の位置、配置状況等を勘案し、振動源からの振動の伝搬理論式を用いて予測する。
供用	・道路交通振動レベル	施設関連車両の走行に伴う道路交通振動レベル	調査地点と同じ地点とする。 図 6-2 参照		技術手法に基づき、旧建設省土木研究所の提案式を用いて振動レベルの 80%レンジ上端値(L <sub>10</sub> )を予測する。
<b>悪臭</b>					
供用	・特定悪臭物質 ・臭気濃度	施設の稼働に伴い発生する悪臭の程度	調査地点、敷地境界及び最大着地濃度出現地点とする。 図 6-2 参照	施設の稼働が定常稼働となった時期	施設の稼働に伴い発生する特定悪臭物質、臭気濃度について、現有施設の調査結果、事業計画等に基づき把握する。

実施計画書における施設の稼働に伴う排ガス濃度に係る寄与濃度の概略予測結果は図 6-3 に示すとおりである。調査地域の設定の際、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成 18 年 9 月 環境省)を参考に、最大着地濃度の約半分を影響範囲と想定した。

なお、準備書における予測結果では、年平均値及び高濃度となる気象条件(フュミゲーション)における最大寄与濃度出現距離(本編「第 7 章 第 1 節 7.1 大気質」参照)は、概略予測結果の範囲である約 2km の半分を下回る。



凡例

-  : 事業計画地
-  : 一般環境大気質予測地点 (2地点: 初島子ども広場、築地公園)
-  : 道路沿道大気質、道路交通騒音・振動予測地点 (1地点: 尼崎港線 (中在家緑地入口))
-  : 悪臭予測地点 (3地点: 敷地境界、初島子ども広場、築地公園)
-  : 景観予測地点 (5地点: ウォーキングコース、東部浄化センター屋上広場、中島新橋、東高洲橋、尼崎市清掃局前交差点)
-  : 工事用車両及び施設関連車両の主な走行ルート
-  : 実施計画書における概略予測結果 (寄与濃度) の最大着地濃度の約1/2 の範囲

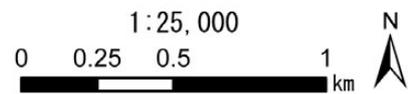
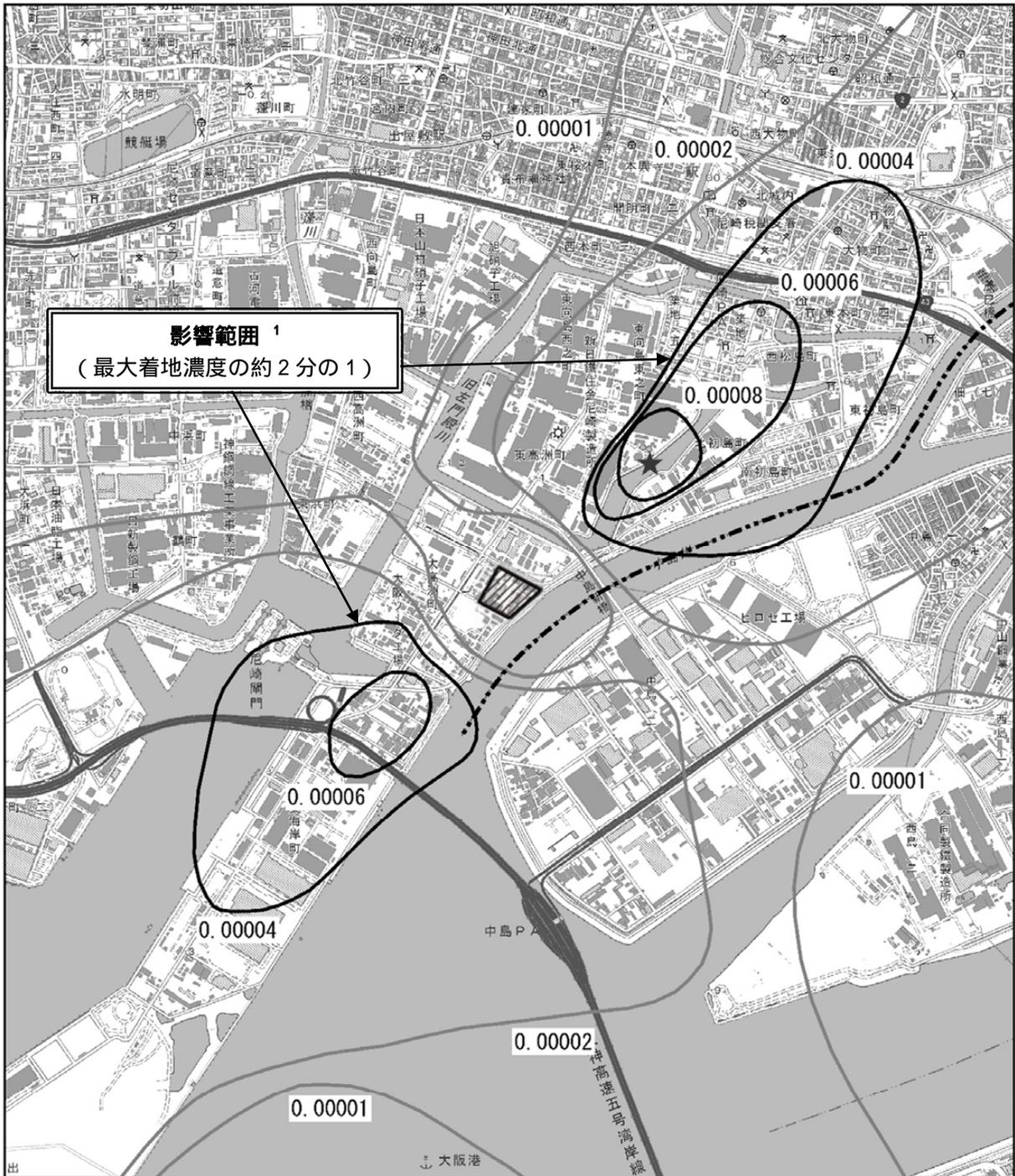


図 6-2 予測地点図



- 凡例
- 事業計画地
  - 市界
  - 寄与濃度の最大着地濃度出現地点 (Nox : 0.000084ppm)

【実施計画書における計算条件】

- ・煙突高さ：約59m
- ・排出ガス量（1炉当り）：約29,000m<sup>3</sup>/h（乾きガス）、約39,000m<sup>3</sup>/h（湿りガス）
- ・稼働条件：年間280日×24時間連続稼働（3炉同時稼働）
- ・NOx排出濃度：30ppm
- ・気象条件：平成30年度の尼崎市南部（一般局：風向・風速）、大阪管区気象台尼崎市南部（一般局：日射量・雲量）

- 1：調査地域の設定の際、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省）を参考に、最大着地濃度の約半分を影響範囲と想定している。
- 2：本予測は簡易予測であり、詳細な予測結果は本編「第7章 第1節 7.1 大気質」に示した。

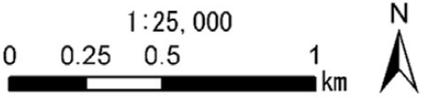


図 6-3 実施計画書における煙突排ガスに係る寄与濃度の概略予測結果と影響範囲

表 6-4(2) 予測の内容

環境要素・予測項目		予測事項	予測地域・地点	予測時期	予測内容・方法
<b>廃棄物</b>					
工事中	・一般廃棄物 ・産業廃棄物 ・残土	施設の解体・建築に伴い発生する廃棄物等の種類及び性状別発生量	事業計画地内	工事期間中	工事の実施に伴い発生する廃棄物及び残土の発生量等を工事計画等に基づき把握する。
供用後	・一般廃棄物 ・産業廃棄物	施設の供用に伴い発生する廃棄物の種類及び性状別発生量	事業計画地内	施設の稼働が定常稼働となった時期	施設の稼働に伴い発生する廃棄物の種類及び性状別の発生量を事業計画等に基づき把握する。
<b>資源循環</b>					
工事中	・廃棄物の再資源化 ・残土の再利用	施設の解体・建築に伴い発生する残土の発生量及び利用方法等並びに廃棄物等の再資源化量等	事業計画地内	工事期間中	工事の実施に伴い発生する廃棄物の再資源化量及び残土の有効利用量を工事計画等に基づき把握する。
供用後	・廃棄物の再資源化	施設の稼働に伴い再資源化する廃棄物の種類、性状別の方法及び量	事業計画地内	施設の稼働が定常稼働となった時期	施設の稼働に伴い再資源化する廃棄物の種類及び性状別の発生量を事業計画等に基づき把握する。
<b>地球温暖化</b>					
供用後	・温室効果ガスの発生量	施設の供用に伴い発生する温室効果ガスの発生量	事業計画地内	施設の稼働が定常稼働となった時期	施設の稼働に伴い発生される二酸化炭素等の発生量を事業計画等に基づく燃料消費量及び計画ごみ処理量・計画ごみ質、エネルギー回収量より算定する。
<b>景観</b>					
存在	・自然的景観 ・文化的景観	代表的な眺望点からの眺望景観の変化の程度	周辺の代表的な眺望点(現地調査を踏まえ、計画地を眺望できる地点を選定する) 図 6-2 参照	施設が存在する時期	施設の存在に伴う事業計画地周辺の代表的な眺望点からの眺望景観の変化の程度について、フォトモンタージュを作成して予測する。

### 3.3 評価

本事業に係る環境影響評価のために選定した項目に対する評価の手法は、技術指針に掲げられた内容を基に、以下に示すとおりとする。また、各環境影響評価項目の個別評価に係る内容については、表 6-5(1)～(3)に示すとおりである。

#### 個別評価

項目	評価の考え方
環境負荷影響の回避・低減に係る評価	実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境影響評価項目に係る環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。
良好な環境の創造に係る評価	新たな環境の創造及び地域社会等の良好な環境づくりについて検討し、良好な環境の創造に向けて努めているかについて評価する。
<p>評価を行うに当たって、環境基準その他の国、県及び尼崎市による環境の保全に関する施策によって、環境影響評価項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該評価において当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるように整理し、当該基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性が図られているか否かについて検討する。</p> <p>なお、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る基準が定められているものについても、当該基準との整合性が図られているか否かについて検討する。</p>	

#### 総合評価

評価の考え方
個別評価の概要を一覧できるように整理し、対象事業等の実施による事業全体としての環境に及ぼす影響を把握することにより総合的に評価を行う。

表 6-5(1) 評価の内容（個別評価）

環境要素・予測項目		予測事項	予測地域・地点	評価の内容
<b>大気質</b>				
工事中	・大気質 （二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質）	工事用車両の走行 に伴う排ガス濃度 の寄与濃度及び環 境濃度	調査地点と同じ地 点とする。	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かにつ いて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれ のある影響が回避され、又は低減されているものであるか否 かについて評価する。  【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結 果との整合性】 調査及び予測の結果に基づき、以下に示す基準等との整合性 が図られているか否かについて勘案し、評価する。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める基準 ・「大気の汚染に係る環境基準について」に定める基準 ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の 底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準につ いて」に定める基準 ・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等 について」に示す目標環境濃度 ・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次 答申）」に示す指針値
	供用	・大気質 （二酸化窒素、 二酸化硫黄、浮 遊粒子状物質、 有害物質）	施設の稼働に伴う 排ガス濃度の寄与 濃度及び環境濃度	
・大気質 （二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質）		施設関連車両の走 行に伴う排ガス濃 度の寄与濃度及び 環境濃度	調査地点と同じ地 点とする。	
<b>騒音</b>				
工事中	・道路交通騒音レ ベル	工事用車両の走行 に伴う道路交通騒 音レベル	調査地点と同じ地 点とする。	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かにつ いて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれ のある影響が回避され、又は低減されているものであるか否 かについて評価する。  【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結 果との整合性】 調査及び予測の結果に基づき、以下に示す基準等との整合性 が図られているか否かについて勘案し、評価する。 ・本施設において定める自主基準値 ・「騒音に係る環境基準について」に定める基準
	供用	・施設騒音レベル	施設の稼働に伴う 騒音レベル	
・道路交通騒音レ ベル		施設関連車両の走 行に伴う道路交通 騒音レベル	調査地点と同じ地 点とする。	
<b>振動</b>				
工事中	・道路交通振動レ ベル	工事用車両の走行 に伴う道路交通振 動レベル	調査地点と同じ地 点とする。	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かにつ いて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれ のある影響が回避され、又は低減されているものであるか否 かについて評価する。  【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結 果との整合性】 調査及び予測の結果に基づき、以下に示す基準等との整合性 が図られているか否かについて勘案し、評価する。 ・本施設において定める自主基準値 ・「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度
	供用	・施設振動レベル	施設の稼働に伴う 振動レベル	
・道路交通振動レ ベル		施設関連車両の走 行に伴う道路交通 振動レベル	調査地点と同じ地 点とする。	

表 6-5(2) 評価の内容（個別評価）

環境要素・予測項目		予測事項	予測地域・地点	評価の内容
<b>悪臭</b>				
供用	・特定悪臭物質 ・臭気濃度	施設の稼働に伴い発生する悪臭の程度	調査地点、敷地境界及び最大着地濃度出現地点とする。	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。  【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】 調査及び予測の結果に基づき、以下に示す基準等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。 ・「悪臭防止法」に定める基準 ・本施設において定める自主基準値
<b>水質</b>				
工事中	・水質（水の濁り（SS）、有害物質）	- 1	- 1	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 環境負荷影響の回避・低減に係る適切な措置が検討されているか否かについて評価する。
供用後	・水質（水の汚れ（BOD）、水の濁り（SS）、富栄養化（T-P、T-N）、溶存酸素（DO）、有害物質、水素イオン濃度）	- 1	- 1	
<b>地下水質</b>				
工事中	・地下水質（有害物質）	- 1	- 1	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 環境負荷影響の回避・低減に係る適切な措置が検討されているか否かについて評価する。
<b>土壌汚染</b>				
工事中	・土壌汚染の程度	- 1	- 1	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 環境負荷影響の回避・低減に係る適切な措置が検討されているか否かについて評価する。
<b>廃棄物</b>				
工事中	・一般廃棄物 ・産業廃棄物 ・残土	施設の解体・建築に伴い発生する廃棄物等の種類及び性状別発生量	事業計画地内	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。
供用後	・一般廃棄物 ・産業廃棄物	施設の供用に伴い発生する廃棄物の種類及び性状別発生量	事業計画地内	

水質、地下水質及び土壌汚染は保全措置項目であり、予測を実施しない。

表 6-5(3) 評価の内容（個別評価）

環境要素・予測項目		予測事項	予測地域・地点	評価の内容
<b>資源循環</b>				
工事中	・廃棄物の再資源化 ・残土の再利用	施設の解体・建築に伴い発生する廃棄物等の発生量及び利用方法等	事業計画地内	<p>【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】</p> <p>実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。</p> <p>【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】</p> <p>調査及び予測の結果に基づき、以下に示す目標値等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。</p> <p>・「兵庫県廃棄物処理計画～循環型社会を目指して～」（平成30年8月、兵庫県）に掲げる目標値</p>
	・廃棄物の再資源化	施設の稼働に伴い再資源化する廃棄物の種類、性状別の方法及び量	事業計画地内	<p>【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】</p> <p>実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。</p> <p>【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】</p> <p>調査及び予測の結果に基づき、以下に示す目標値等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。</p> <p>・「兵庫県廃棄物処理計画～循環型社会を目指して～」（平成30年8月、兵庫県）に掲げる目標値</p> <p>【良好な環境の創造に係る評価】</p> <p>新たな環境の創造及び地域社会等の良好な環境づくりについて検討し、以下の観点で、良好な環境の創造に向けて努めているかについて評価する。</p> <p>・ごみの焼却（減容化）による最終処分量の低減及び資源物の回収</p>
<b>地球温暖化</b>				
供用後	・温室効果ガスの発生量	施設の供用に伴い発生する温室効果ガスの発生量	事業計画地内	<p>【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】</p> <p>実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。</p> <p>【良好な環境の創造に係る評価】</p> <p>新たな環境の創造及び地域社会等の良好な環境づくりについて検討し、以下の観点で、良好な環境の創造に向けて努めているかについて評価する。</p> <p>・ごみの焼却によるエネルギー回収</p>
<b>景観</b>				
存在	・自然的景観 ・文化的景観	代表的な眺望点からの眺望景観の変化の程度	周辺の代表的な眺望点（現地調査を踏まえ、計画地を眺望できる地点を選定する）	<p>【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】</p> <p>実行可能な範囲で、周辺地域の生活環境及び自然環境に配慮し、町並みとも調和した計画としているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。</p> <p>【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】</p> <p>調査及び予測の結果に基づき、以下に示す方針等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。</p> <p>・「尼崎市都市美形成計画～誇りと愛着と活力のある美しいまちのために～」（2011年、尼崎市）</p>

## 第7章 環境影響評価の結果の概要

各環境影響評価項目についての調査、予測、環境保全措置・環境創造措置の検討及び評価の概要は、表 7-1～表 7-14 に示すとおりである。

表 7-1 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等																										
	環境要素の区分	影響要因の区分																												
大気質	大気質 (窒素酸化物、浮遊粒子状物質)	工事用車両の走行	<p>・大気質</p> <p>&lt;一般環境(4季調査)&gt;</p> <p>調査期間中の各地点における年平均値は、二酸化窒素が 0.015～0.016ppm、二酸化硫黄が 0.001ppm、浮遊粒子状物質が 0.017～0.022mg/m<sup>3</sup> であり、全ての項目・期間・地点において環境基準を下回っていた。</p> <p>塩化水素は、各地点の年平均値は 0.001ppm 未満であり、全地点で目標環境濃度を下回っていた。</p> <p>ダイオキシン類の年平均値は 0.015～0.017pg-TEQ/m<sup>3</sup> であり、全ての期間・地点において環境基準を下回っていた。</p> <p>水銀は、各地点の年平均値は 0.004μg/m<sup>3</sup> 未満であり、全地点で指針値を下回っていた。</p> <p>&lt;沿道環境(4季調査)&gt;</p> <p>調査期間中の季節別の各地点における平均値は、二酸化窒素が 0.019ppm、浮遊粒子状物質が 0.018mg/m<sup>3</sup> であり、全地点で環境基準を下回っていた。</p> <p>・気象</p> <p>&lt;地上気象&gt;</p> <p>事業計画地内における最多風向は北北東の風、風速の期間平均値は 2.7m/s、日平均値の最高値は 6.8m/s、静穏率は 2.03%、日射量の期間平均値は 0.17kW/m<sup>2</sup>、放射収支量の期間平均値は 0.079 kW/m<sup>2</sup>、気温の期間平均値は 17.9℃、湿度の期間平均値は 64%であった。</p> <p>風向は、冬季は西の風、春季は北北東の風、夏季は西南西の風、秋季は北北東の風が卓越していた。</p>	<p>1.予測結果</p> <p>工事用車両の走行に伴う寄与濃度の年平均値は二酸化窒素が 0.000057ppm、浮遊粒子状物質が 0.00004mg/m<sup>3</sup> となった。また、バックグラウンド濃度と寄与濃度を足し合わせた予測結果は、二酸化窒素が 0.018ppm、浮遊粒子状物質が 0.022mg/m<sup>3</sup> となった。</p> <p>2.環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬車両台数の低減：掘削に伴い発生する土砂は、可能な限り事業計画地内で再利用し、周辺道路を走行する工事用車両の台数を低減する。</li> <li>・車両の維持管理：工事用車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、車両から発生する排出ガス等を適正に保つ。</li> <li>・運転手の教育・指導：工事用車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。</li> <li>・自動車 NOx・PM 法の排出基準適合車を使用：自動車 NOx・PM 法の排出基準適合車を使用し、車両から発生する大気汚染物質の削減に努める。</li> </ul> <p>3.評価結果</p> <p>・環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>二酸化窒素の年平均値は、0.018ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は、0.022mg/m<sup>3</sup> となるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p>・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価</p> <p>二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は、0.031ppm であり、環境保全目標値とした「0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下」を満足する値となる。</p> <p>浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2%除外値は、0.053mg/m<sup>3</sup> であり、環境保全目標値とした「0.10mg/m<sup>3</sup> 以下」を満足する値となる。</p> <p>以上の結果より、工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p> <p style="text-align: center;">&lt;工事用車両の走行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質の予測・評価結果&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">寄与濃度</th> <th rowspan="2">バックグラウンド濃度</th> <th rowspan="2">予測結果 (年平均値)</th> <th rowspan="2">日平均値の年間 98%値又は 日平均値の年間 2%除外値</th> <th rowspan="2">環境保全目標値<sup>注)</sup></th> </tr> <tr> <th>現況交通量</th> <th>工事用車両</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>県道 57 号尼崎港線 (中在家緑地入口)</td> <td>0.0015</td> <td>0.000057</td> <td>0.016</td> <td>0.018</td> <td>0.031</td> <td>0.04～0.06 のゾーン内 又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m<sup>3</sup>)</td> <td>県道 57 号尼崎港線 (中在家緑地入口)</td> <td>0.00011</td> <td>0.000004</td> <td>0.022</td> <td>0.022</td> <td>0.053</td> <td>0.10 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)：「二酸化窒素に係る環境基準について」および「大気の汚染に係る環境基準について」の環境基準の値を適用した。</p>	項目	予測地点	寄与濃度		バックグラウンド濃度	予測結果 (年平均値)	日平均値の年間 98%値又は 日平均値の年間 2%除外値	環境保全目標値 <sup>注)</sup>	現況交通量	工事用車両	二酸化窒素 (ppm)	県道 57 号尼崎港線 (中在家緑地入口)	0.0015	0.000057	0.016	0.018	0.031	0.04～0.06 のゾーン内 又はそれ以下	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	県道 57 号尼崎港線 (中在家緑地入口)	0.00011	0.000004	0.022	0.022	0.053	0.10 以下
項目	予測地点	寄与濃度		バックグラウンド濃度			予測結果 (年平均値)	日平均値の年間 98%値又は 日平均値の年間 2%除外値					環境保全目標値 <sup>注)</sup>																	
		現況交通量	工事用車両																											
二酸化窒素 (ppm)	県道 57 号尼崎港線 (中在家緑地入口)	0.0015	0.000057	0.016	0.018	0.031	0.04～0.06 のゾーン内 又はそれ以下																							
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	県道 57 号尼崎港線 (中在家緑地入口)	0.00011	0.000004	0.022	0.022	0.053	0.10 以下																							

表 7-2 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等																																																																																																																
	環境要素の区分	影響要因の区分																																																																																																																		
大気質	大気質 (二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀)	施設の稼働	(前ページ参照)	<p>&lt;長期平均濃度&gt;</p> <p><b>1. 予測結果</b> 施設の稼働に伴う大気質の年平均値の最大着地濃度地点は事業計画地南南西側約 310mの位置に出現し、寄与濃度は二酸化窒素が 0.0015ppm、二酸化硫黄が 0.00090ppm、浮遊粒子状物質が 0.00085mg/m<sup>3</sup>、塩化水素が 0.0022ppm、ダイオキシン類が 0.0085pg-TEQ/m<sup>3</sup>、水銀が 0.0026μg/m<sup>3</sup>と予測され、いずれの項目についても、バックグラウンド濃度に対して極めて低い濃度となった。また、バックグラウンド濃度と寄与濃度を足合わせた予測結果は、二酸化窒素が 0.018ppm、二酸化硫黄が 0.002ppm、浮遊粒子状物質が 0.023mg/m<sup>3</sup>、塩化水素が 0.003ppm、ダイオキシン類が 0.043pg-TEQ/m<sup>3</sup>、水銀が 0.007μg/m<sup>3</sup>となった。</p> <p><b>2. 環境保全措置の検討</b> 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 ・排出ガスの処理、燃焼管理：高効率の排出ガス処理設備の採用及び焼却炉の適切な燃焼管理・監視を行い、排出ガス濃度の公害防止基準値を遵守する。 ・排出ガス濃度等の情報公開：排出ガス濃度等の計測により適正な施設稼働を確認するとともに、情報公開によって一般市民が本施設の運転状況を確認できるようにする。</p> <p><b>3. 評価結果</b> ・<b>環境影響の回避・低減に係る評価</b> 最大着地濃度地点（事業計画地南南西側約 310m）の予測結果は、二酸化窒素が 0.018ppm、二酸化硫黄が 0.002ppm、浮遊粒子状物質が 0.023mg/m<sup>3</sup>、塩化水素が 0.003ppm、ダイオキシン類が 0.043pg-TEQ/m<sup>3</sup>、水銀が 0.007μg/m<sup>3</sup>となるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p>・<b>環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価</b> 二酸化窒素の年平均値の年間 98値は、最大着地濃度地点（事業計画地南南西側約 310m）で 0.035ppm であり、環境保全目標値とした「0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下」を満足する値となった。 二酸化硫黄の年平均値の年間 2%除外値は、最大着地濃度地点（事業計画地南南西側約 310m）で 0.005ppm であり、環境保全目標値とした「0.04ppm 以下」を満足する値となった。 浮遊粒子状物質の年平均値の年間 2%除外値は、最大着地濃度地点（事業計画地南南西側約 310m）で 0.054mg/m<sup>3</sup>であり、環境保全目標値とした「0.10mg/m<sup>3</sup>以下」を満足する値となった。 塩化水素の予測結果は、最大着地濃度地点（事業計画地南南西側約 310m）で 0.003ppm であり、環境保全目標値とした「0.02ppm 以下」を満足する値となった。 ダイオキシン類の予測結果は、最大着地濃度地点（事業計画地南南西側約 310m）で 0.043pg-TEQ/m<sup>3</sup>であり、環境保全目標値とした「0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下」を満足する値となった。 水銀の予測結果は、最大着地濃度地点（事業計画地南南西側約 310m）で 0.007μg/m<sup>3</sup>あり、環境保全目標値とした「0.04μg/m<sup>3</sup>以下」を満足する値となった。 以上の結果より、施設の稼働に伴う二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類及び水銀の長期平均濃度の予測結果は、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p>																																																																																																																
				<p align="center">&lt;施設の稼働に伴う大気質の予測・評価結果（長期平均濃度）&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="3">年平均値</th> <th rowspan="2">日平均値<sup>注1)</sup></th> <th rowspan="2">環境保全目標値<sup>注2)</sup></th> </tr> <tr> <th>寄与濃度(A)</th> <th>バックグラウンド濃度(B)</th> <th>予測結果(A)+(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">二酸化窒素(ppm)</td> <td>初島子ども広場</td> <td>0.00028</td> <td>0.015</td> <td>0.015</td> <td>0.031</td> <td rowspan="3">0.04～0.06までのゾーン内又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>築地公園</td> <td>0.000093</td> <td>0.016</td> <td>0.016</td> <td>0.033</td> </tr> <tr> <td>最大着地濃度地点</td> <td>0.0015</td> <td>0.016</td> <td>0.018</td> <td>0.035</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">二酸化硫黄(ppm)</td> <td>初島子ども広場</td> <td>0.00016</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> <td>0.004</td> <td rowspan="3">0.04以下</td> </tr> <tr> <td>築地公園</td> <td>0.000054</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> <td>0.004</td> </tr> <tr> <td>最大着地濃度地点</td> <td>0.00090</td> <td>0.001</td> <td>0.002</td> <td>0.005</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">浮遊粒子状物質(mg/m<sup>3</sup>)</td> <td>初島子ども広場</td> <td>0.00016</td> <td>0.017</td> <td>0.017</td> <td>0.044</td> <td rowspan="3">0.10以下</td> </tr> <tr> <td>築地公園</td> <td>0.000052</td> <td>0.022</td> <td>0.022</td> <td>0.053</td> </tr> <tr> <td>最大着地濃度地点</td> <td>0.00085</td> <td>0.022</td> <td>0.023</td> <td>0.054</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">塩化水素(ppm)</td> <td>初島子ども広場</td> <td>0.00041</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> <td>—</td> <td rowspan="3">0.02以下</td> </tr> <tr> <td>築地公園</td> <td>0.00014</td> <td>0.001</td> <td>0.001</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>最大着地濃度地点</td> <td>0.0022</td> <td>0.001</td> <td>0.003</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ダイオキシン類(pg-TEQ/m<sup>3</sup>)</td> <td>初島子ども広場</td> <td>0.0016</td> <td>0.034</td> <td>0.036</td> <td>—</td> <td rowspan="3">0.6以下</td> </tr> <tr> <td>築地公園</td> <td>0.00052</td> <td>0.028</td> <td>0.029</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>最大着地濃度地点</td> <td>0.0085</td> <td>0.034</td> <td>0.043</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水銀(μg/m<sup>3</sup>)</td> <td>初島子ども広場</td> <td>0.00047</td> <td>0.004</td> <td>0.004</td> <td>—</td> <td rowspan="3">0.04以下</td> </tr> <tr> <td>築地公園</td> <td>0.00015</td> <td>0.004</td> <td>0.004</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>最大着地濃度地点</td> <td>0.0026</td> <td>0.004</td> <td>0.007</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測地点	年平均値			日平均値 <sup>注1)</sup>	環境保全目標値 <sup>注2)</sup>	寄与濃度(A)	バックグラウンド濃度(B)	予測結果(A)+(B)	二酸化窒素(ppm)	初島子ども広場	0.00028	0.015	0.015	0.031	0.04～0.06までのゾーン内又はそれ以下	築地公園	0.000093	0.016	0.016	0.033	最大着地濃度地点	0.0015	0.016	0.018	0.035	二酸化硫黄(ppm)	初島子ども広場	0.00016	0.001	0.001	0.004	0.04以下	築地公園	0.000054	0.001	0.001	0.004	最大着地濃度地点	0.00090	0.001	0.002	0.005	浮遊粒子状物質(mg/m <sup>3</sup> )	初島子ども広場	0.00016	0.017	0.017	0.044	0.10以下	築地公園	0.000052	0.022	0.022	0.053	最大着地濃度地点	0.00085	0.022	0.023	0.054	塩化水素(ppm)	初島子ども広場	0.00041	0.001	0.001	—	0.02以下	築地公園	0.00014	0.001	0.001	—	最大着地濃度地点	0.0022	0.001	0.003	—	ダイオキシン類(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	初島子ども広場	0.0016	0.034	0.036	—	0.6以下	築地公園	0.00052	0.028	0.029	—	最大着地濃度地点	0.0085	0.034	0.043	—	水銀(μg/m <sup>3</sup> )	初島子ども広場	0.00047	0.004	0.004	—	0.04以下	築地公園	0.00015	0.004	0.004	—	最大着地濃度地点	0.0026	0.004	0.007	—
項目	予測地点	年平均値					日平均値 <sup>注1)</sup>	環境保全目標値 <sup>注2)</sup>																																																																																																												
		寄与濃度(A)	バックグラウンド濃度(B)	予測結果(A)+(B)																																																																																																																
二酸化窒素(ppm)	初島子ども広場	0.00028	0.015	0.015	0.031	0.04～0.06までのゾーン内又はそれ以下																																																																																																														
	築地公園	0.000093	0.016	0.016	0.033																																																																																																															
	最大着地濃度地点	0.0015	0.016	0.018	0.035																																																																																																															
二酸化硫黄(ppm)	初島子ども広場	0.00016	0.001	0.001	0.004	0.04以下																																																																																																														
	築地公園	0.000054	0.001	0.001	0.004																																																																																																															
	最大着地濃度地点	0.00090	0.001	0.002	0.005																																																																																																															
浮遊粒子状物質(mg/m <sup>3</sup> )	初島子ども広場	0.00016	0.017	0.017	0.044	0.10以下																																																																																																														
	築地公園	0.000052	0.022	0.022	0.053																																																																																																															
	最大着地濃度地点	0.00085	0.022	0.023	0.054																																																																																																															
塩化水素(ppm)	初島子ども広場	0.00041	0.001	0.001	—	0.02以下																																																																																																														
	築地公園	0.00014	0.001	0.001	—																																																																																																															
	最大着地濃度地点	0.0022	0.001	0.003	—																																																																																																															
ダイオキシン類(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	初島子ども広場	0.0016	0.034	0.036	—	0.6以下																																																																																																														
	築地公園	0.00052	0.028	0.029	—																																																																																																															
	最大着地濃度地点	0.0085	0.034	0.043	—																																																																																																															
水銀(μg/m <sup>3</sup> )	初島子ども広場	0.00047	0.004	0.004	—	0.04以下																																																																																																														
	築地公園	0.00015	0.004	0.004	—																																																																																																															
	最大着地濃度地点	0.0026	0.004	0.007	—																																																																																																															
				<p>注1) 二酸化窒素は年平均値の年間 98値を、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質は年平均値の年間 2%除外値を示す。 注2) 環境基準が定められているものは「大気の汚染に係る環境基準について」または「二酸化窒素に係る環境基準について」における環境基準の値を、塩化水素については「許容限度に関する委員会勧告」に示された労働環境濃度を参考とした値を、水銀については「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」に示された有害大気汚染物質に係る指針値をそれぞれ適用した。</p>																																																																																																																

表 7-3 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等
	環境要素の区分	影響要因の区分		
大気質	大気質 (二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀)	施設の稼働	(前ページ参照)	<p>&lt;短期濃度(1時間値)&gt;</p> <p><b>1. 予測結果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な気象条件時 一般的な気象条件時の短期寄与濃度の最大値は煙突の風下約 580mの位置に出現し、バックグラウンド濃度と短期寄与濃度の最大値を足し合わせた予測結果は二酸化窒素が 0.053ppm、二酸化硫黄が 0.004ppm、浮遊粒子状物質が 0.078mg/m<sup>3</sup>、塩化水素が 0.003ppm、ダイオキシン類が 0.032g-TEQ/m<sup>3</sup>、水銀が 0.007μg/m<sup>3</sup>となった。</li> <li>上層逆転層発生時 上層逆転層発生時の短期寄与濃度の最大値は煙突の風下約 480m の位置に出現し、バックグラウンド濃度と短期寄与濃度の最大値を足し合わせた予測結果は二酸化窒素が 0.070ppm、二酸化硫黄が 0.010ppm、浮遊粒子状物質が 0.084mg/m<sup>3</sup>、塩化水素が 0.017ppm、ダイオキシン類が 0.088pg-TEQ/m<sup>3</sup>、水銀が 0.024μg/m<sup>3</sup>となった。</li> <li>接地逆転層崩壊時(フュミゲーション発生時) 接地逆転層崩壊時(フュミゲーション発生時)の短期寄与濃度の最大値は煙突の風下約 340m の位置に出現し、バックグラウンド濃度と短期寄与濃度の最大値を足し合わせた予測結果は二酸化窒素が 0.070ppm、二酸化硫黄が 0.010ppm、浮遊粒子状物質が 0.084mg/m<sup>3</sup>、塩化水素が 0.018ppm、ダイオキシン類が 0.090pg-TEQ/m<sup>3</sup>、水銀が 0.024μg/m<sup>3</sup>となった。</li> <li>フュミゲーション発生時(内部境界層発生時) フュミゲーション発生時(内部境界層発生時)の短期寄与濃度の最大値は、煙突の風下約 600m の位置に出現し、バックグラウンド濃度と短期寄与濃度の最大値を足し合わせた予測結果は二酸化窒素が 0.068ppm、二酸化硫黄が 0.009ppm、浮遊粒子状物質が 0.083mg/m<sup>3</sup>、塩化水素が 0.016ppm、ダイオキシン類が 0.081pg-TEQ/m<sup>3</sup>、水銀が 0.022μg/m<sup>3</sup>となった。</li> <li>ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時 ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時の短期寄与濃度の最大値は、煙突の風下約 250m の位置に出現し、バックグラウンド濃度と短期寄与濃度の最大値を足し合わせた予測結果は二酸化窒素が 0.064ppm、二酸化硫黄が 0.008ppm、浮遊粒子状物質が 0.081mg/m<sup>3</sup>、塩化水素が 0.012ppm、ダイオキシン類が 0.065pg-TEQ/m<sup>3</sup>、水銀が 0.017μg/m<sup>3</sup>となった。</li> </ul> <p><b>2. 環境保全措置の検討</b></p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>排出ガスの処理、燃焼管理：高効率の排出ガス処理設備の採用及び焼却炉の適切な燃焼管理・監視を行い、排出ガス濃度の公害防止基準値を遵守する。</li> <li>排出ガス濃度等の情報公開：排出ガス濃度等の計測により適正な施設稼働を確認するとともに、情報公開によって一般市民が本施設の運転状況を確認できるようにする。</li> </ul> <p><b>3. 評価結果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>環境影響の回避・低減に係る評価</b> 調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う大気質の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</li> <li><b>環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価</b> 施設の稼働に伴う二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀の1時間値の予測結果は右記に示すとおり、環境保全目標値を下回ることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</li> </ul>

<施設の稼働に伴う大気質の予測・評価結果(1時間値)>

気象条件	項目	1時間値			環境保全目標値 <sup>注)</sup>
		寄与濃度(A)	バックグラウンド濃度(B)	予測結果(A+B)	
一般的な気象条件時	二酸化窒素 (ppm)	0.0030	0.050	0.053	0.1 以下
	二酸化硫黄 (ppm)	0.0010	0.003	0.004	0.1 以下
	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.0010	0.077	0.078	0.20以下
	塩化水素 (ppm)	0.0025	0.001	0.003	0.02以下
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.010	0.022	0.032	0.6 以下
上層逆転層発生時	水銀 (μg/m <sup>3</sup> )	0.0030	0.004	0.007	0.04以下
	二酸化窒素 (ppm)	0.020	0.050	0.070	0.1 以下
	二酸化硫黄 (ppm)	0.0066	0.003	0.010	0.1 以下
	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.0066	0.077	0.084	0.20以下
	塩化水素 (ppm)	0.016	0.001	0.017	0.02以下
接地逆転層崩壊時(フュミゲーション発生時)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.066	0.022	0.088	0.6 以下
	水銀 (μg/m <sup>3</sup> )	0.020	0.004	0.024	0.04以下
	二酸化窒素 (ppm)	0.020	0.050	0.070	0.1 以下
	二酸化硫黄 (ppm)	0.0068	0.003	0.010	0.1 以下
	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.0068	0.077	0.084	0.20以下
フュミゲーション発生時(内部境界層発生時)	塩化水素 (ppm)	0.017	0.001	0.018	0.02以下
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.068	0.022	0.090	0.6 以下
	水銀 (μg/m <sup>3</sup> )	0.020	0.004	0.024	0.04以下
	二酸化窒素 (ppm)	0.018	0.050	0.068	0.1 以下
	二酸化硫黄 (ppm)	0.0059	0.003	0.009	0.1 以下
ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.0059	0.077	0.083	0.20以下
	塩化水素 (ppm)	0.015	0.001	0.016	0.02以下
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.059	0.022	0.081	0.6 以下
	水銀 (μg/m <sup>3</sup> )	0.018	0.004	0.022	0.04以下
	二酸化窒素 (ppm)	0.014	0.050	0.064	0.1 以下
ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時	二酸化硫黄 (ppm)	0.0046	0.003	0.008	0.1 以下
	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.0043	0.077	0.081	0.20以下
	塩化水素 (ppm)	0.011	0.001	0.012	0.02以下
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.043	0.022	0.065	0.6 以下
	水銀 (μg/m <sup>3</sup> )	0.013	0.004	0.017	0.04以下

注)：環境基準が定められているものは「大気の汚染に係る環境基準について」における環境基準の値を、短期高濃度時における二酸化窒素は「二酸化窒素の人の健康に係る判定条件等について」に示される短期暴露指針値の下限値を、塩化水素については「許容限度に関する委員会勧告」に示された労働環境濃度を参考とした値を、水銀については「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」に示された有害大気汚染物質に係る指針値をそれぞれ適用した。

表 7-4 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等																										
	環境要素の区分	影響要因の区分																												
大気質	大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	施設関連車両の走行	(前ページ参照)	<p><b>1. 予測結果</b> 施設関連車両の走行に伴う寄与濃度の年平均値は、二酸化窒素が0.0001ppm、浮遊粒子状物質が0.000013mg/m<sup>3</sup>となった。また、バックグラウンド濃度と寄与濃度を足し合わせた予測結果は、二酸化窒素が0.017ppm、浮遊粒子状物質が0.022mg/m<sup>3</sup>となった。</p> <p><b>2. 環境保全措置の検討</b> 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の維持管理：施設関連車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、車両から発生する排出ガス等を適正に保つ。</li> <li>・運転手の教育・指導：施設関連車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。</li> </ul> </p> <p><b>3. 評価結果</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響の回避・低減に係る評価 予測結果では、二酸化窒素の年平均値は0.017ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は0.022mg/m<sup>3</sup>となるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</li> <li>・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価 二酸化窒素の日平均値の年間98%値は、0.031ppmであり、環境保全目標値とした「0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下」を満足する値となる。 浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値は、0.053mg/m<sup>3</sup>であり、環境保全目標値とした「0.10mg/m<sup>3</sup>以下」を満足する値となる。 以上の結果より、施設関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</li> </ul> </p> <p>&lt;施設関連車両の走行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質の予測・評価結果&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">寄与濃度</th> <th rowspan="2">バックグラウンド濃度</th> <th rowspan="2">予測結果 (年平均値)</th> <th rowspan="2">日平均値の年間98%値又は 日平均値の年間2%除外値</th> <th rowspan="2">環境保全目標値<sup>注)</sup></th> </tr> <tr> <th>将来基礎交通量</th> <th>工事用車両</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>県道57号 尼崎港線 (中在家緑地入口)</td> <td>0.0011</td> <td>0.0001</td> <td>0.016</td> <td>0.017</td> <td>0.031</td> <td>0.04～0.06のゾーン内 又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m<sup>3</sup>)</td> <td>県道57号 尼崎港線 (中在家緑地入口)</td> <td>0.000096</td> <td>0.000013</td> <td>0.022</td> <td>0.022</td> <td>0.053</td> <td>0.10以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)：「二酸化窒素に係る環境基準について」および「大気の汚染に係る環境基準について」の環境基準の値を適用した。</p>	項目	予測地点	寄与濃度		バックグラウンド濃度	予測結果 (年平均値)	日平均値の年間98%値又は 日平均値の年間2%除外値	環境保全目標値 <sup>注)</sup>	将来基礎交通量	工事用車両	二酸化窒素 (ppm)	県道57号 尼崎港線 (中在家緑地入口)	0.0011	0.0001	0.016	0.017	0.031	0.04～0.06のゾーン内 又はそれ以下	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	県道57号 尼崎港線 (中在家緑地入口)	0.000096	0.000013	0.022	0.022	0.053	0.10以下
項目	予測地点	寄与濃度		バックグラウンド濃度			予測結果 (年平均値)	日平均値の年間98%値又は 日平均値の年間2%除外値					環境保全目標値 <sup>注)</sup>																	
		将来基礎交通量	工事用車両																											
二酸化窒素 (ppm)	県道57号 尼崎港線 (中在家緑地入口)	0.0011	0.0001	0.016	0.017	0.031	0.04～0.06のゾーン内 又はそれ以下																							
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	県道57号 尼崎港線 (中在家緑地入口)	0.000096	0.000013	0.022	0.022	0.053	0.10以下																							

表 7-5 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等																						
	環境要素の区分	影響要因の区分																								
騒音	騒音	工事用車両の走行	<p><b>・環境騒音</b></p> <p>事業計画地敷地境界では、等価騒音レベル(<math>L_{Aeq}</math>)は平日昼間が69dB、平日夜間が62B、休日昼間が60dB、休日夜間が59dBであった。</p> <p>初島子ども広場では、等価騒音レベル(<math>L_{Aeq}</math>)は平日昼間が44dB、平日夜間が40dB、休日昼間が36dB、休日夜間が35dBであり、いずれも環境基準以下であった。</p> <p>築地公園では、等価騒音レベル(<math>L_{Aeq}</math>)は平日昼間が49dB、平日夜間が44dB、休日昼間が43dB、休日夜間が36dBであり、いずれも環境基準以下であった。</p> <p><b>・道路交通騒音</b></p> <p>県道57号尼崎港線(中在家緑地入口)では、等価騒音レベル(<math>L_{Aeq}</math>)は平日昼間が69dB、平日夜間が64dB、休日昼間が67dB、休日夜間が64dBであり、いずれも環境基準以下であった。</p>	<p>1.予測結果</p> <p>工事用車両の走行に伴う騒音レベルの予測結果は、工事用車両を付加した騒音レベルが68~69 dBとなった。</p> <p>2.環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬車両台数の低減：掘削に伴い発生する土砂は、可能な限り事業計画地内で再利用し、周辺道路を走行する工事用車両の台数を低減する。</li> <li>・車両の維持管理：工事用車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、過剰な騒音の発生を防止する。</li> <li>・運転手の教育・指導：工事用車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。</li> </ul> <p>3.評価結果</p> <p><b>・環境影響の回避・低減に係る評価</b></p> <p>予測結果は、工事用車両を付加した騒音レベルが68~69dBとなり、工事用車両による増加分が0(1未満)~1dBとなるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p><b>・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価</b></p> <p>予測結果は、工事用車両を付加した騒音レベルが68~69dBであり、環境保全目標値とした「70dB」を満足する値となった。</p> <p>以上の結果より、工事用車両の走行に伴う騒音の予測結果は、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p>																						
		施設の稼働	<p>1.予測結果</p> <p>施設の稼働に伴う騒音レベルの予測結果は、南東側敷地境界で58dB (<math>L_{A5}</math>)となった。</p> <p>2.環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音発生機器の配慮：低騒音型の設備機器を採用し、必要に応じて排風機・プロワ等への消音器取付等を検討する。また、特に大きな音の発生する設備機器は、必要に応じ、防音構造の室内に設置する。</li> <li>・設備機器の維持管理：定期的な設備機器等の点検及び異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行う。</li> </ul> <p>3.評価結果</p> <p><b>・環境影響の回避・低減に係る評価</b></p> <p>予測結果は、南東側敷地境界で58dB (<math>L_{A5}</math>)となるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p><b>・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価</b></p> <p>予測結果は、南東側敷地境界で58dB (<math>L_{A5}</math>)であり、環境保全目標値とした「60dB」を満足する値となった。</p> <p>以上の結果より、施設の稼働に伴う騒音の予測結果は、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p>	<p>&lt;工事用車両の走行に伴う道路交通騒音 (<math>L_{Aeq}</math>) の予測・評価結果 &gt;</p> <p>[単位：dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予測地点</th> <th>現況騒音レベル</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全目標値<sup>(注)</sup></th> <th>工事用車両による増加分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日</td> <td>県道57号尼崎港線(中在家緑地入口)</td> <td>69</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>0(1未満)</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td></td> <td>67</td> <td>68</td> <td>70</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)「騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する地域)」の値を適用した。</p> <p>&lt;施設の稼働に伴う騒音レベルの予測・評価結果(最大地点)&gt;</p> <p>[単位：dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大となる地点</th> <th>予測結果 (<math>L_{A5}</math>)</th> <th>環境保全目標値<sup>(注)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南東側敷地境界</td> <td>58</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 昼間(8:00-18:00)及び夜間(18:00-翌8:00)の公害防止基準は60dBである。</p>	区分	予測地点	現況騒音レベル	予測結果	環境保全目標値 <sup>(注)</sup>	工事用車両による増加分	平日	県道57号尼崎港線(中在家緑地入口)	69	69	70	0(1未満)	休日		67	68	70	1	最大となる地点	予測結果 ( $L_{A5}$ )	環境保全目標値 <sup>(注)</sup>	南東側敷地境界
区分	予測地点	現況騒音レベル	予測結果	環境保全目標値 <sup>(注)</sup>	工事用車両による増加分																					
平日	県道57号尼崎港線(中在家緑地入口)	69	69	70	0(1未満)																					
休日		67	68	70	1																					
最大となる地点	予測結果 ( $L_{A5}$ )	環境保全目標値 <sup>(注)</sup>																								
南東側敷地境界	58	60																								

表 7-6 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等
	環境要素の区分	影響要因の区分		
騒音	騒音	施設関連車両の走行	(前ページ参照)	<p>1. 予測結果</p> <p>施設関連車両の走行に伴う騒音レベルの予測結果は、施設関連車両を付加した騒音レベルが64～69dBとなった。</p> <p>2. 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の維持管理：施設関連車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、過剰な騒音の発生を防止する。</li> <li>・運転手の教育・指導：施設関連車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。</li> </ul> <p>3. 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響の回避・低減に係る評価</li> </ul> <p>予測結果は、施設関連車両を付加した騒音レベルが昼間67～69dB、夜間64dBとなり、施設関連車両による増加分が0（1未満）dBとなるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価</li> </ul> <p>予測結果は、施設関連車両を付加した騒音レベルが昼間67～69dB、夜間64dBであり、環境保全目標値とした昼間「70dB」、夜間「65dB」を満足する値となった。</p> <p>以上の結果より、施設関連車両の走行に伴う騒音の予測結果は、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p>

< 施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音 ( $L_{Aeq}$ ) の予測・評価結果 > [単位：dB]

区分 <sup>注1)</sup>		予測地点	現況騒音レベル	予測結果	環境保全目標値 <sup>注2)</sup>	施設関連車両による増加分
平日	昼間	県道57号尼崎港線（中在家緑地入口）	69	69	70	0（1未満）
	夜間		64	64	65	0（1未満）
休日	昼間		67	67	70	0（1未満）
	夜間		64	64	65	0（1未満）

注1) 時間区分は次のとおりとする。  
 昼間：6時～22時、夜間：22時～翌日の6時  
 注2) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する地域）の値を適用した。

表 7-7 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等																			
	環境要素の区分	影響要因の区分																					
振動	振動	工事用車両の走行	<p><b>・環境振動</b></p> <p>事業計画地敷地境界では、振動レベル (<math>L_{10}</math>) は平日昼間が 46dB、平日夜間が 41dB、休日昼間が 36dB、休日夜間が 34dB 未満であった。</p> <p>初島子ども広場では、振動レベル (<math>L_{10}</math>) は平日昼間が 34dB、平日夜間が 26dB、休日昼間が 26dB、休日夜間が 22dB であり、いずれも規制基準値以下であった。</p> <p>築地公園では、振動レベル (<math>L_{10}</math>) は平日昼間が 34dB、平日夜間が 22dB、休日昼間が 32dB、休日夜間が 30dB であり、いずれも規制基準値以下であった。</p> <p><b>・道路交通振動</b></p> <p>県道 57 号 尼崎港線 (中在家緑地入口) では、振動レベル (<math>L_{10}</math>) は</p>	<p><b>1. 予測結果</b></p> <p>工事用車両の走行に伴う振動レベルの予測結果は、工事用車両を付加した振動レベルが 42~46dB となった。</p> <p><b>2. 環境保全措置の検討</b></p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬車両台数の低減：掘削に伴い発生する土砂は、可能な限り事業計画地内で再利用し、周辺道路を走行する工事用車両の台数を低減する。</li> <li>・車両の維持管理：工事用車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、過剰な振動の発生を防止する。</li> <li>・運転手の教育・指導：工事用車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。</li> </ul> <p><b>3. 評価結果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響の回避・低減に係る評価</li> </ul> <p>予測結果は、工事用車両を付加した振動レベルが 42~46dB となり、工事用車両による増加分が 0 (1 未満) ~2dB となるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価</li> </ul> <p>予測結果は、工事用車両を付加した振動レベルが 42~46dB であり、環境保全目標値とした「70dB」を満足する値となった。</p> <p>以上の結果より、工事用車両の走行に伴う振動の予測結果は、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p>	<p style="text-align: center;">&lt; 工事用車両の走行に伴う道路交通振動 (<math>L_{10}</math>) の予測・評価結果 &gt;</p> <p style="text-align: right;">[単位：dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予測地点</th> <th>現況振動レベル<sup>(注1)</sup></th> <th>予測結果</th> <th>環境保全目標値<sup>(注2)</sup></th> <th>工事用車両による増加分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日</td> <td>県道 57 号 尼崎港線</td> <td>44</td> <td>46</td> <td>70</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>(中在家緑地入口)</td> <td>42</td> <td>42</td> <td>70</td> <td>0 (1 未満)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 現況振動レベルは、予測結果が最大となる時間帯 (17:00~18:00) の振動レベルの実測値を示す。 注2) 「道路交通振動の要請限度」の第2種区域の値を適用した。</p>	区分	予測地点	現況振動レベル <sup>(注1)</sup>	予測結果	環境保全目標値 <sup>(注2)</sup>	工事用車両による増加分	平日	県道 57 号 尼崎港線	44	46	70	2	休日	(中在家緑地入口)	42	42	70	0 (1 未満)
		区分	予測地点	現況振動レベル <sup>(注1)</sup>	予測結果	環境保全目標値 <sup>(注2)</sup>	工事用車両による増加分																
平日	県道 57 号 尼崎港線	44	46	70	2																		
休日	(中在家緑地入口)	42	42	70	0 (1 未満)																		
		施設の稼働	<p>平日昼間が 45dB、平日夜間が 41dB、休日昼間が 43dB、休日夜間が 39dB で、いずれも要請限度値以下であった。</p> <p><b>・地盤卓越振動数</b></p> <p>県道 57 号 尼崎港線 (中在家緑地入口) の地盤卓越振動数は 12.6Hz であり、軟弱地盤であった。</p>	<p><b>1. 予測結果</b></p> <p>施設の稼働に伴う振動レベルの予測結果は、敷地境界 (西側敷地境界) で 59dB (<math>L_{10}</math>) となった。</p> <p><b>2. 環境保全措置の検討</b></p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振動発生機器の配慮：低振動型の設備機器を採用し、また、特に大きな振動源となる設備機器は、必要に応じて独立基礎又は防振装置を設置する。</li> <li>・設備機器の維持管理：定期的な設備機器等の点検及び異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行う。</li> </ul> <p><b>3. 評価結果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響の回避・低減に係る評価</li> </ul> <p>予測結果は、敷地境界 (西側敷地境界) で 59dB (<math>L_{10}</math>) となるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価</li> </ul> <p>予測結果は、敷地境界 (西側敷地境界) で 59dB (<math>L_{10}</math>) であり、環境保全目標値とした「60dB」を満足する値となった。</p> <p>以上の結果より、施設の稼働に伴う振動の予測結果は、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p>	<p style="text-align: center;">&lt; 施設の稼働に伴う振動レベルの予測・評価結果 (最大地点) &gt;</p> <p style="text-align: right;">[単位：dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大となる地点</th> <th>振動レベル (<math>L_{10}</math>)</th> <th>環境保全目標値 (<math>L_{10}</math>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西側敷地境界</td> <td>59</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 昼間 (8:00~19:00) 及び夜間 (19:00~翌 8:00) の公害防止基準は 60dB である。</p>	最大となる地点	振動レベル ( $L_{10}$ )	環境保全目標値 ( $L_{10}$ )	西側敷地境界	59	60												
最大となる地点	振動レベル ( $L_{10}$ )	環境保全目標値 ( $L_{10}$ )																					
西側敷地境界	59	60																					

表 7-8 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等																																																																																				
	環境要素の区分	影響要因の区分																																																																																						
振動	振動	施設関連車両の走行	(前ページ参照)	<p>1. 予測結果</p> <p>施設関連車両の走行に伴う振動レベルの予測結果は、施設関連車両台数を付加した振動レベルは 45～49dB となった。</p> <p>2. 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車両の維持管理：施設関連車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、過剰な振動の発生を防止する。</li> <li>運転手の教育・指導：施設関連車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。</li> </ul> <p>3. 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響の回避・低減に係る評価</li> </ul> <p>予測結果は、施設関連車両を付加した振動レベルで昼間 46～49dB、夜間 45～46dB となり、施設関連車両による増加分が 0 (1 未満)～2dB となるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価</li> </ul> <p>予測結果は、施設関連車両を付加した振動レベルで昼間 46～49dB、夜間 45～46dB であり、環境保全目標値とした昼間「70dB」、夜間「65dB」を満足する値となった。以上の結果より、施設関連車両の走行に伴う振動の予測結果は、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p>																																																																																				
				<p>&lt;施設関連車両の走行に伴う道路交通振動 (<math>L_{10}</math>) の予測・評価結果&gt; [単位：dB]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分<sup>注1)</sup></th> <th>予測地点</th> <th>現況振動レベル<sup>注2)</sup></th> <th>予測結果</th> <th>環境保全目標値<sup>注3)</sup></th> <th>施設関連車両による増加分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平日</td> <td>昼間</td> <td rowspan="4">県道 57 号 尼崎港線 (中在家緑地入口)</td> <td>47</td> <td>49</td> <td>70</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>46</td> <td>46</td> <td>65</td> <td>0 (1 未満)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">休日</td> <td>昼間</td> <td>46</td> <td>46</td> <td>70</td> <td>0 (1 未満)</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>65</td> <td>0 (1 未満)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1) 時間区分は、次のとおりとする。 昼間：8 時～19 時、夜間：19 時～翌 8 時</p> <p>注 2) 現況振動レベルは、予測結果が最大となる時間帯の振動レベルの実測値を示す。 (平日・休日ともに、昼間 9:00～10:00、夜間 5:00～6:00 が最大となる。)</p> <p>注 3) 「道路交通振動の要請限度」の第 2 種区域の値を適用した。</p>	区分 <sup>注1)</sup>	予測地点	現況振動レベル <sup>注2)</sup>	予測結果	環境保全目標値 <sup>注3)</sup>	施設関連車両による増加分	平日	昼間	県道 57 号 尼崎港線 (中在家緑地入口)	47	49	70	2	夜間	46	46	65	0 (1 未満)	休日	昼間	46	46	70	0 (1 未満)	夜間	45	45	65	0 (1 未満)																																																							
区分 <sup>注1)</sup>	予測地点	現況振動レベル <sup>注2)</sup>	予測結果	環境保全目標値 <sup>注3)</sup>	施設関連車両による増加分																																																																																			
平日	昼間	県道 57 号 尼崎港線 (中在家緑地入口)	47	49	70	2																																																																																		
	夜間		46	46	65	0 (1 未満)																																																																																		
休日	昼間		46	46	70	0 (1 未満)																																																																																		
	夜間		45	45	65	0 (1 未満)																																																																																		
悪臭	悪臭	施設の稼働	<p>・悪臭(2季(冬季・夏季))</p> <p>事業計画地敷地境界、初島子ども広場、築地公園の 3 地点において試料採取及び分析した結果、いずれの地点・項目についても、悪臭防止法に係る尼崎市の規制基準値を下回っていた。</p> <p>1. 予測結果</p> <p>&lt;ごみ焼却施設稼働時の煙突排出ガスに含まれる悪臭&gt;</p> <p>各気象条件の最大着地濃度地点における臭気濃度及び臭気指数は 10 未満であった。</p> <p>&lt;ごみ焼却施設休止時の排出口からの悪臭&gt;</p> <p>ごみ焼却施設休止時の排出口からの悪臭の臭気濃度及び臭気指数は最大で 10 未満であった。</p> <p>&lt;ごみ焼却施設等の稼働時に施設から漏えいする悪臭&gt;</p> <p>現有施設の調査結果では、特定悪臭物質及び臭気濃度は定量下限値若しくは定量下限値未満であること、また、新施設では、現有施設と同程度以上の環境配慮事項を講じる計画としていることから、新施設においても同程度の特定悪臭物質及び臭気濃度となると予測した。</p> <p>2. 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>臭気の高温分解：施設稼働時には、ごみピット内の空気を燃焼用空気として引き込み、焼却炉内で臭気の高温分解を行うことで、悪臭の低減を図る。</li> <li>悪臭漏えいの防止：施設内は負圧に保ち、ごみピットからの臭気の漏えいを防ぐ。また、リサイクル施設及びし尿処理施設においては、密閉化によって建屋内からの臭気の漏えいを防ぐ。</li> <li>脱臭装置の設置：施設休止時には、脱臭装置による脱臭を行い、悪臭の低減を図る。</li> </ul> <p>3. 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響の回避・低減に係る評価</li> </ul> <p>調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う悪臭の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価</li> </ul> <p>ごみ焼却施設稼働時の煙突排出ガスに含まれる悪臭及びごみ焼却施設休止時の排出口からの悪臭の予測結果は、いずれも環境保全目標値以下となる。ごみ処理施設稼働時に施設からの漏えいに伴う悪臭の予測結果は、現有施設の調査結果においても臭気の漏えいは少なく、現有施設と同程度以上の環境配慮事項を講じる計画としていることから、新施設においても同程度の特定悪臭物質及び臭気濃度となると予測した。以上の結果より、施設の稼働に伴う悪臭の予測結果は、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p>	<p>&lt;ごみ焼却施設稼働時の煙突排出ガスに含まれる悪臭(臭気濃度、臭気指数)予測結果&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>一般的な気象条件</th> <th>上層逆転層発生時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大濃度地点の臭気濃度</td> <td>10 未満</td> <td>10 未満</td> </tr> <tr> <td>最大濃度地点の臭気指数</td> <td>10 未満</td> <td>10 未満</td> </tr> <tr> <td>最大濃度地点(距離：m)</td> <td>580</td> <td>480</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;ごみ焼却施設稼働時の煙突排出ガスに含まれる悪臭及びごみ焼却施設休止時の排出口からの悪臭の評価&gt; [単位：ppm]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全目標値</th> <th>項目</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンモニア</td> <td>&lt;1</td> <td>1</td> <td>イソバレルアルデヒド</td> <td>&lt;0.003</td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td>メチルメルカプタン</td> <td>&lt;0.002</td> <td>0.002</td> <td>イソブタノール</td> <td>&lt;0.9</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>硫化水素</td> <td>&lt;0.02</td> <td>0.02</td> <td>酢酸エチル</td> <td>&lt;3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>硫化メチル</td> <td>&lt;0.01</td> <td>0.01</td> <td>メチルイソブチルケトン</td> <td>&lt;1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>二硫化メチル</td> <td>&lt;0.009</td> <td>0.009</td> <td>トルエン</td> <td>&lt;10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>トリメチルアミン</td> <td>&lt;0.005</td> <td>0.005</td> <td>スチレン</td> <td>&lt;0.4</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>アセトアルデヒド</td> <td>&lt;0.05</td> <td>0.05</td> <td>キシレン</td> <td>&lt;1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>プロピオンアルデヒド</td> <td>&lt;0.05</td> <td>0.05</td> <td>プロピオン酸</td> <td>&lt;0.03</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>ノルマルブチルアルデヒド</td> <td>&lt;0.009</td> <td>0.009</td> <td>ノルマル酪酸</td> <td>&lt;0.001</td> <td>0.001</td> </tr> <tr> <td>イソブチルアルデヒド</td> <td>&lt;0.02</td> <td>0.02</td> <td>ノルマル吉草酸</td> <td>&lt;0.0009</td> <td>0.0009</td> </tr> <tr> <td>ノルマルバレルアルデヒド</td> <td>&lt;0.009</td> <td>0.009</td> <td>イソ吉草酸</td> <td>&lt;0.001</td> <td>0.001</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 臭気指数 10 は臭気強度 2.5 に該当し、臭気強度 2.5 における特定悪臭物質濃度は、環境保全目標としている「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準について」(平成 13 年、尼崎市告示第 103 号)に基づく尼崎市の規制基準と同値である。ごみ焼却施設稼働時の煙突排出ガスに含まれる悪臭及びごみ焼却施設休止時の排出口からの悪臭の予測の結果、臭気濃度及び臭気指数は最大で 10 未満であったことから、特定悪臭物質濃度は環境保全目標値を下回ると予測した。</p>	項目	一般的な気象条件	上層逆転層発生時	最大濃度地点の臭気濃度	10 未満	10 未満	最大濃度地点の臭気指数	10 未満	10 未満	最大濃度地点(距離：m)	580	480	項目	予測結果	環境保全目標値	項目	予測結果	環境保全目標値	アンモニア	<1	1	イソバレルアルデヒド	<0.003	0.003	メチルメルカプタン	<0.002	0.002	イソブタノール	<0.9	0.9	硫化水素	<0.02	0.02	酢酸エチル	<3	3	硫化メチル	<0.01	0.01	メチルイソブチルケトン	<1	1	二硫化メチル	<0.009	0.009	トルエン	<10	10	トリメチルアミン	<0.005	0.005	スチレン	<0.4	0.4	アセトアルデヒド	<0.05	0.05	キシレン	<1	1	プロピオンアルデヒド	<0.05	0.05	プロピオン酸	<0.03	0.03	ノルマルブチルアルデヒド	<0.009	0.009	ノルマル酪酸	<0.001	0.001	イソブチルアルデヒド	<0.02	0.02	ノルマル吉草酸	<0.0009	0.0009	ノルマルバレルアルデヒド	<0.009	0.009	イソ吉草酸	<0.001	0.001
項目	一般的な気象条件	上層逆転層発生時																																																																																						
最大濃度地点の臭気濃度	10 未満	10 未満																																																																																						
最大濃度地点の臭気指数	10 未満	10 未満																																																																																						
最大濃度地点(距離：m)	580	480																																																																																						
項目	予測結果	環境保全目標値	項目	予測結果	環境保全目標値																																																																																			
アンモニア	<1	1	イソバレルアルデヒド	<0.003	0.003																																																																																			
メチルメルカプタン	<0.002	0.002	イソブタノール	<0.9	0.9																																																																																			
硫化水素	<0.02	0.02	酢酸エチル	<3	3																																																																																			
硫化メチル	<0.01	0.01	メチルイソブチルケトン	<1	1																																																																																			
二硫化メチル	<0.009	0.009	トルエン	<10	10																																																																																			
トリメチルアミン	<0.005	0.005	スチレン	<0.4	0.4																																																																																			
アセトアルデヒド	<0.05	0.05	キシレン	<1	1																																																																																			
プロピオンアルデヒド	<0.05	0.05	プロピオン酸	<0.03	0.03																																																																																			
ノルマルブチルアルデヒド	<0.009	0.009	ノルマル酪酸	<0.001	0.001																																																																																			
イソブチルアルデヒド	<0.02	0.02	ノルマル吉草酸	<0.0009	0.0009																																																																																			
ノルマルバレルアルデヒド	<0.009	0.009	イソ吉草酸	<0.001	0.001																																																																																			

表 7-9 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等
	環境要素の区分	影響要因の区分		
水質	水質 (水の濁り、有害物質)	施設の解体・建築	<p>&lt;生活環境項目&gt;</p> <p>4 季を対象に河川水質調査を行った結果、調査地点 2 地点において、浮遊物質量は 1～5mg/L、流量は 0.007～0.069m<sup>3</sup>/s、全窒素は 1.4～3.0mg/L、全リンは 0.045～0.076mg/L、全亜鉛は 0.005～0.021mg/L の範囲であった。</p> <p>水素イオン濃度、溶存酸素量 (DO) 及</p>	<p>1.環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事排水の処理：掘削により発生する湧水等については、濁水となる可能性があることから、仮設沈砂池等により水質汚濁防止法に準じた水質以下として排水する。</li> <li>・定期的な処理水の計測：処理水は定期的に計測し、処理の状況を把握する。</li> </ul> <p>2.評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響の回避・低減に係る評価</li> </ul> <p>前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の解体・建築に伴う水質（水の濁り、有害物質）の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p>
	水質（水の汚れ等）	施設の稼働	<p>び全窒素で環境基準の超過が見られたが、その他の項目に関しては環境基準値を下回っていた。</p> <p>&lt;健康項目及びダイオキシン類&gt;</p> <p>夏季を対象に河川水質調査を行った結果、調査地点 2 地点において、ふっ素及びほう素において環境基準の超過が見られたが、その他の項目に関しては環境基準を下回っていた。</p>	<p>1.環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設排水の処理：生活排水及びプラント排水については、排水水質濃度を水質汚濁防止法及び兵庫県条例で定められた基準及び現有施設の基準値以下とする。</li> <li>・施設排水の低減：排水量は最大でも現有施設（届出値：最大約800m<sup>3</sup>/日）の約1/10以下（約60m<sup>3</sup>/日）とし、公共用水域への放流量を低減する。</li> <li>・定期的な処理水の計測：排水量及び水質については、定期測定を実施し、今後法令に基づき届出を行う水質汚濁防止法等の届出値を上回らないよう管理を続ける。</li> </ul> <p>2.評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響の回避・低減に係る評価</li> </ul> <p>前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う水質（水の汚れ等）の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p>
地下水質	地下水質	施設の解体・建築	<p>本事業は、工事の実施において土壌汚染対策法に基づく適切な措置を行うため、保全措置項目として選定した。そのため、予測を行わずに環境保全措置を検討することで評価を実施した。</p>	<p>1.環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鋼矢板等の設置による遮水又は地下水位を管理しながら掘削：掘削の際は、土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、鋼矢板その他の遮水性を有する構造物を準不透水層まで設置、又は掘削範囲内に設けた釜場からの排水によって地下水位を低下させて観測井戸による地下水位の管理を行いながら帯水層へ接しない状況で掘削を進める。</li> <li>・ケーシング杭等の併用：準不透水層を貫通するような杭工事の際は、土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、ケーシングの併用等を実施する。</li> <li>・掘削量の最小化による汚染の拡散リスクの低減：地下構造物のコンパクト化等を図り、掘削量を極力最小化して、汚染の拡散リスクの低減を図る。</li> </ul> <p>2.評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響の回避・低減に係る評価</li> </ul> <p>前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の解体・建築に伴う地下水質の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p>
土壌汚染	土壌汚染	施設の解体・建築	<p>本事業は、工事の実施において土壌汚染対策法に基づく適切な措置を行うため、保全措置項目として選定した。そのため、予測を行わずに環境保全措置を検討することで評価を実施した。</p>	<p>1.環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鋼矢板等の設置による遮水又は地下水位を管理しながら掘削：掘削の際は、土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、鋼矢板その他の遮水性を有する構造物を準不透水層まで設置、又は掘削範囲内に設けた釜場からの排水によって地下水位を低下させて観測井戸による地下水位の管理を行いながら帯水層へ接しない状況で掘削を進める。</li> <li>・掘削量の最小化による汚染の拡散リスクの低減：地下構造物のコンパクト化等を図り、掘削量を極力最小化し、汚染の拡散リスクの低減を図る。</li> <li>・掘削土の飛散防止・流出防止：掘削土は、可能な限り埋戻土等で場内利用を行い、仮置きの際は土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、飛散防止・流出防止等の対策を実施する。</li> <li>・ケーシング杭等の併用：準不透水層を貫通するような杭工事の際は、土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、ケーシングの併用等を実施する。</li> <li>・土壌（粉じん）の飛散防止：敷地境界には防塵ネット又は仮囲いを設置し、敷地外への飛散防止を図る。</li> <li>・既存表土の被覆：構内道路下はアスファルト舗装、緑地下は表層50cmを清浄土による覆土を実施する。</li> </ul> <p>2.評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響の回避・低減に係る評価</li> </ul> <p>前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の解体・建築に伴う土壌汚染の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p>

表 7-10 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等
	環境要素の区分	影響要因の区分		
廃棄物	廃棄物	施設の解体・建築	<p>&lt; 一般廃棄物 &gt;</p> <p>尼崎市における一般廃棄物 令和元年度のごみ総排出量は153,347t、資源化量は13,638t、リサイクル率は12.59%であった。</p> <p>現有施設における焼却量等 現有施設（クリーンセンター第1工場・クリーンセンター第2工場）の合計の焼却量は134,088t/年、合計焼却灰量が15,412t/年、飛灰処理物量が3,207t/年、灰資源化量が114t/年、縮減率が14%であった。</p> <p>現有施設等における一般廃棄物（可燃ごみ） 現有施設の一般廃棄物量は、2.97t/年であった。</p> <p>&lt; 産業廃棄物 &gt; 尼崎市における産業廃棄物 平成30年度に発生した産業廃棄物の総排出量は2,734千t（推計値）であり、このうち2,468千t（90.3%）が中間処理によって減量され、213千t（7.8%）が再生利用、残りの53千t（1.9%）が埋め立て処分されている。</p> <p>現有施設における産業廃棄物 現有施設の発生量は307.34t/年であった。</p> <p>&lt; 最終処分場の規模 &gt; 尼崎沖埋立処分場の面積は113ha、埋立容量は1,600万m<sup>3</sup>、泉大津沖埋立処分場の面積は203ha、埋立容量は3,100万m<sup>3</sup>、神戸沖埋立処分場の面積は88ha、埋立容量は1,500万m<sup>3</sup>、大阪沖埋立処分場の面積は95ha、埋立容量は1,400万m<sup>3</sup>である。</p> <p>&lt; 残土（建設発生土）の処理体系等 &gt; 平成30年度における全国の建設発生土有効利用率は79.8%であった。</p>	<p>1. 予測結果</p> <p>&lt; 建設工事に伴う一般廃棄物 &gt; 本事業の工事における延べ作業員数は、施工計画から230,000人と想定した。また、メーカーヒアリング資料に基づく一般廃棄物原単位（0.4kg/人）より、工事に発生する一般廃棄物量は92.0tと予測した。</p> <p>&lt; 現有施設等の解体に伴う産業廃棄物 &gt; 現有施設等の解体に伴うコンクリート塊、金属くず等は58,708t発生すると予測した。廃棄物の種類別の発生量は、コンクリート塊51,000t、アスファルト・コンクリート塊1,300t、木くず19.2t、金属くず5,200t、蛍光灯類0.7t、廃石膏ボード660t、廃プラスチック類44t、混合廃棄物234t、陶磁器くず250tと予測した。また、特別管理産業廃棄物はダイオキシン類含有物が120m<sup>3</sup>、廃石綿含有物が320m<sup>3</sup>、建設汚泥が200m<sup>3</sup>発生すると予測した。</p> <p>&lt; 建築工事に伴う産業廃棄物 &gt; 建設混合廃棄物の発生量は、建築工事全体の合計で419.4tが発生すると予測した。廃棄物の種類別の発生量は、コンガラが100.7t、アスコンが25.2t、ガラス陶磁器が16.8t、廃プラが25.2t、金属くずが16.8t、木くずが41.9t、紙くずが16.8t、石膏ボードが29.4t、その他が25.2t、混合廃棄物が121.6tと予測した。</p> <p>&lt; 建設工事に伴う残土（建設発生土） &gt; 建設工事に伴う建設発生土は32,000m<sup>3</sup>が発生し、また、場内では解体工事に伴い19,000m<sup>3</sup>の搬入土が発生すると予測した。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事に伴う一般廃棄物の発生抑制：建設作業員等により発生する一般廃棄物は、紙ごみの分別徹底、食品ロスの削減等の指導を実施し、発生量の低減に努める。</li> <li>建設工事に伴う産業廃棄物の適正な処理・処分：現有施設等の解体及び建築工事に伴って発生する産業廃棄物は、産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の処理基準及び建設廃棄物処理指針」に基づき適正に処理・処分する。</li> <li>建設工事に伴う特別管理産業廃棄物の適正な処理・処分：現有施設の解体に伴って発生するダイオキシン類含有物及び廃石綿等は、産業廃棄物処理業者へ委託し、特別管理産業廃棄物として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の処理基準に従って適正に処理・処分する。</li> <li>掘削量の最小化による建設発生土の発生抑制：地下構造物のコンパクト化等を図り、掘削量を極力最小化することで、建設発生土の発生を抑制できる。</li> </ul> <p>3. 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響の回避・低減に係る評価 調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の解体・建築に伴う廃棄物の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</li> </ul>
		施設の稼働	<p>1. 予測結果</p> <p>&lt; ごみの焼却に伴う廃棄物（焼却灰、飛灰） &gt; 新施設では119,693t/年の廃棄物を焼却する計画であり、それに伴い焼却灰15,000t/年、飛灰処理物7,000t/年が発生すると予測した。</p> <p>&lt; 施設の運営に伴い発生する一般廃棄物 &gt; 施設の運営に伴い発生する一般廃棄物の発生量は可燃ごみ1.66t/年、不燃ごみ0.86t/年の合計2.52t/年と予測した。</p> <p>&lt; 施設の稼働に伴う産業廃棄物 &gt; 施設の稼働に伴う産業廃棄物（汚泥）の発生量は280.98t/年と予測した。 なお、発生する産業廃棄物（汚泥）は、現有施設と同様に場内にて焼却処理する計画である。</p> <p>2. 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの焼却に伴う廃棄物（焼却灰、飛灰）の適正な処理及び処分：ごみの焼却に伴う廃棄物（飛灰）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、薬剤による安定化処理を行ったうえで大阪湾広域臨海環境整備センター（最終処分場）に搬入し、適正に処分を行う。また、焼却灰の一部を灰資源化（エコセメント）し、資源化できなかった焼却灰は、大阪湾広域臨海環境整備センター（最終処分場）に搬入し、適正に処分を行う。</li> <li>施設の運営に伴い発生する一般廃棄物の低減：施設の運営に伴い発生する一般廃棄物は、紙ごみの分別徹底、食品ロスの削減等の指導を実施し、発生量の低減に努める。</li> <li>施設の稼働に伴い発生する産業廃棄物の焼却処理：施設の稼働に伴い発生する汚泥は焼却処理し、減容化する。</li> </ul> <p>3. 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響の回避・低減に係る評価 調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う廃棄物の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</li> </ul>	

表 7-11 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等
	環境要素の区分	影響要因の区分		
資源循環	資源循環	施設の解体・建築	<p>&lt; 一般廃棄物 &gt;                      尼崎市における一般廃棄物廃棄物と同様である。</p> <p>現有施設等における一般廃棄物                      現有施設のごみの破碎・選別の処理量は破碎施設 3,120t/年、選別施設 5,570t/年であり、処理に伴い発生する鉄類等の再生利用量は、破碎施設で鉄類 784t/年、アルミ類 32t/年、その他非鉄 13t/年、選別施設でガラス 2,331t/年、鉄類 348t/年、アルミ類 132t/年、その他非鉄 1,281t/年となる。</p> <p>&lt; 産業廃棄物 &gt;                      尼崎市における産業廃棄物廃棄物と同様である。</p> <p>現有施設における産業廃棄物廃棄物と同様である。</p> <p>&lt; 最終処分場の規模 &gt;                      廃棄物と同様である。</p> <p>&lt; 残土（建設発生土）の処理体系等 &gt;                      廃棄物と同様である。</p>	<p>1. 予測結果</p> <p>&lt; 建設工事に伴う一般廃棄物 &gt;                      工事中に発生する一般廃棄物量は 92.0t であり、再資源化量は 11.58t、最終処分量は 80.42t と予測した。</p> <p>&lt; 現有施設等の解体に伴う産業廃棄物 &gt;                      現有施設等の解体に伴いコンクリート塊、金属くず等は 58,708t 発生し、再資源化量は 58,010t、最終処分量は 698t と予測した。これらの廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき、再利用、再資源化の推進に努めるとともに、再利用、再資源化できない廃棄物については、専門業者に委託し、適正に処理・処分する。</p> <p>現有施設の解体に伴いダイオキシン類含有物が 120m<sup>3</sup>、廃石綿含有物が 320m<sup>3</sup> 発生すると予測した。これらは特別管理産業廃棄物として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（令和3年3月、環境省環境再生・資源循環局）に基づき、密閉容器等で運搬し、埋立処分する。また、現有施設の解体に伴う建設汚泥は 200m<sup>3</sup> 発生すると予測した。建設汚泥は、ダイオキシン類濃度を踏まえ、処理・処分を実施することとなるが、全量が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定されるダイオキシン類濃度を超えた場合を想定し、全量を特別管理産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、密閉容器等で運搬し、埋立処分する。</p> <p>&lt; 建築工事に伴う産業廃棄物 &gt;                      建設工事に伴う産業廃棄物は 419.4t 発生し、再資源化量は 300.5t、最終処分量は 118.9t になると予測した。</p> <p>これらの廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき、再利用、再資源化の推進に努めるとともに、再利用、再資源化できない廃棄物については、専門業者に委託し、適正に処理・処分する。</p> <p>&lt; 建設工事に伴う残土（建設発生土） &gt;                      建設発生土は 32,000m<sup>3</sup> が発生し、場内では解体工事に伴い 19,000m<sup>3</sup> の搬入土が発生すると予測した。また、発生した建設発生土は 22,000m<sup>3</sup> を場内で埋め戻す計画であるため、残土として 10,000m<sup>3</sup> が発生すると予測した。</p> <p>2. 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事に伴う一般廃棄物の再資源化の促進：建設作業員等により発生する一般廃棄物は、分別回収するように建設作業員等への指導を実施し、再資源化を促進する。</li> <li>・建設工事に伴う産業廃棄物の再資源化の促進：現有施設等の解体及び建築工事に伴って発生する産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき、積極的な分別によって、削減(リデュース)、再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)の促進及び再資源化率の低い混合廃棄物の発生抑制に努める。</li> <li>・再生資材の利用：建設工事において、可能な限り再資源化された建設資材を利用する。</li> <li>・木くずの再資源化の向上：木くずについては、可能な限り再資源化施設へ搬出し、再資源化の向上に努める。</li> <li>・廃プラスチック類の再資源化の向上：廃プラスチック類については、リサイクル関連の法令・計画等を踏まえつつ、既存データである再資源化約6割以上の処理業者へ委託を心掛け、廃プラスチック類の再資源化の向上に努める。</li> <li>・建設発生土の再利用：建設発生土は可能な限り埋戻土として場内で再利用し、搬入土を抑制する。</li> </ul> <p>3. 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響の回避・低減に係る評価                      調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の解体・建築に伴う資源循環の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</li> <li>・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価                      建設工事に伴う一般廃棄物の再資源化率は、令和元年度の尼崎市のリサイクル率の実績値である 12.59% を用いており、目標値である 22% を下回る。工事の際は建設作業員等へ分別回収するよう指導を実施し、再資源化を促進する。                      建設工事に伴う産業廃棄物の再資源化率は、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊は 99.6%、木くず（建設発生木材）は 95.1% であり、目標値を上回る。木くずについては、可能な限り再資源化施設へ搬出し、再資源化率の向上に努める。</li> <li>・良好な環境の創造に係る評価                      調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境創造措置の検討結果を踏まえると、施設の解体・建築に伴う資源循環の影響は、前項の環境創造措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で良好な環境の創造が図られているものと評価した。</li> </ul>

< 建設工事に伴う産業廃棄物の評価結果 >

	廃棄物発生量 (t)	再資源化量 (t)	再資源化率 <sup>(注1)</sup>	目標値 <sup>(注2)</sup>
コンクリート塊	51,101	50,897	99.6%	99%
アスファルト・コンクリート塊	1,325	1,320	99.6%	99%
木くず（建設発生木材） <sup>(注1)</sup>	61.1	58.1 (57.2)	95.1% (93.6%)	95%

注1) 木くずの再資源化率については、「兵庫県廃棄物処理計画～循環型社会を目指して～」(平成30年8月、兵庫県)の目標値を達成するよう可能な限り木くずの再資源化に努めることとし、木くずの再資源化率を 91.1% とし算出した。括弧内の数字は前掲表 7.9.6 に示す再資源化率 86.5% を適用した場合の再資源化量及び再資源化率を示す。

注2) 「兵庫県廃棄物処理計画～循環型社会を目指して～」(平成30年8月、兵庫県)に掲げられている再資源化率を示す。

表 7-12 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等
	環境要素の区分	影響要因の区分		
資源循環	資源循環	施設の稼働	(前ページ参照)	<p><b>1. 予測結果</b></p> <p>&lt;ごみの焼却に伴う一般廃棄物（焼却灰、飛灰）&gt;            新施設では119,693t/年の廃棄物を焼却する計画であり、それに伴い焼却灰15,000t/年、飛灰処理物7,000t/年が発生すると予測した。また、灰資源化量は100t/年とする計画であり、削減率は18.5%になると予測した。            焼却灰・飛灰については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、薬剤による安定化処理を行ったうえで、大阪湾広域臨海環境整備センター（最終処分場）に搬入し、処分を行うことから、適正に処理・処分することができるものと予測した。</p> <p>&lt;ごみの破碎・選別に伴う一般廃棄物（鉄類、アルミ類等）&gt;            新施設では破碎施設で3,530t/年を処理する計画であり、それに伴い鉄類を682t/年、アルミ類を35t/年、その他非鉄を17t/年を再生利用すると予測した。また、選別施設で5,570t/年を処理する計画であり、それに伴いガラス2,547t/年、鉄類384t/年、アルミ類112t/年、その他非鉄1,245t/年を再生利用すると予測した。</p> <p>&lt;施設の運営に伴い発生する一般廃棄物&gt;            施設の運営に伴い発生する一般廃棄物の発生量は可燃ごみ1.66t/年、不燃ごみ0.86t/年の合計2.52t/年と予測した。可燃ごみは焼却処理するため、その焼却灰量等は0.31t/年となり、最終処分量は0.31t/年となる。また、不燃ごみは再生利用後、焼却処理するため、その再生利用量は0.48t/年、焼却処理量は0.38t/年、最終処分量は0.07t/年となる。</p> <p>&lt;施設の稼働に伴う産業廃棄物&gt;            施設の稼働に伴う産業廃棄物（汚泥）の発生量は280.98t/年と予測した。            なお、発生する産業廃棄物（汚泥）は、現有施設と同様に場内にて焼却処理する計画である。</p> <p><b>2. 環境保全措置の検討</b>            環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。            ・ごみの分別の推進：市民への周知等を行い、ごみの分別回収を推進することで、再資源化を促進する。            ・施設の運営に伴い発生する一般廃棄物の再資源化の促進：施設の運営に伴い発生する一般廃棄物は、分別回収を推進し、再資源化を促進する。</p> <p><b>3. 環境創造措置の検討</b>            施設の稼働に伴う資源循環の影響（供用）による新たな環境の創造について、実行可能な範囲内で検討を行った環境創造措置の内容は以下に示すとおりである。            ・焼却灰の再資源化：ごみの焼却に伴う焼却灰は、一部を灰資源化（エコセメント）する。            ・ごみの破碎・選別に伴う鉄類等の再資源化：ごみの破碎・選別に伴って発生する鉄類等は再生利用する。</p> <p><b>4. 評価結果</b></p> <p>・<b>環境影響の回避・低減に係る評価</b>            調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う資源循環の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p>・<b>環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価</b>            施設の運営に伴い発生する一般廃棄物の再資源化率は、目標値である22%を下回る。施設の運営の際は、分別回収を推進し、再資源化を促進する。</p> <p>・<b>良好な環境の創造に係る評価</b>            調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境創造措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う資源循環の影響は、前項の環境創造措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で良好な環境の創造が図られているものと評価した。</p>

<施設の運営に係る一般廃棄物の評価結果>

可燃ごみ及び不燃ごみ量 (t)	再資源化量 (t)	再資源化率	目標値 <sup>注)</sup>
2.52	0.48	19.2%	22%

注)「兵庫県廃棄物処理計画～循環型社会を目指して～」(平成30年8月、兵庫県)に掲げられている平成37年度(令和7年度)における一般廃棄物の再生利用率の目標値を示す。

表 7-13 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等
	環境要素の区分	影響要因の区分		
地球温暖化	地球温暖化	施設の稼働	<p><b>&lt; 尼崎市における温室効果ガスの排出状況 &gt;</b> 令和元年の排出量は 257.1 万 t-CO<sub>2</sub> であり、基準年(平成 25 年)の 350.2 万 t-CO<sub>2</sub> から 29.5% 減少している。</p> <p><b>&lt; 尼崎市における二酸化炭素排出量の削減目標 &gt;</b> 平成 31 年 3 月に策定された「尼崎市地球温暖化対策推進計画」(平成 31 年 3 月、尼崎市)によると、目標として、「平成 42 年度(令和 12 年度)の二酸化炭素排出量を平成 25 年度比で 28%以上削減」を掲げている。</p> <p><b>&lt; 事業による温室効果ガスの排出状況 &gt;</b> <b>燃料消費による温室効果ガス</b> 現有施設(クリーンセンター第 1 工場・大高洲庁舎・クリーンセンター第 2 工場・資源リサイクルセンターの合計)における、燃料消費による温室効果ガスの排出量の算定結果は、灯油が 298.24 t-CO<sub>2</sub>/年、LPG が 0.02 t-CO<sub>2</sub>/年、電力が 12156.80 t-CO<sub>2</sub>/年、都市ガスが 296.60 t-CO<sub>2</sub>/年、軽油が 21.43 t-CO<sub>2</sub>/年となる。</p> <p><b>ごみの焼却による温室効果ガス</b> 現有施設(クリーンセンター第 1 工場・クリーンセンター第 2 工場の合計)における、ごみの焼却による温室効果ガスの排出量の算定結果を以下に示す。 【二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)】 廃プラスチックは 66,967.71 t-CO<sub>2</sub>/年、合成繊維は 6,240.23 t-CO<sub>2</sub>/年となる。 【一酸化窒素(N<sub>2</sub>O)】 190.07 t-CO<sub>2</sub>/年となる。 【メタン(CH<sub>4</sub>)】 37.96 t-CO<sub>2</sub>/年となる。</p>	<p><b>1. 予測結果</b> 新施設から直接排出される温室効果ガスは 60,710 t-CO<sub>2</sub>/年、施設外で間接的に排出される温室効果ガスは 9,093 t-CO<sub>2</sub>/年、合計で 69,803 t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガスが排出されると予測した。この合計排出量は、尼崎市全体の 2019 年度の温室効果ガス排出量 247 万 t-CO<sub>2</sub>/年の 3%以下である。また、新施設の発電による電力の一部は施設内で使用する計画であり、間接的に化石燃料の消費削減に寄与すると考えられる温室効果ガスの削減量は 37,697 t-CO<sub>2</sub>/年と、新施設からの間接排出量を上回る削減量になると予測した。 現有施設から直接排出される温室効果ガスは 76,093 t-CO<sub>2</sub>/年、施設外で間接的に排出される温室効果ガスは 12,157 t-CO<sub>2</sub>/年、合計で 88,250 t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガスが排出されていると算出した。 なお、発電分を考慮すると、ごみの焼却を含む場合で現有施設の 66,701 t-CO<sub>2</sub>/年から新施設の 32,106 t-CO<sub>2</sub>/年へと 34,596 t-CO<sub>2</sub>/年が減少、ごみの焼却を除く場合で現有施設の-8,775 t-CO<sub>2</sub>/年から新施設の-28,487 t-CO<sub>2</sub>/年へと 19,711 t-CO<sub>2</sub>/年が減少すると予測した。</p> <p><b>2. 環境保全措置の検討</b> 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 ・燃料使用量の削減：ごみ焼却によって発生する廃熱は、発電の他、場内の給湯等にも利用し、燃料使用量の削減に努める。 ・電力使用量の削減：冷暖房設備等については、動力部分のインバータ化・高効率化を図り、電力の使用量の削減に努める。</p> <p><b>3. 環境創造措置の検討</b> 施設の稼働に伴う地球温暖化の影響(供用)による新たな環境の創造について実行可能な範囲内で検討を行った環境創造措置の内容は以下に示すとおりである。 ・エネルギーの回収・循環利用：ごみ焼却によって発生する廃熱を利用した発電を実施して、施設の稼働に必要な電力を供給し、エネルギーを回収・循環利用し、余剰分は一般電気事業者へ売電する。 ・敷地内及び建物の緑化：可能な限り敷地内及び建物の緑化等(屋上緑化、壁面緑化、太陽光パネル設置)を行う。 ・施設排水の再利用：焼却施設及びリサイクル施設の排水は可能な限り施設内で再利用し、水道使用量を低減する。</p> <p><b>4. 評価結果</b> ・<b>環境影響の回避・低減に係る評価</b> 調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う地球温暖化の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p>・<b>良好な環境の創造に係る評価</b> 調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境創造措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う地球温暖化の影響は、前項の環境創造措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で良好な環境の創造が図られているものと評価した。</p>

< 温室効果ガス予測結果 >

発生要因	現有施設 ( t-CO <sub>2</sub> /年 )		新施設 ( t-CO <sub>2</sub> /年 )		
	直接排出	間接排出	直接排出	間接排出	
排出	ごみの焼却	75,477	—	60,592	—
	機械等の稼働(電気使用)	—	12,157	—	9,093
	機械等の稼働(燃料使用)	616	—	117	—
	小計	76,093	12,157	60,710	9,093
	合計	88,250		69,803	
削減	発電	—	21,548	—	37,697
排出削減	ごみ焼却を含む場合	66,701		32,106	
	ごみ焼却を含まない場合	-8,775 <sup>(注)</sup>		-28,487 <sup>(注)</sup>	

注) 新施設と現有施設の差は、-19,711t-CO<sub>2</sub>/年となる。

表 7-14 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等											
	環境要素の区分	影響要因の区分													
景観	景観	施設の有無	<p>・代表的な眺望地点</p> <p>調査地点は、「尼崎市都市美形成計画」(平成 23 年、尼崎市)及び実施計画書審査会意見を踏まえ、事業計画地から南西方向約 1.0km にあるウォーキングコース、北東方向約 1.4km にある東部浄化センター屋上広場、東方向約 0.4km にある中島新橋、北方向約 0.3km にある東高洲橋、北西方向約 0.2km にある尼崎市清掃局前交差点の計 5 地点を代表地点に選定した。</p> <p>現地調査の結果、いずれの地点からも事業計画地内のクリーンセンター第 1 工場、若しくはクリーンセンター第 3 工場の煙突等が視認できる。</p> <p>・重要な景観資源の分布状況</p> <p>1. 自然景観資源</p> <p>第 3 回自然環境保全基礎調査(環境省)によると、事業計画地周辺における自然景観資源は存在しない。</p> <p>2. 文化的景観資源</p> <p>事業計画地周辺においては、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)、兵庫県文化財保護条例(昭和 39 年兵庫県条例第 58 号)、尼崎市文化財保護条例(昭和 57 年尼崎市条例第 7 号)に基づく調査対象区域の登録文化財、指定文化財が存在するが、事業計画地は視認できない。</p>	<p>1. 予測結果</p> <p>主要な眺望点における眺望の変化は、ウォーキングコース、東部浄化センター屋上広場、東高洲橋、尼崎清掃局前交差点においては、眺望の変化の程度は小さいと予測した。中島新橋においては、新施設の出現により眺望の変化の程度は比較的大きいことから、建物等の意匠、色彩、緑化措置等について周辺地域に調和するような対策を実施する。</p> <p>代表的な調査地点における作成したフォトモンタージュ及び予測結果概要は以下に示すとおりである。</p> <p>&lt;フォトモンタージュ及び予測結果概要&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.1 ウォーキングコース</th> <th>No.2 東部浄化センター屋上広場</th> <th>No.3 中島新橋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>  <p>事業計画地内の新施設を視認でき、スカイライン等への影響はクリーンセンター第 1 工場と同等か、煙突高さが低くなった分、小さくなる。本地点からの眺望は、視界を大きく遮ることはないため、眺望の変化の程度は小さいと予測した。</p> </td> <td>  <p>事業計画地内の新施設を視認でき、スカイライン等への影響はクリーンセンター第 1 工場と同等か、煙突高さが低くなった分、小さくなる。本地点からの眺望は、視界を大きく遮ることはないため、眺望の変化の程度は小さいと予測した。</p> </td> <td>  <p>クリーンセンター第 1 工場と比較すると煙突高さは低くなるが、建物の高い部分が視野の前面に来る。そのため、スカイライン等への影響はクリーンセンター第 1 工場と同程度となるが、新施設の出現により眺望の変化の程度は比較的大きい。</p> </td> </tr> <tr> <th>No.4 東高洲橋</th> <th>No.5 尼崎市清掃局前交差点</th> <td></td> </tr> <tr> <td>  <p>クリーンセンター第 3 工場が解体され、新たな清掃事務所等が整備されることで、その奥側に新施設を視認することができる。そのため、本地点では眺望の変化の程度は比較的大きいが、主にクリーンセンター第 3 工場の解体に伴うものであり、煙突高さがクリーンセンター第 1 工場より低くなることからスカイライン等への影響は小さく、新施設建設に伴う眺望の変化の程度は小さいと予測した。</p> </td> <td>  <p>視野の前面には工場が位置していることから、新施設は一部のみ視認が可能であり、視界を大きく遮ることはないため、眺望の変化の程度は小さいと予測した。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	No.1 ウォーキングコース	No.2 東部浄化センター屋上広場	No.3 中島新橋	 <p>事業計画地内の新施設を視認でき、スカイライン等への影響はクリーンセンター第 1 工場と同等か、煙突高さが低くなった分、小さくなる。本地点からの眺望は、視界を大きく遮ることはないため、眺望の変化の程度は小さいと予測した。</p>	 <p>事業計画地内の新施設を視認でき、スカイライン等への影響はクリーンセンター第 1 工場と同等か、煙突高さが低くなった分、小さくなる。本地点からの眺望は、視界を大きく遮ることはないため、眺望の変化の程度は小さいと予測した。</p>	 <p>クリーンセンター第 1 工場と比較すると煙突高さは低くなるが、建物の高い部分が視野の前面に来る。そのため、スカイライン等への影響はクリーンセンター第 1 工場と同程度となるが、新施設の出現により眺望の変化の程度は比較的大きい。</p>	No.4 東高洲橋	No.5 尼崎市清掃局前交差点		 <p>クリーンセンター第 3 工場が解体され、新たな清掃事務所等が整備されることで、その奥側に新施設を視認することができる。そのため、本地点では眺望の変化の程度は比較的大きいが、主にクリーンセンター第 3 工場の解体に伴うものであり、煙突高さがクリーンセンター第 1 工場より低くなることからスカイライン等への影響は小さく、新施設建設に伴う眺望の変化の程度は小さいと予測した。</p>	 <p>視野の前面には工場が位置していることから、新施設は一部のみ視認が可能であり、視界を大きく遮ることはないため、眺望の変化の程度は小さいと予測した。</p>
No.1 ウォーキングコース	No.2 東部浄化センター屋上広場	No.3 中島新橋													
 <p>事業計画地内の新施設を視認でき、スカイライン等への影響はクリーンセンター第 1 工場と同等か、煙突高さが低くなった分、小さくなる。本地点からの眺望は、視界を大きく遮ることはないため、眺望の変化の程度は小さいと予測した。</p>	 <p>事業計画地内の新施設を視認でき、スカイライン等への影響はクリーンセンター第 1 工場と同等か、煙突高さが低くなった分、小さくなる。本地点からの眺望は、視界を大きく遮ることはないため、眺望の変化の程度は小さいと予測した。</p>	 <p>クリーンセンター第 1 工場と比較すると煙突高さは低くなるが、建物の高い部分が視野の前面に来る。そのため、スカイライン等への影響はクリーンセンター第 1 工場と同程度となるが、新施設の出現により眺望の変化の程度は比較的大きい。</p>													
No.4 東高洲橋	No.5 尼崎市清掃局前交差点														
 <p>クリーンセンター第 3 工場が解体され、新たな清掃事務所等が整備されることで、その奥側に新施設を視認することができる。そのため、本地点では眺望の変化の程度は比較的大きいが、主にクリーンセンター第 3 工場の解体に伴うものであり、煙突高さがクリーンセンター第 1 工場より低くなることからスカイライン等への影響は小さく、新施設建設に伴う眺望の変化の程度は小さいと予測した。</p>	 <p>視野の前面には工場が位置していることから、新施設は一部のみ視認が可能であり、視界を大きく遮ることはないため、眺望の変化の程度は小さいと予測した。</p>														
			<p>2. 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観環境との調和：敷地内に地域植生への影響を配慮した植栽を施すとともに、景観に配慮した色彩及びデザインを採用するなど、周辺景観との調和を図る。</li> <li>・「尼崎市都市美形成計画」との整合：建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討に当たっては、「尼崎市都市美形成計画」との整合を図る。</li> </ul> <p>3. 評価結果</p> <p>・環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>調査及び予測の結果、事業計画地と距離が近く、建物の高くなっている部分が視野の前面に来る中島新橋、クリーンセンター第 3 工場がなくなり、その奥側に新施設を視認することができる東高洲橋は眺望の変化の程度は比較的大きいと予測した。そのため、環境保全措置として、周辺景観環境との調和等を講じることにより、景観への影響を低減する。</p> <p>以上のことから、施設の有無に伴う景観への影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。</p> <p>・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価</p> <p>施設の有無に伴う景観への影響については、対象施設の配置、形状、配色、意匠等について、「尼崎市都市美形成計画」との整合を図り、さらなる施設計画の検討を進める。</p> <p>以上のことから、施設の有無に伴う景観への影響については、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。</p>												

## 第8章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

本事業が環境に及ぼす影響として、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水質、土壌汚染、廃棄物、資源循環、地球温暖化、景観が想定され、これらの11項目について、調査、予測及び環境保全措置・環境創造措置の検討を踏まえた評価を行った。

評価に当たっては、「環境負荷影響の回避・低減に係る評価」及び「良好な環境の創造に係る評価」の2つの観点で行うとともに、環境基準その他の国、県及び尼崎市による環境の保全に関する施策によって、環境影響評価項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該評価において当該基準又は目標と照らし、当該基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性が図られているか否かについて検討した。

その結果、本事業は工事中及び施設の存在・供用において、概ね環境基準その他の国、県及び尼崎市による環境の保全に関する施策との整合性は図られるとともに、環境負荷影響を回避・低減し、環境創造のための措置を実施するなど良好な環境保全の創造に向けて努めていると評価した。

本事業の実施に係る今後の詳細な計画の検討に当たっては、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行う。特に資源循環については、建設工事及び施設運営の際に一般廃棄物の分別回収を推進し、再資源化を促進する。

なお、工事中及び施設の存在・供用において、事後調査の結果を踏まえ、現段階で予測し得なかった著しい環境影響がみられる場合は、必要に応じて適切な措置を講じることとする。

## 第9章 事後調査の実施に関する事項

### 第1節 対象事業に係る事後調査の項目及び手法

#### 1.1 対象事業に係る事後調査の項目

対象事業に係る事後調査は、環境影響評価項目（予測及び評価を行った項目）を対象に実施することとし、環境状況等の把握及び環境保全措置又は環境創造措置の履行状況の確認を実施する。

環境状況等の把握については、環境負荷影響の重大性を考慮して、表 9-1 に示す項目及び事項について実施する。事後調査項目として選定しなかった項目の理由は、表 9-2 に示すとおりである。

表 9-1 実施する事後調査項目

環境要素		環境影響要因		事後調査項目選定	
				環境の状態等の把握	環境保全措置又は環境創造措置の履行状況の確認
大気質	二酸化窒素	工事	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	×	
		供用	施設の稼働 施設車両の運行	×	
	二酸化硫黄	供用	施設の稼働		
	浮遊粒子状物質	工事	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	×	
		供用	施設の稼働 施設車両の運行	×	
	有害物質	供用	施設の稼働		
騒音	工事	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	×		
		施設の稼働に伴う騒音の発生	×		
	供用	施設車両の運行	×		
振動	工事	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	×		
		施設の稼働に伴う振動の発生	×		
	供用	施設車両の運行	×		
悪臭	供用	施設の稼働	×		
水質	水の汚れ(BOD)	供用	施設の稼働	-	
	水の濁り(SS)	工事	施設の解体・建築	-	
		供用	施設の稼働	-	
	富栄養化(T-P、T-N)	供用	施設の稼働	-	
	溶存酸素(DO)	供用	施設の稼働	-	
	有害物質	工事	施設の解体・建築	-	
供用		施設の稼働	-		
水素イオン濃度	供用	施設の稼働	-		
地下水質	工事	施設の解体・建築	-		
土壌汚染	工事	施設の解体・建築	-		
廃棄物	工事	施設の解体・建築			
	供用	施設の稼働	×		
資源循環	工事	施設の解体・建築			
	供用	施設の稼働	×		
地球温暖化	供用	施設の稼働	×		
景観	存在	施設が存在			

表 9-2 事後調査項目として選定しない項目の理由

環境要素		環境影響要因		事後調査項目	選定しない理由
大気質	二酸化窒素	工事	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	環境の状態等の把握（予測事項の環境調査）	工事期間中の一時的な影響であり、本事業の寄与分はわずかであることから、事後調査項目に選定しない。
		供用	施設車両の運行		将来の施設車両台数は現況より減少することとなり、予測の結果、本事業の寄与分はわずかである。そのため、事後調査項目に選定しない。
	浮遊粒子状物質	工事	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		工事期間中の一時的な影響であり、本事業の寄与分はわずかであることから、事後調査項目に選定しない。
		供用	施設車両の運行		将来の施設車両台数は現況より減少することとなり、予測の結果、本事業の寄与分はわずかである。そのため、事後調査項目に選定しない。
騒音	工事	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	工事期間中の一時的な影響であり、本事業の寄与分はわずかであることから、事後調査項目に選定しない。		
	供用	施設の稼働	計画地は工業専用地域であり規制対象外であるものの自主規制値を設定して、本施設は自主規制値内で施設を稼働する。また、現地調査及び予測の結果より本事業の寄与分はわずかであり、環境影響は小さいことから、事後調査項目に選定しない。		
		施設車両の運行	将来の施設車両台数は現況より減少することとなり、予測の結果、本事業の寄与分はわずかである。そのため、事後調査項目に選定しない。		
振動	工事	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	工事期間中の一時的な影響であり、本事業の寄与分はわずかであることから、事後調査項目に選定しない。		
	供用	施設の稼働	計画地は工業専用地域であり規制対象外であるものの自主規制値を設定して、本施設は自主規制値内で施設を稼働する。また、現地調査及び予測の結果より本事業の寄与分はわずかであり、環境影響は小さいことから、事後調査項目に選定しない。		
		施設車両の運行	将来の施設車両台数は現況より減少することとなり、予測の結果、本事業の寄与分はわずかである。そのため、事後調査項目に選定しない。		
悪臭	供用	施設の稼働	現地調査及び予測の結果より本事業の影響は小さいことから、事後調査項目に選定しない。		
廃棄物	供用	施設の稼働	将来の施設稼働時の廃棄物発生量は現況と同程度であり、環境影響は小さいことから、事後調査項目に選定しない。		
資源循環	供用	施設の稼働	将来の施設稼働時の再資源化量は現況と同程度であり、環境影響は小さいことから、事後調査項目に選定しない。		
地球温暖化	供用	施設の稼働	将来の温室効果ガス排出量は現況と現況より減少すると予測されており、環境影響は小さいことから、事後調査項目に選定しない。		

## 1.2 対象事業に係る事後調査の手法

### 1) 工事中における事後調査の手法

工事中における事後調査として実施する項目の手法、期間及び頻度は、表 9-3(1)～(2)に示すとおりである。

表 9-3(1) 事後調査の項目及び手法、期間及び頻度（環境の状態等の把握）

環境要素	環境影響要因	期間・頻度	事後調査の手法
廃棄物	施設の解体・建築	工事 期間中	マニフェスト伝票、工事関係資料 (建設作業日報等)等の整理により 最終処分量及び再資源化量等を把 握する方法とする。
資源循環	施設の解体・建築	工事 期間中	

表 9-3(2) 事後調査の項目及び手法、期間及び頻度（環境保全措置の実施状況の確認）

環境要素	環境影響要因	期間・頻度	事後調査の手法	
大気質	二酸化窒素	資材及び機械の運搬に用 いる車両の運行	工事関係資料(建設作業日報等) 等の整理により、必要に応じて写 真等を用いて実施状況を確認す る方法とする。	
	浮遊粒子状物質			
騒音	資材及び機械の運搬に用 いる車両の運行	工事期間中		
振動	資材及び機械の運搬に用 いる車両の運行	工事期間中		
水質	水の濁り(SS)	施設の解体・建築		工事排水の 放流期間中
	有害物質			
地下水質	施設の解体・建築	掘削工事 期間中		
土壌汚染	施設の解体・建築			
廃棄物	施設の解体・建築	工事期間中		

2) 供用後における事後調査の手法

供用後における事後調査として実施する項目の手法、期間及び頻度は、表 9-4(1)～(2)に示すとおりである。

表 9-4(1) 事後調査の項目及び手法、期間及び頻度（環境の状態等の把握）

環境要素		環境影響要因	期間・頻度	事後調査の手法	事後調査の地点
大気質	二酸化窒素	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査期間：施設稼働後の1年間</li> <li>調査頻度：4季（各1週間連続）</li> </ul>	P.7.1-5 に示す現地調査手法と同様の方法とする。 なお、有害物質は塩化水素、ダイオキシン類、水銀とする。	図 7.1-12 に示す予測地点とする。
	二酸化硫黄				
	浮遊粒子状物質				
	有害物質				
景観		施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査期間：施設稼働後の1年間</li> <li>調査頻度：1季（春季～秋季のいずれか）</li> </ul>	現地調査（写真撮影）による方法とする。	図 7.11-3 に示す予測地点とする。

表 9-4(2) 事後調査の項目及び手法、期間及び頻度（環境保全措置及び環境創造要因の実施状況の確認）

環境要素		環境影響要因	期間・頻度	事後調査の手法
大気質	二酸化窒素	施設の稼働	施設稼働後の1年間	竣工図及び維持管理の関係資料等の整理により、必要に応じて写真等を用いて実施状況を確認する方法とする。
	二酸化硫黄			
	浮遊粒子状物質			
	有害物質			
騒音		施設の稼働	施設稼働後の1年間	
振動		施設の稼働	施設稼働後の1年間	
悪臭		施設の稼働	施設稼働後の1年間	
水質	水の汚れ(BOD)	施設の稼働	施設稼働後の1年間	
	水の濁り(SS)			
	富栄養化(T-P、T-N)			
	溶存酸素(DO)			
	有害物質			
	水素イオン濃度			
廃棄物		施設の稼働	施設稼働後の1年間	
地球温暖化		施設の稼働	施設稼働後の1年間	
景観		施設の存在	施設稼働後の1年間	現地調査（写真撮影）及び竣工図等の資料の整理による方法とする。

## 第2節 事後調査を行う期間及び頻度

事後調査を行う期間及び頻度は、前掲の表 9-3(1)～(2)及び表 9-4(1)～(2)に示すとおりである。

## 第3節 その他市長が必要があると認める事項

該当はありません。

## 第10章 環境影響評価を行った者の氏名及び住所

環境影響評価を事業者から委託された者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地は次のとおりである。

パシフィックコンサルタンツ株式会社  
上席執行役員 大阪本社長 日高 彰  
大阪府大阪市北区堂島浜一丁目2番1号

第11章 その他市長が必要があると認める事項  
該当有りません。

## 第12章 その他

対象事業に適用される法令及びそれに基づく主要な許認可等は、表 12-1 に示すとおりである。

表 12-1 対象事業に適用される法令及びそれに基づく許認可等

適 用 法 令	許 認 可 等
都市計画法	都市計画の変更
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物処理施設の設置届出
消防法	危険物貯蔵所設置許可申請
建築基準法	建築確認申請
大気汚染防止法	ばい煙発生施設の設置届出 水銀排出施設の設置届出
ダイオキシン類対策特別措置法 水質汚濁防止法	特定施設設置届出
土壌汚染対策法	土地の形質の変更届出
景観法	景観計画区域内における行為の届出